

議長／これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1を議題といたします。

これより、6日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって発言は、発言順序のとおりに願います。

中村君。

中村議員／越前若狭の会の中村綾菜でございます。

今、時代は大きく変わろうとしております。

この福井県においては、新幹線延伸中部縦貫道がつながろうとしております。

そして、人口減少、少子高齢化、そして技術の発展著しい、そんな中で、これまでと同じような政策、まちづくりで本当に県民の皆様の安全安心、保障できるのかといえば、そうではない。

何となく、皆さんお感じなのではないでしょうか。

だからこそ今、新しい政策、新しいまちづくり、必要ではないかなというふうに考えております。

そんな意味で今日は一般質問、作らせていただきましたので、ぜひ明快な御回答をよろしくお願いをいたします。

それでは、一般質問通告に従いまして、話させていただきます。

まず、介護・フレイル予防について。

介護予防・フレイル予防は極めて重要です。

福井県では女性の健康寿命が全国19位まで毎年下がってきております。

一人でも多くの方に一日でも長く健康でいただきたい、そして健康、長寿な福井県でありたい、これは県民福祉を提供する我々全員の願いだと思えます。

フレイルとは、はっきり虚弱と訳され、それは身体に限らず心理的、社会的なものも存在します。

福井県では、既にそれらにも目を向けたフレイル予防事業として、フレイルチェックを実施していると承知しております。

県を挙げてフレイル予防を牽引していることは全国でもかなり先進的だと感じております。その事業のあり方に見られるように、予防とはまさしく、いつからでも、いつまでも行えるということ。

そして、一貫して取り組むべきだと考えます。

つまり、高齢者に限らず、そして介護状態に関係なく、全ての人が取り組むべきで、介護予防についても全く同じことが言えるのではないのでしょうか。

本年度は、高齢者福祉計画、介護保険事業支援基本計画の改定年度です。

その計画案にも要望が大きく掲げられておりましたが、介護状態になることを防ぐための予防という文脈が強いように感じ、福井県がこれまで取り組んできた全年齢を対象とすることや、一貫して取り組むことなどの特異性、優位性が損なわれてしまうのではないかと

不安に感じました。

そこで伺います。

介護、フレイルに関する予防の取組は、年齢や介護状態を問わず一貫して行われるべきだと考えますが、そのような考え方で行政を行っていただけないでしょうか。

また、高齢者福祉計画、介護保険事業支援基本計画にもその考え方を反映していただけないでしょうか。

所見をお伺いいたします。

福井県が行っているフレイルチェック事業については、県民のフレイル状態を評価するところまでを支援していると伺っております。

評価結果に応じて県民が行動変容や生活習慣改善、そのほか予防行動を引き出せるか、またはその支援をどのように行うかは各市町の関わり方次第となってしまう現状だと受け止めております。

したがって、評価結果を本人の同意の上で市町に共有することや、健康アプリ等の県と市町が共同する事業に誘導すること、市町の適切なサービスを紹介し、つなぐことなど、県民にとってシームレスなサービス提供となるような努力が求められていると感じます。

そこで伺います。

フレイル検査の結果に応じたアクションプランの提案やその支援について、市町との連携及び指導を強化すべきだと考えますが、これからの意気込みを伺います。

次に、行財政改革アクションプランについて、本年度改訂される行財政アクションプランについて伺います。

議長／分割じゃないんですか。

中村議員／そうでした。

すみません、そうでした、失礼しました。

分割でお願いします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点お答えをいたします。

まず、介護・フレイル予防の取組についてお答えをいたします。

介護・フレイル予防につきましては、高齢者だけでなく、若いうちから意識をしていくことが重要と考えております。

働き盛り世代から健康づくりを進めるため、ウォーキングやスニーカービズの実施など、運動習慣の定着、また、生活改善推進員の事業所訪問による食生活見直しのアドバイスなどを現在実施しておるところでございます。

また、主に公民館などで実施しているフレイルチェックにつきまして、若い世代にもフレイル予防に関心を持ってもらえるように、昨年度から新たにショッピングセンターにも実施場所を拡大して、買い物客の参加を促しております。

今年度策定する高齢者福祉介護保険事業計画の中でも、人生百年時代の健康ライフの推進を重点項目に掲げまして、健康アプリを活用した運動習慣の定着、フレイルチェックデータを活用した予防活動の推進などによって、若いときから高齢者まで切れ目なく健康づくりや介護予防に取り組んでいきたいと考えております。

次に、フレイル検査の結果についてお答えをいたします。

フレイルチェックの結果をもとに、効果的な予防活動につなげていくため、昨年度、県作業療法士会や福井大学教授などによるフレイルチェックのデータ解析チームを発足させました。

現在、個人ごとの経年比較で生活指導により改善傾向が見られるか、あるいは地域特性による違いなど、市町ごとの傾向も分析しているところでございます。

また、坂井市では1回目と2回目のフレイルチェックの間にどのような社会参加活動を行ったかを聞き取りまして、より詳しい改善効果を分析するほか、参加者に対しても日常生活見直しの改善効果を実感できるようなデータのフィードバック方法を考察しているところでございます。

県では市町に、例えばハイリスク者に対してはリハビリなどの専門職による個別指導、健康な方へは社会参加への誘導といった、個人個人の状況に応じた支援の手法を示しまして、支援内容の違いによるフレイル予防の差が生じないように市町を指導し、介護予防事業を全体的に底上げしていきたいと考えております。

中村議員／行財政改革アクションプランについてお伺いをいたします。

公務員志望者が減少し、人材確保が困難となる中で、福井県庁においてもどのように多様な人材を集め、そして育てていくかは重要なテーマと考えます。

今年度から杉本知事が公約として掲げた、女性副知事の登用が実現し、鷲頭副知事が就任されており、県庁内における女性活躍について、県民の関心が高まっていると感じます。行財政アクションプランにおいても、それらの点についてどのような改定となるか期待されていることかと存じます。

また、福井県庁において、本年10月から子育て中、同年代、管理職など、様々な共通点を持つ職員が集まり、先輩職員から経験談を聞き、意見交換や交流の場を作る目的で福井県庁フィーカを実施していると伺っております。

そこで伺います。

行財政改革アクションプランにおいて、副知事を中心とした女性県職員の活躍に向けた取組と、福井県庁フィーカに期待する女性活躍に関する役割について、鷲頭副知事の見解をお伺いいたします。

女性活躍についてはもう一点ございます。

管理職への積極登用という言葉をよく耳にします。

確かに全体論として管理職の中で女性が占める割合が上がっていくことは非常に重要なことであると認識している上で、管理職への就任を望まず、家庭や育児を優先したいという働き方のニーズも同時に存在すると感じております。

結婚し、子どもを産み育てることが人生の喜びであるというふうに考える女性に対しては、

管理職等への登用を求めることは、両者にとっても大きな負担になってしまいます。そういったミスマッチは最小限にして、多様な人材が多様な働き方で活躍できる福井県庁であってほしいと願っております。

そこで伺います。

管理職等へ登用を望まず、出産や育児等を含む生活を優先したい女性の働き方のニーズを否定せず、それに応えられる体制で進めていただきたいと考えますが、その辺りの配慮についても御所見を伺います。

行財政改革については、健全財政の堅持が至上命題であるとも考えます。

その中で歳入の確保をどのように行っていくかは、ネーミングライツや広告収入等、県有資産を活用した様々な方法を検討する余地があると感じております。

国会では、大手町プレイスの売却やNTTグループの株の売却など、長期保有・運用することで得られたはずの利益を、目下の歳入確保のために手放すということも見受けられます。

福井県においても、歳入確保という名目で長期保有し、活用すべき県有資産等を売却することがないか、不安に感じております。

健全財政の堅持とは、それ自体が目的ではなく、それを通じて長期的目線での投資も含めて、末長く県政が発展することこそが目的であると考えます。

そこで伺います。

財政改革アクションプランにおける健全財政の堅持に向けた歳入確保について、福井県の県有資産等の売却については安易に行うべきではないと考えますが、所見を伺います。

また、現在決まっている売却資産があれば教えてください。

基金の積立てについてもお伺いいたします。

6月定例会でも質問させていただきましたが、福井県において、親のための支援だけではなく、子どもたちの未来のための支援についても検討すべきだと考えます。

子どもの未来のための支援とは、例えば学校給食で言えば給食の無償化について議論されておりますが、そういった親の経済的支援だけではなく、子どもの将来、つまり健康の発達を考えたオーガニック給食の導入などもそれに当たると思います。

ほかにも、子どもが学校に通うために、親が義務として支払う費用を減免することも必要だと思いますが、子ども自身が通いたい習い事や、自ら探究したい活動などに支援していくこともできるのではないのでしょうか。

福井の未来をつくっていくのは子どもたち自身ですので、その子どもたち自身の発達や成長に対して直接的支援ができる施策の検討が必要だと考えます。

そこで伺います。

県では、子育て支援に関する基金の積立て、長期的に支援を実施する姿勢を見せておりますが、保護者に対する子育ての応援に加え、子ども自身が享受する支援として、例えば学校に限らない習い事や子ども自身の探求への支援、子どもの未来に大切なオーガニック給食など、子どもの育ちの支援についても長期的な支援を実施するよう検討を始めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

御見解をお尋ねいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、子ども自身が享受する子どもたちの育ちの長期的な支援についてお答えを申し上げます。

今、議員御指摘いただきましたように、子育て支援という名目でいろんな形の支援をさせていただいている中身は、大きく申し上げれば保護者向けに子育ての応援をしていくという部分と、それから当然のことながら、その部分も含めてですけれども、子どもたちの健やかな成長、幸福、こういったものを求めて行っていく施策、分けられたり分けられなかったりしますけれども、結果として、子どもたちのためになるという政策を県としても今まで進めさせていただいております。

若干、私、これまでの議員の御指摘等を伺っていて、少し観点を変えていく必要があるなと思っているのは、やはり子ども真ん中というほうをしっかりと頭に置いておかないと、子育てというほうに頭がちょっと行っていたところもあったと思いますので、特にこれからはそういった点については注意をして進めていきたいと思っています。

ただ、子育て支援と言っておりますけれども、これまでも福井県におきましては、例えば子どもたちに対して個性を引き出す、興味・関心を持って学びを楽しむような教育をするとか、それから、全天候型の遊び場、いつでも遊べるような、こういう遊び場をつくるということであったりとか、さらにはひとり親の家庭のところの学習支援、こういったことも行って、子どもが長い育ちの中で、しっかりと幸福がつかめるような、こういうことも意識をしておりますし、私自身も今年の8月に、子ども真ん中応援サポーターにも就任もさせていただいて、そういう意識をさらに強く持っているところでございます。

ちょうど子ども計画をつくろうと、来年度策定しようというふうに考えているところでございますので、子どもたち、その施策の対象になる子どもたちのお話もよく聞かせていただいて、子どもの言うとおりにするというのは、その子どものためかどうかもありますので、こういったところはよく内容についての分析をさせていただきながら、それで長期的な視点も持って、子どもたちがしっかりと自分の人生を幸せに生きられるような、そういうような社会を作っていくというふうに考えております。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、県職員の女性活躍に向けた取組とフィーカの役割についてお答えを申し上げます。

これは官民間問わずでございますけれども、女性活躍が目指す姿というのは、やはり仕事と家庭の両立の不安を払拭し、意欲を持ってやりたいことに挑戦できるような、そういった社会の実現であるというふうに考えておきまして、そのためには職場、そして家庭と地域と、それぞれ両立のしやすい環境の整備を進めていく必要があると思っています。

その中で職場の部分、そこはまずは隗より始めよということで、県庁におきましては、これまでフレックスタイムでありますとかテレワークの推進など、積極的に導入をいたしま

して、両立のしやすい環境の整備をつくっていくことで、全ての職員が柔軟な働き方を選択できるように、これを推進してまいりました。

また、女性管理職につきましても、積極的に登用することで、多様な人材が活躍できる環境づくりにも取り組んでおりまして、次の行革プランの中におきましても、こうした取組、さらに進化をさせていきたいというふうに思っております。

また、御指摘をいただきましたフィーカにつきましても、これはコミュニケーションの活発化の取組の一つというふうに認識いただければと思いますけれども、何も女性職員だけに限らないわけですが、9月に私、実施をさせていただきまして、女性職員を中心としたフィーカにおきましても、日々の仕事の話から、また、今後のキャリア形成に向けた不安とか、また家庭とのバランスの取り方など、職員が日頃抱えるような悩みとか課題について、参加者同士とか、あるいは先輩職員といろいろと話をすることで、孤独感を緩和し、また乗り越えるヒントを見つけ、そして前向きな意欲を高めていくと、そういったことが期待できるというふうに考えているところでございます。

日常的にこういうところを持てればいいんですけども、なかなか難しいところもありますので、あえてこういった場を設定をするということも、行革プランの中にも少し記述もさせていただきながら、こういった取組を実行していくことで、女性を含めて多様な人材が誇りとやりがいを持って働き、また、主体的に成長しながら、躍動する県庁というのを目指してまいりたいと思っておりますし、また、これをしっかり県内にも波及させていきたいというふうに思っております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私から2点お答えを申し上げます。

最初に、家庭や育児等を含む生活を優先したい女性の働き方のニーズに応えられる働き方についてお答えを申し上げます。

女性が活躍する職場と申しますのは、女性の負担増を前提に管理職等への登用を行うものではなくて、育児や介護と両立しながら、性別に関係なく、誰もが自分らしく働ける職場であると考えております。

職員にはそれぞれキャリアに関する考え方がありまして、管理職となった女性からは実現できることが増え、達成感が強く感じられるようになった。

また、計画的に仕事を進めることができる、働きやすくなったといったようなお声もありまして、そうした声を伝えていくことで女性の選択肢を広げていきたいと考えております。県としましても引き続き、部分休業などの両立支援制度の拡充でありますとか、フレックスタイムやテレワークなどの働き方改革を進めるとともに、女性の意欲や能力の向上を促す様々な職務経験の機会を提供していくこと、そして自由に相談できる風通しのよい組織づくりに取り組みまして、職員の多様性が尊重され、働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境を整えていきたいと考えております。

続きまして、行財政改革プランにつきましても、県有資産等の売却による歳入の確保についてお答えを申し上げます。

行財政改革のアクションプランの改定案におきましては、健全財政を堅持するためとして、例えばネーミングライツでありますとか、広告収入など、県有資産を有効に活用することにより、歳入を確保するということを盛り込んでいるところでございます。

県有地の場合におきまして、利用が見込まれる土地につきましては、例えば東京都の目黒区に職員住宅の跡地がございまして、これは定期借地権を設定しまして、大手コンビニ会社に貸し付け、毎年貸付料を得ているというようなこともございますし、あるいは木田にありました職員住宅の跡地、これは更地になってしばらく使われていなかったんですけども、新しく児童相談所の用地としまして、また別の目的で活用したりというようなことで、様々な手法により長期的な目線に立ちまして、活用しているところでございます。一方で、他部局及び国や市町からの利用の希望もなく、今後も活用が見込めない土地というのもございます。

こういった土地なんですけど、侵入防止措置や、草刈りなどの維持管理経費が毎年負担し続けるというようなことになりまして、これは県民負担の増加にもつながるということでございますので、資産価値を判断しながら、慎重に売却の判断をしているところでございます。

なお、このようなプロセスを経まして、現在、売却手続を進めている県有地には大野市、小浜市、若狭町に3か所ございます。

中村議員／もう少しゆっくり読みます、すみません。

水力発電の推進について。

再生可能エネルギーについては、福井県の地理的なポテンシャルを最大限生かせるよう、様々な電源を模索すべきだと考えます。

その中でも水力発電については、まだまだ可能性のある電源でありつつも、表だった議論が少ないように感じ、今回取り上げさせていただきます。

国土交通省では、近年の気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化を踏まえた治水対策とともに、治水機能の強化と水力発電の促進の両立に加え、ダムが立地する地域の振興にも官民連携で取り組む、ハイブリッドダムの取組を進めています。

6月定例会で藤本議員からの質問に対し、ハイブリッドダムについては、国の動向を踏まえ、県管理ダムへの導入について検討する旨で御答弁をいただいたと認識しております。国交省が推進するハイブリッドダムについては、令和4年度時点ですでに増税の効果は確認されており、その後、令和5年度においては施行対象となるダムは72か所へと、予定どおり着実に増えました。

伺います。

令和4年度の国交省の施行によって得られた送電効果や、令和5年度に施行対象となるダムが順調に増えていることなど、直近の国の事業による成果について、前向きな受け取りをされていますか。

また、県管理のダムへの導入の可能性について、その後、検討は進みましたか、伺います。また、国土交通省は本年度の事業の成果をもって、令和6年度からハイブリッドダム事業への参画を民間事業者へ公募をかける予定だと公表しております。

管理ダムへの導入に限らず、国の事業とともに参画することを県内事業者へ呼びかけたり、働きかけたりすることも行いながら、全県的に取り組んでいくべきと考えます。

知産でできる電源として、多様な電源を確保することが、県民に対し、安定的にエネルギーを供給できる福井県につながると考えています。

伺います。

国事業への公募に関して、県内民間事業者への参加の呼びかけはされていますか。

また、そのように民間事業者とともに協調し、県内全体として前向きに取り組んでいくお考えはありますか、所見を伺います。

続いて、小水力発電について伺います。

嶺南Eコースト計画の推進に当たり、7月に開かれた厚生常任委員会でのエネルギー環境部長による報告の中で、嶺南地域における小水力発電の導入に向けた水量調査などを進めていきますと説明があり、嶺北地域への支援については、9月の常任委員会にてエネルギー課長から、市町とともに事業者を応援する再エネ活用地域振興プロジェクト自体は嶺北でも活用できるので、このプロジェクトを含めてどういった支援ができるか、今後検討していきたいと答弁をいただいております。

嶺北地域にも、奥越地域をはじめとして、豊富な水量を持つ河川等が多くあるため、小水力発電の可能性をぜひとも模索していただき、県内自主電源のさらなる確保を目指していただきたく思います。

伺います。

嶺北における小水力発電の可能性に対して、その後、検討状況はいかがでしょうか。

また、嶺南で行われた調査事業を嶺北にまで広げて行うことについて、検討いただけますか。

所見を伺います。

また、県管理ダムである永平寺ダムにおいても、小水力発電の可能性に関して検討いただきたく思います。

県として、永平寺ダムでの小水力発電の可能性をどのように評価していますか。

お伺いをいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、嶺北地域における小水力発電ポテンシャル調査についてお答え申し上げます。

嶺南地域では、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入に向けまして、嶺南Eコースト計画や***会議の取組の一環として、昨年度から小水力発電の導入可能性調査を実施しており、今年度は昨年度の調査で選定をしました適地で流量調査を実施しております。小水力発電につきましては、県内の発電ポテンシャルが比較的高く、環境基本計画において導入を進めていくこととしております。

今後、嶺北地域においても、嶺南地域と同様に小水力発電の導入拡大に向けた調査の実施について検討してまいりたいと思っております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは3点、お答えを申し上げます。

国土交通省の施行に対する県の受け止めと、県管理ダムでハイブリッドダムを推進する可能性についてお答えを申し上げます。

ハイブリッドダムは、最新の降雨予測技術を活用しまして、大雨が見込まれない場合には、洪水のために開けている容量に水を溜めて、水位を上げて、その水を活用することで増電につなげる取組でございます。

昨年度、国が施行した6ダムにつきまして、増電効果が確認できたことを受け、今年度、県内の真名川ダムを含め、72ダムに施行が拡大されたことは、電力確保の観点から有効であると、前向きに捉えているところでございます。

県管理ダムへの導入につきましては、国などの施行結果やダムの規模などの特性を踏まえまして、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、県内民間事業者等への公募、参加呼びかけと、県内全体としての取組についてお答えを申し上げます。

国におきましては、現時点で、県外の3ダムを対象に、発電施設の新增設等の実現可能性や、スキームの検討、事業者の公募要領等の作成を進めているところでございます。

令和6年度から民間事業者等の公募を行うと聞いておりまして、県内の民間事業者等への呼びかけは行っておりませんが、今後、県としましても、関連する情報の把握に努めながら、県内の国管理ダムにおいて、民間事業者等への公募があった場合には、本県からもしっかりと周知してまいりたいと考えております。

最後に、永平寺ダムでの小水力発電の可能性についてお答えを申し上げます。

永平寺ダムにつきましては、平成27年度に小水力発電の導入を検討しておりますが、発電に使用できる水量が少なく、採算性が低いため、県としましては水力発電を導入しないこととしております。

中村議員／最後に、ふく育さんについてお伺いいたします。

ふく育さんのシッター料金は平日18時までで、1時間2000円という発表がありました。

従事者に支払われる給料は1時間1300円から1600円とのことで、経営を考えると妥当な金額と言えますが、利用者の視点で考えると1時間2000円、しかも最低2時間から利用可能ということで、1回派遣してもらうのに最低4000円。

果たして利用者があるのかというのが、率直な感想です。

11月から、ふく育さんがプレスタートしていると聞いておりますが、今年度は何人の利用者を想定し、委託料を幾ら出す予定なのでしょうか。

また、ふく育さんの現状と課題はいかがでしょうか。

また、その課題をどのように解決するとお考えでしょうか。

利用料金の引下げも含めて、見解をお聞きいたします。

県としては、市町のすみずみ子育てサポート事業、これは1時間あたり700円割引するとい

う制度ですが、これに当てはめたいと考えていらっしゃると思いますが、現状、市町としては難しいという声も聞いております。

それは、当初予算の枠を超えてこの事業を利用する方が出たらどうするか。

市町独自で負担しなければいけないのかという問題があるからです。

県として、もし本気で市町のすみずみ子育てサポート事業に当てはめたいとお考えであるならば、この事業の予算の上乗せが必要なのではないでしょうか、お聞きをいたします。

池上健康福祉部長／ふく育さんの利用者の想定と支援額、現状と課題、そして解決策についてお答えをいたします。

ふく育さんは約1000万円の委託事業として実施しております。

今年度25人のふく育さん登録と、延べ700件の利用を想定しております。

現在、既に39名の方が登録しており、来週からは順次、子育て世帯による利用が始まる予定となっているところでございます。

御指摘のとおり、利用料金が割高であるということが課題であることは認識をしております。

少しでも安価にふく育さんを利用できるように、現在、すみずみ子育てサポート事業の対象とするよう、市町と調整を進めております。

あわせて、派遣型のふく育さんに加え、近隣住民が1時間あたり700円程度で子どもを預かる、申し訳ありません、すみません。

預かり型のふく育さんについても、県内4地区で実証の準備を進めているところでございます。

預かり型のふく育さんを普及するための方策についても検証していきたいと考えております。

次に、ふく育さん事業の予算上乗せの必要性についてお答えをいたします。

すみずみ子育てサポート事業は、市町が実施主体となって、子育て世帯の、子育てサービスなどの利用料を支援した場合、県がその額の2分の1を補助する事業となっております。市町への補助金額に上限は設けておりません。

現在、ふく育さんの利用についても、すみずみ子育てサポート事業の対象とするよう、市町と調整を進めているところでございますが、県の補助が十分でないため、対象とすることが難しいという市町の御意見は聞いておりません。

各市町において、順次対応をいただけるというふう聞いております。

また、ふく育さんをその対象とした場合におきましても、現時点では、県予算が不足するということは想定しておらずに、既決予算の範囲の中で対応したいと考えております。

中村議員／再質問をさせていただきます。

今のふく育さん事業について御質問させていただきます。

ふく育さんの利用料金を今下げているというような、下げることも検討しているというような答弁だったと私は認識いたしましたが、事業者への負担が増えるのではなくて、県の委託料を上乗せするというような認識で合っていますでしょうか。

池上健康福祉部長／今の検証の中では、繰り返しの御答弁になりますが、すみずみ子育てサポートによって、その予算の中で利用料金を下げるという考え方をしております。来年度以降の事業の進め方については、今後検討していくという考えであります。

中村議員／ぜひ、当初予算に計上していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

すみずみ子育てサポート事業、1時間当たり700円があれば、1時間1300円で例えば今使えます。

要は今2000円、1時間かかるので、700円引いて、1時間1300円で使えます。

しかし、まだ高いのではないかなというふうに感じます。

せめて、あと600円割引していただいて、1時間700円ぐらいでしたら、例えば2時間最低利用して1400円、この程度だったら使ってみたいというふうに感じます。

預かりの先ほどお話もありましたが、預かりの平均が大体1時間700円でございます。

預けて仕事行こうとか、いろんな御利用される方がいるというふうに聞いております。

ぜひ、そういったところもやっていただきたい。

そして、ふく育さんだけではなくて、ほかの事業者も訪問事業に関して、2000円とかそのぐらいの単位でやっている事業者さんもありますので、訪問に関してね、ぜひそういったところを一律に上乘せすとか、すみずみ子育てサポート事業の中で、その訪問事業だけ上乘せすとか、そういうところも考えていただけないかなというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

議長／再質問ですか。

中村議員／はい。

池上健康福祉部長／今回、実証事業ということで、事業を進めているところでございます。その中において、子育て家庭のニーズがどこにあるか、あわせて利用料金として、どういう金額が妥当であるか、さらに言えば、事業の継続可能性があるかということも考えていかなければいけませんので、事業者も含めまして、どのような事業の料金体系、そして継続可能性をどうやって図っていくかということを考えていきたいと思っております。

議長／中村君。

中村議員／もう質問しないです。

県の負担を増やしていただく、委託料を増やしていただくことで、事業者もしっかりと安い料金で、しっかりと運営ができる。

そして、事業者さんもしっかりと経営が整えられるような、継続していけるような、そん

な体制を整えることが可能だというふうに思います。

ちょっと試算しました。

想定利用者が1000人だとして、その方が週に1回、2時間利用すると仮定すると、年間で5760万円でございます。

例えば、これ以上増えないように、一人当たりの利用の上限額を設けるとか、そういったことをしては、というふうに思います。

これは全く不可能な金額ではないなというふうに感じております。

私、恥ずかしくて、あまり公言もしておりませんが、ほとんど私、夜、仕事に出ておりますので、家で家事とか育児とか、ほとんどできません。

なので、ベビーシッターというか、母にきちんとお金を払って、実家の母ですが、来てもらう、ご飯を作ってもらい、そしてお風呂に入れてもらう、子どもたちが寝そうになったときに私は家に帰るといことが結構日々あるわけでございます。

それが、私が本当につらいなと、子どもを差し置いて仕事してって本当思うんですけど、でもやっぱりそのベビーシッターさん、母がいたからこそできる、仕事と子育てが両立できることだというふうに思います。

仕事をしたい女性はたくさんいらっしゃると思いますし、本当にワンオペでやっているお母さん方。

大事な話です。

大事な話で、すみません。

本当にここで、しっかりとベビーシッターを派遣することが本当に救われるというお母さん。

毎日、家事も育児も仕事もいろんなことやって、一生懸命やっているお母さんはたくさんいらっしゃいます。

ぜひ助けていただく、そんな福井県になっていただきたいなと切にお願い申し上げまして、すみません、ちょっと長くなりましたが、意見とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長／以上で、中村君の質問は終了いたしました。

時田君。

なお、時田君より、資料の使用について申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

時田議員／おはようございます。

自民党福井県議会、時田でございます。

さて、本日は12月7日ということで、今年もあとわずかになりました。

1年がたつのも本当に早いと感じます。

昨年の中頃は、県議会議員選挙の出馬に向けて東奔西走しておりました。

1年後の今日、この場で一般質問をさせていただけることに本当に感謝しております。

変わったことといえば、私、いまだに成長期らしく、59歳の今、人生最高の体重と、お腹

周りが、人生最高の値をしておりまして、かなり大変なことになっております。体の成長はこの辺でストップさせて、県議会議員として今後ますます成長してまいりたいと思いますので、皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、原子力防災対策についてです。

実は、私のいところが滋賀県で医師をしており、原子力防災の会議にも参加していますが、避難時の対応をさらに具体化すべきではないかという意見を聞いたため、幾つか伺います。毎年、原発での重大事項を想定した県の原子力防災訓練が実施されております。今年も10月に嶺南4市町、620人が参加し、スクリーニング会場で検査や除染を体験しながら県内外へ避難しました。

住民に避難手順を理解してもらうには有効な訓練ですが、医療の立場にいる、医療の現場にいる者には、万一の事故に際し、本当に有効な計画か心配な面があるようです。令和4年度の国の原子力防災訓練は、美浜3号機が緊急事態となった想定で、福井県、滋賀県、岐阜県で実施され、国県の報告書においても大きな問題はありませんでした。しかし、この訓練は、各県がそれぞれ計画を実施しており、県同士の連携についてはあまり想定されていません。

例えば、福井県は北陸自動車道の賤ヶ岳サービスエリアでスクリーニング会場を設置しましたが、このことの詳細について、長浜市や地域消防、滋賀県の原子力災害拠点病院は認知していませんでした。

このため、スクリーニング会場で体調を崩す人や除染が必要な人が出た場合、どこに誰が運ぶか想定されていません。

原子力災害時の地域医療は、原子力災害拠点病院が中心的役割を担います。原子力災害拠点病院では、放射線による障がいの可能性のある方や、表面が放射性物質で汚染されている可能性のある救急患者を受け入れ、治療し、スクリーニング会場の簡易除染では汚染が取れない方の除染も行います。

しかし、嶺南地方、その周辺には原子力災害拠点病院がなく、特に京都側は京都市しかありません。

福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院、長浜赤十字病院がほぼ同じぐらい離れたところにしかないのが現状です。

原子力災害の避難の際に、医療や除染が必要となった場合、トリアージを経て病院を選定し、誰かが病院まで運ぶことになりますが、その点、どのように想定して訓練を行っているのか所見を伺います。

原発事故が起きた場合、嶺南地域の県民は、一時移転として、奈良県や兵庫県などに避難する予定です。

北陸自動車道を通って南下するか、舞鶴若狭自動車道、あるいは国道27号を通って西に進むことになっています。

しかし、現実的には、避難先より近くの府県にいる親戚や友人を頼る人もいるでしょうし、その場合は国道161号、303号を通る人もいるはずですが、スクリーニングのために避難経路は指示されていますが、全員がその経路を通ってくれる

とも限りませんし、そうした方が避難中に医療が必要となる場合も想定されます。避難先である府県のほか、避難経路上の県についても、毎日の場合に備えてどう連携するか計画を持っておくべきではないでしょうか。

原子力災害時の避難先となる府県、さらには、避難経路に含まれる府県とも原子力総合防災訓練を連携して実施し、実効性ある計画を策定するべきと考えますが、所見を伺います。訓練は毎年10月頃の気候のいい時期に行われますが、台風や大雪などの悪天候に備えた計画も必要と考えます。

特に大雪の場合は、嶺北と嶺南が分断され、嶺北の市町への避難ができない可能性があります。

訓練では水陸両用車や陸上自衛隊のホバークラフト型揚陸艇「LCAC」を使い、多様な手段を確認しているようですが、いずれも避難できる人数がそう多くないのではないのでしょうか。

大雪時、特に嶺北と嶺南が分断されるような場合に、どのように避難するのか。

大雪を想定した訓練も実施すべきではないかと考えますが、所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、帽子力安全訓練について、2点お答え申し上げます。

まず、避難先府県や避難経路に含まれる府県と連携した原子力総合防災訓練についてお答えいたします。

原子力災害時において、P A Z内の住民は、放射性物質放出前に避難を開始いたしますが、U P Z内の住民は放射性物質放出後の避難開始となるため、避難指示においてスクリーニングの実施を周知するとともに、県警等の協力を得た避難誘導によりまして、スクリーニング会場を經由して避難してもらうこととしております。

避難開始後の医療機関の受診においては、被曝が疑われる場合には、国、関係府県で搬送や受入れについて調整することとなっております。

いずれにしましても、隣接府県をはじめ、関係府県と連携した訓練は重要でありますことから、引き続き、関係機関の参加を得て原子力総合防災訓練を実施し、広域避難の実効性を高めてまいります。

次に、嶺北と嶺南が分断されるような大雪時における避難についてお答えいたします。

原子力災害時の住民避難について、嶺南地域においては県内以外に兵庫県や奈良県にも避難先を確保しており、避難先は、発電所の事故の状況や気象条件などを踏まえ決定することとしております。

大雪などにより、嶺北地域に避難できない場合は自宅や近郷の放射線防護対策施設で屋内待避を行い、天候が回復し、除雪などにより移動の安全が確認できてから避難指示を出すこととなります。

本年3月には、美浜原子力防災センターにおきまして、大雪時の原子力災害を想定した図上演習を実施し、現地対策本部の初動対応や避難経路、輸送手段の確保について確認をいたしました。

今後こうした訓練等によりまして、対応力の強化に努めてまいります。

池上健康福祉部長／私からは、原子力災害広域避難時の医療などの想定についてお答えをいたします。

昨年度の訓練において、スクリーニング会場を3か所設け、そのうち、福井県産業会館では被爆傷病者を、電力事業者の要員と車両によって、近隣の原子力災害拠点病院である県立病院に搬送する訓練を実施しております。

被爆傷病者は県内医療機関での受入れを基本としますが、災害規模などによって、県内での対応が困難な場合も想定されます。

このため、広域調整を担う機関として国に指定されております広島大学を中心に、本県の原子力発電所30キロ圏内に入る4府県、福井県を含めまして、京都、滋賀、岐阜となりますが、この4府県で広域的な搬送、受入れのあり方を議論してまいりました。

他の自治体からは、自府県民に加えて、他府県からの受入れが必要な傷病者の人数、あるいは傷病の程度などが不明確であるという意見もありまして、国に被害想定を求めているという現状でございます。

協議継続中の状況ということで、今、協議を進めている段階でございます。

引き続き国や広島大学、関係府県とともに、具体的な調整が進むように協議していきたいと考えております。

時田議員／原子力発電所の再稼働が進めば、事故のリスクは上がるため、あらゆる事態を想定して準備すべきです。

今後も万への備えをブラッシュアップし続けるように要望させていただきます。

続いて、福井県とマレーシアとの交流について、幾つか提案をいたします。

越前町国際交流協会の事業で、10月にマレーシアのセランゴール州に視察研修に行っていました。

セランゴール州は人口670万人、クアラルンプールに隣接するマレーシアの中心的な州です。製造業が盛んで、トヨタ自動車や富士通などの日系企業も多く進出しています。

マレーシア出身の越前町の職員が、NPO法人マレーシア国際交流協会の理事長を務めていること、また、今年1月にセランゴール州の観光局長が越前町を訪れ、観光や産業での協力について話し合ったことを受け、今後の交流の具体化と交流分野の拡大に向けた協議のために、州観光局や政府機関等を訪問いたしました。

セランゴール州観光局では、合同の観光商品開発や国内向けのPRなどについて検討することとなり、今は協定書の締結を進めようとしています。

また、HISマレーシアでは、マレーシアの中高生の修学旅行先として、越前町の観光資源や体験プログラムの情報提供を行いました。

早速、昨日と今日と、マレーシアの高校から25名が越前町を訪れており、町内の中学生と交流しています。

通常は東京と大阪を中心に来日するそうですが、今回2日間の福井県訪問を日程に入れていただきました。

こうした機会を今後も増やしたいと思います。

観光のほかに、私は教育の分野においても連携、交流を進めていただきたいと考えています。

マレーシアには71校のSBPと呼ばれる全寮制エリート校があり、優秀な小学生を選抜し、5年間をかけて国の将来を担う人材に育成します。

現在のマレーシアの首相や経済大臣などはSBP出身であり、今回、越前町を訪れている高校もSBPの一つです。

マレーシア教育省SBP管理局に伺った際、福井県の中学校、高校との交流に興味を示しており、越前町、福井県の希望を優先してくれるとのことでした。

SBPのうち4校がアメリカアップル社の認定校であり、ICT機器を活用した革新的な授業や課外活動が行われています。

生徒はみんな英語ができ、第2外国語に日本語を選択する生徒もいて、コミュニケーションは問題がないようです。

福井県の生徒、教員にとっても、学びになる部分は大いにあるのではないのでしょうか。

英語教育や探求活動の一環として、マレーシアのSBPと県内の中学校、高校とのオンライン交流を実施してはどうかと考えますが、初見を伺います。

また、大学を管理する高等教育省では、マレーシアの大学と福井県内の大学の交流、福井県内企業への大学生のインターンシップについて興味があるとのことでした。

県では、外国人材の県内企業の定着のために、人材育成や企業への補助金などの事業を実施していますが、学生インターンシップを受け入れることができれば、ミスマッチを防ぎ、県内企業の人材確保の一助ともなります。

人材不足の対策の一環としてマレーシアの大学生や県内の留学生などに、県内企業のインターンシップを新たに実施してはどうかと考えますが、所見を伺います。

マレーシアとの交流の具体例として、教育分野を挙げましたが、ほかにも農業での技術交流や芸術、文化財保護などの協力についても検討したいとのことでした。

また、マレーシアの人事院研修や日本への留学生の夏休み研修を越前町で実施するという話もありました。

今後、越前町はマレーシア政府やセランゴール州との交流、連携を進めていきますが、当然ながら越前町が単独でできることは限られており、県の協力が必要です。

まずは観光、教育など幾つかの分野で協力、連携を進め、将来的には包括的な連携協定の締結までマレーシアとの交流を深めていきたいと考えますが、今後のマレーシアとの交流について県に協力いただけないか、知事の所見を伺います。

杉本知事／時田議員の越前町とマレーシアとの包括的な連携協定の締結を見据えた交流に対する県の協力について、お答えを申し上げます。

これにつきましては、まずセランゴール州と越前町、交流をしていくというのは相互の理解が促進される、国際的な理解が進むということであったり、子どもたちも含めて国際人材が育つか、地域の活性化とか、地域の国際化に結びつくということで大変歓迎すべきことだというふうに理解をいたしております。

マレーシアと日本もしくは福井県との関係で申し上げますと、例えば輸出で言いますと、福井県の企業の輸出は県内で国別に見ると7位であったりとか、それから輸入だと17位ということで、かなり深い関係もございます。

特に留学生については、県内に来られている留学生の1割はマレーシア人ということでございまして、大変深い。

ただ一方で、インバウンドがまだ少ない、こういうような関係にあるかなと思います。

マレーシアはそもそもとても親日的ですし、また富裕層も多いということで、そういう意味では教育旅行のお話もありましたけれども、観光の誘客ということもあると思いますし、今申し上げたような高度人材、こういった方々、留学だったりとか、福井で働いていただくとか、こういった可能性も大変大きいというふうにも認識をいたしているところでございます。

そういう意味では、セランゴール州は大変大きな州ですので、自治体ではありませんけれども、州ですので、こういったところとのやり取り、これにはいろんな障がいもあると思います。

バンコク事務所が福井県もってありますので、相互のいろんな調整なんかを行ったりとか、またセランゴール州だったり、マレーシア政府のがこちらに来られるとき、こういうときに協力しながら進めさせていただくことは十分可能だと思いますので、連携しながら、セランゴール州なりマレーシアとの、それから越前町との交流、こういったものを深められるように、我々としても協力を申し上げたいと考えています。

議長／産業労働部長伊万里君。

伊万里産業労働部長／私からは、マレーシアの大学生や県内の留学生等に対する県内企業インターンシップの実施についてお答えをいたします。

留学生の県内就職の現状を見ますと、令和4年度に卒業して国内で就職した留学生54名いらっしゃいますけれども、うち23名が県内企業に就職してございまして、県内就職率は43%となっております。

県内の労働力人口が減少する中で、県産業の維持、成長を図るためには、御指摘いただきましたとおり、県内企業で活躍する外国人材をさらに増やしていくことが重要であると考えております。

県ではこれまで留学生など、高度外国人材の受入れを促進するために、県内大学等と連携し、国内就職を希望している留学生の企業訪問や合同企業説明会を開催するなど、留学生と企業のマッチングの機会の提供を行ってまいりました。

また、民間の団体で実施されている県内外の留学生の県内企業訪問、こうした支援の取組も行っているところでございます。

さらに、北陸3県の大学、行政、民間でつくるコンソーシアム、L i n k K A G A Y A K I というコンソーシアムもございましたけれども、こちらでも留学生の就職先について取り組んでございまして、議員御提案のインターンシップについても、こういう枠組みの中で実現に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／県立高校では昨年度、藤島高校や若狭高校がフィリピンなどと、また、武生東高校がオーストラリア、タイ、カンボジア、シンガポールなどと、また、福井農林高校がインドネシアと交流を行うなど、多くの学校でオンラインを含めた国際交流を積極的に行っております。

マレーシアは英語が広く使われ、日本との時差も少ないことから、オンライン交流を実施しやすいと考えております。

今回、御提案のあったマレーシアのSBP校についても、各県立高校及び各市町を通じて中学校に紹介するなど、海外との交流を進め、探求的な学びへの活用及び異文化理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

時田議員／本当に丁寧な答弁、ありがとうございます。

今後、セランゴール州との交流が進めば、修学旅行生や観光客が大幅に増える可能性もあります。

どうか県が越前町と一緒に、様々な面で交流を進めていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

続いて、物価高騰対策について伺います。

今年6月補正予算において、物価高騰対策として、省エネ家電購入促進事業が計上されました。

これは、一定以上の省エネ性能を有するエアコン、冷蔵庫の購入時に、いずれも2万円の割引を受けられるという事業です。

それぞれ1万枚ずつを発行し、来年1月末までの実施予定と聞いております。

電力使用量の削減により家計負担を軽減するため、省エネ家電購入促進事業を実施しているところですが、これまでの利用実績を伺うとともに、コールセンターに県民からの苦情や意見が寄せられていないか、現状を伺います。

省エネ家電の買い替えには補助があり、買い替え後には電気代の負担が減るのありがたいことのはずですが、私の周囲ではあまり良い評判を聞きません。

割引要件が厳しすぎるためです。

割引対象となる製品は、小売事業者表示制度で省エネ性能3.0以上であること、資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトに掲載があること、運搬料、取り付け料、家電リサイクル料金などを除いた本体価格が税込10万円以上であること、という3つの要件全てに該当する新品のエアコン、冷蔵庫です。

該当する製品を店頭で探すと最低でも20万円以上、商品によっては30万円もします。

私の周囲では、買おうと思っても高くて手が出せないという声をよく聞きます。

10万円の商品なら割引率20%ですが、それ以上の価格では割引率も下がり、お得感もありません。

このままでは予算を消化できないのではないのでしょうか。

必ずしも予算を全て消化すべきとは思いませんが、本事業の財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

生活支援が目的のメニューであり、不用額として残すのは、本来の目的と合っていないと考えます。

本来の目的である省エネ家電使用による電気使用量の削減効果と家計負担の減少をアピールするとともに、ふくいぴコインでのポイント加算や、ふく育割での追加割引など、何らかの利用促進策を実施すべきと考えますが、所見を伺います。

さて、先月、福井財務事務所が発表した7月から10月の県内経済情勢は持ち直しているという、2期連続の上方修正となり、明るい兆しが見えつつあります。

一方、電気・ガス代、食料品などの価格高騰は続いており、一般消費者として景気が上向いているという実感はほとんどありません。

コロナ禍以降、県は国の交付金を活用しながら、事業者の希望を問わず幅広い業種を支援し、生活困窮者についても継続して支援を行ってきました。

その点は感謝も評価もいたします。

しかし、現役世代の中間層は10万円の特別定額給付金を一度もらったほかに支援はなく、特に子育て世帯や物価高の中で家計のやりくりが大変だという声をよく聞きます。

現役世代の賃上げが物価高騰対策の一つになると考えますが、県が実施した賃上げ政策において、これまでの成果と今後の目標を伺います。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、省エネ家電購入促進事業につきまして、2点お答えを申し上げます。

まず、省エネ家電購入促進事業の実績と、県民からの事業への意見についてのお尋ねでございます。

省エネ家電購入促進事業の利用実績につきましては、7月22日の事業開始から11月30日までに、エアコン2866件、冷蔵庫4330件、合計7196件となっております。

先ほど議員の発言にもございましたが、それぞれ1万件ずつ予算を計上しておりますので、執行率で申し上げれば36%ということでございます。

当事業のコールセンターなどには、これまでに約700件のお問い合わせがありまして、その内容につきましては、クーポンの使用方法や、対象製品などに関する質問が大半でございますが、対象となる製品の価格が高いといったような意見も数件寄せられております。

こうした意見に対しましては、電気代の削減効果が高い製品の購入を支援するという事業の趣旨を説明しまして、理解を求めているところでございます。

続きまして、省エネ家電購入促進事業の利用促進についてのお尋ねでございます。

省エネ家電購入促進事業では、家計負担の軽減に向けて、電力使用量や光熱費の削減効果がより高い製品の購入を促進するため、一般に普及している省エネ性能2.0程度の製品と比較して、省エネ性能が特に優れた省エネ性能3.0以上の製品を支援の対象としております。

これまで新聞やテレビにおきまして、省エネ家電使用による電気使用量や光熱費の削減効

果を周知しておりましたが、今後、年末商戦に向けまして集中的に広報を実施するとともに、新たにSNSを活用した広告を実施し、より多くの方々に周知し、購入を促してまいります。

また、一部の販売店では、県の支援事業と併せた店舗独自の追加割引などの販売促進策を実施しておりまして、今後こうした店舗独自の割引の実施を、ほかの販売店に対しても働きかけてまいります。

なお、ふく育割での追加割引などの上乗せ支援につきましては、これまでに本事業を活用し、省エネ家電を購入した方との差が生じることから、実施は難しいと考えております。

伊万里産業労働部長／私からは、県が実施した賃上げ政策の成果と今後の目標についてお答えをいたします。

継続的な賃上げには原資の確保が重要であり、県では、機運醸成に加え、価格転嫁や生産性向上策を強めてございます。

価格転化策としましては、国や経済団体、労働団体などと共同宣言を9月に発出いたしまして、総合的な支援体制を構築したほか、専門家派遣など県独自の支援策を講じてございます。

加えて、今夏、知事が福井労働局などに積極的な働きかけを行ったところ、目安額を3円上回る最低賃金の引き上げも実現いたしました。

また、賃上げと同時に生産性の向上を図る業務改善助成金という国の事業がございますけれども、これに県が独自に上乗せをしたところ、その利用実績が昨年から倍増している状況にございます。

このほか、県社労士会と連携した支援も行っておりますけれども、先月末で約700社の方に御利用いただきまして、働き方改革などを進めていただいているところでありまして、賃上げの環境が整いつつあると感じております。

なお、この事業については、切れ目ない支援を行えるよう、今議会に追加予算を上程させていただいているところでございます。

県としましては、物価上昇率を超える賃上げが継続的に実施するよう、中小企業への支援を強化するとともに、この賃上げが新たな消費を生み出し、収益性の改善に広がるよう、経済の好循環を生みます施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

時田議員／ありがとうございます。

ぜひこれから、若者や子育て世代への物価高騰対策も実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に中京圏、特に岐阜県との連携交流強化について伺います。

先月、池田町と岐阜県揖斐川町を結ぶ国道417号冠山峠道路が開通し、これまでより約1時間の時間短縮となりました。

国土交通省の試算によると、1日あたり800台だった交通量が約1800台と倍以上に増える見通しであり、観光や経済に大きな効果があると期待しています。

県観光連盟の調査によると、福井県の県外観光客は愛知県、岐阜県からが約2割を占め、

越前町に限るとその割合は27%になります。

魚介類、海や山での自然体験を求める方が多く、郷土の歴史や文化にも関心が高いようです。

新たな道路の開通により、中京圏からのアクセスが格段に向上したことから、日本海側の魅力を押し出し、池田町、越前市、鯖江市、越前町と、山から海までを横断する国道417号を観光ルートとして連携して売り込めば、丹南地域全域に観光客を呼び込めるはずです。愛称であるクラウンロードにちなんで沿線市町の王様と言える代表的なコンテンツを売りにするとともに、統一したのぼりや看板、モニュメントを置くなどしても面白いと思います。

国道417号の開通を岐阜県からの観光誘客につなげるため、岐阜県と福井県を結ぶ広域観光ルートを共同でPRするなどして、今までつかめていなかった需要を掘り起こすことが必要と考えますが、今後の誘客拡大に向けた方策について、知事に所見を伺います。

また、中部縦貫自動車道の県内全線開通が2026年春に予定されています。

名古屋から大野が約20分短縮され、トンネルが多いため、雪の影響を受けにくくなります。中部縦貫道の近隣の市は、福井県側、岐阜県側とも、県を代表する観光都市であり、観光地に訪れる国内外の観光客にアピールすれば、集客効果が非常に高くなるはずです。

中部縦貫自動車道開通は、福井県にとって新幹線に次ぐ第2のチャンスです。

クラウンロードが開通した今こそ、中京圏への観光PRを強化するべきではないでしょうか。

現在も中京圏向けの観光PRを実施していますが、国道417号及び中部縦貫自動車道を中京からの誘客増加につなげるため、今後どのような取組を強化するのか、所見を伺います。

新たな道路の開通は、観光だけではなく、産業振興にもなります。

私としては、クラウンロードを越前町の花産物の販路拡大に活用してほしいと考えます。

実際に揖斐川町の道の駅から日本海側の花産物を取り扱いたいと、水産会社の紹介の打診もあったそうです。

岐阜県内のスーパーなどに売り込みは、より大きな取引になるのではないのでしょうか。

クラウンロード開通を契機に、岐阜県への流通体制を整備し、県産の花産物の販路をさらに広げるべきと考えますが、中京圏を対象とした今後の販路拡大政策について所見を伺います。

杉本知事／私から、岐阜県と福井県を結ぶ観光ルートの共同PRなどによる今後の誘客拡大について、お答えを申し上げます。

議員御指摘いただきましたように、この冠山峠道路、417号線、クラウンロードですけれども、本当に予想以上というか、想定以上に効果が大きいというふうに感じております。

今も1日当たりの通行量、倍以上というお話しでしたが、昨日も御指摘いただきましたけれども、本当に体感的には、週末にはそれこそ10倍とか、こんなような多くの方が車でお越しいただいているということだろうと思いますし、また、高速道路と違って、いろんなところで枝道に分かれていって、自分の好きなところへ行けるという効果も大きいですし、また、有料じゃないという、無料だということで、本当に行き来がしやすい、ちょ

っと気が向いたら行ってみよう、こういう気持ちになれるというところも、非常に効果が大きいというふうを感じているところですし、これを、この効果をできるだけ長く、広くおぼしていかないといけないなというふうに考えているところでございます。

ちょうど10月にも、古田岐阜県知事とも懇談をさせていただきまして、そのときにも、歴史好きの皆さん、非常に今多いですし、また、年齢も上でお金も持っていらっしゃると思いますので、その歴史好きをターゲットにして、例えば、そのときは関ヶ原の古戦場記念館でしたので、そこの記念館と、うちの一乗谷朝倉氏遺跡博物館、それから安土城もありますので、滋賀県ですね、安土城の考古博物館、これが連携して、広域の周遊ルートみたいなものをつくったらどうかというようなお話もあって。

おっしゃるとおりで、本当に沿線は徳山ダムもありますし、こちらはツリーピクニックアドベンチャーいけだ、池田町をはじめとして、本当に海、山、伝統工芸、そういう広々と、本当に魅力的な場所が広がっているというふうに考えています。

そういう意味で、これをどうやって生かしていくかですけれども、先日、先月の27日でしたけれども、丹南地域の市長さん、町長さんと政策ディスカッションをさせていただきました。

この中でも名古屋事務所を徹底的に活用していこうじゃないかと、こういうようなお話が弾みました。

今回も、ちょうど新幹線に向けて、名古屋駅でも、ものすごく福井はいいよ、行きましようという、大型の広告もさせていただきます。

新幹線の効果は、決して新幹線で来る人だけじゃなくて、いろんな地域に波及していきますので、こういうものも活用して、特に中京圏にはクラウンロードができたよ、こういうようなことも発信をさせていただいて、できるだけ多くの人たちに、丹南をはじめとして、福井県内においていただけるように、これから考えて、しっかりと進めていきたいと思っております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、冠山峠道路や中部縦貫自動車道の開通を中京圏からの誘客にいかにつなげていくのかという取組について、お答え申し上げます。

冠山峠道路の開通によりまして、越前町をはじめ、県内に広く誘客が期待できるため、県では11月2日、3日にJR名古屋駅におきまして、越前がに解禁をPRする出向宣伝を行ったほか、12月中旬からは、駅中央コンコースに恐竜と越前がに、7メートルを超えるものがございますけれども、インパクトある巨大広告物を設置する予定でありまして、中京地域でのPRを強化してまいります。

県名古屋事務所におきましても、旅行関連イベント等へのブースの出展ですとか、本県産食材を利用しましたホテルフェアを開催するほか、地元マスメディア等と連携し、県産食材や特産品などの魅力の発信を強化してまいります。

また、岐阜県高山市、白川村と協力いたしまして、今年11月に台湾で開催されました国際旅行博では、来場者に本県を案内するなど、外国人観光客の本県への誘客にも力を入れて

ございます。

今後、中部縦貫自動車道の県内開通に向け、高山市と広域観光ルートを、周遊ルートの増設ですとか、同市を訪れる多数のインバウンド客を本県へ誘致する方策などについても検討してまいりたいと思っております。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは、クラウンロード開通を契機といたしました中京圏を対象とした県産魚介類の販路拡大施策についてお答えいたします。

県では、これまで愛知県や岐阜県の量販店ですとか、市場関係者の方々に、本県で漁獲されましたブリやサワラ、ふくいサーモンを売り込むなど、中京圏におきます販路拡大に取り組んでまいりました。

量販店の方々からは、首都圏や関西圏と比較しても福井県の魚のニーズは高いですとか、市場関係者の方々からは、もともとお米ですとか、魚の北陸ブランドというのは認知されておりますので、その中でも、その北陸の中でも福井県の魚の引き合いは強いと、そういった高い評価をいただいております。

人口が多く、距離が比較的近い中京圏においては、本県水産物の販売先として重要と考えております。

これまでの取組で構築されました販売網に加えまして、今回のクラウンロードなど、新たな交通網を生かしました、そういった販路拡大策につきまして、漁協をはじめといたしました関係者の方々と連携いたしまして、取り組んでまいります。

時田議員／クラウンロードの開通により、早速、県外からの観光客が増えているようです。岐阜県からの誘客は、まだ伸びしろがあります。

今まで隣の県でありながら、なかなか交流がなかった福井県と岐阜県が道路の開通により、本当の隣県として、これから交流を盛り上げていただくことをお願いいたします。

もう一点、原子力対策、防災対策についてですが、原発の事故は万が一どころか、絶対にあってはならないことです。

絶対にあってはならないからこそ、起きたときの対応は完璧にしておかないと、県民の信頼は得られないと考えます。

ぜひ実効性のある計画策定をお願いいたします。

少し時間が余りましたが、本当に丁寧に質問を答えていただきましたので、再質問はありません。

次回、本当はぴったり終わる予定だったのですが、少し余ったので、次回もう少しゆっくりしゃべるように心がけたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、時田君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。
再開は5分後といたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。
斉木君。

斉木議員／越前若狭の斉木武志でございます。
本日は、杉本知事そして、各関係部局長に一般質問を受けて御質問を差し上げたいと思います。
まず、通告に従いまして、分割をお伺いいたします。
2番原子力政策についてからお伺いいたします。
まず、この原子力政策について、私は先週の代表質問で杉本知事に申し上げお尋ねをいたしました。乾式貯蔵施設について何度かお尋ねをいたしました。
関西電力が検討している乾式貯蔵施設ですけれども、200年であるとか300年であるとか、そういった長期の一時保管場所になるのではないのか。
また、それを防ぐためには、使用済燃料のドライキャスクでの保管、これは3年であるとか5年であるとか、保管期限をやはり数字で明記して、そういった長期保管ができないように担保を取るべきではないかということをお尋ねいたしました。
この私の問いに関して知事は、関西電力が国に提出している原子炉の設置許可申請書に使用済燃料は再処理すると明記されており、福井県が原子力発電所を受け入れる前提となっていると。
西村経産大臣も乾式貯蔵施設を最終処分地にすることは一切考えていないと発言しているというこの2点を繰り返し答弁されておりました。
ただ、私が数字でその最終処分地にしないよと西村大臣がおっしゃるのであれば、当然、3年なり5年なりといった数字で期限を切って、その担保を取るべきではないのかといった部分には一切お答えをいただけませんでした。
私はこれに対して、この点、今日も問うているのは、西村経産大臣や知事のおっしゃっていることと、資源エネルギー庁であるとか、経済産業省であるとか、現場担当者の認識に大きなずれがあるなど感じたからでございます。
代表質問の後も資源エネルギー庁であるとか、経済産業省であるとか、バックエンド対策、リサイクルに携わっている者たちと、複数の方と意見交換をさせていただきました。
その際に、六ヶ所村の再処理施設が来年、竣工すると言っておりますけれども、たとえ稼働を開始したとしてもその書類能力であるとか、使用済燃料の受入れ容量のためには当然限界があると。
最終処分施設のめどが、この最終的には北海道2か所で文献調査が行われておりますけれども、最終処分施設の操業開始、受入れが始まるまでは、今ある東海第二、そして伊方など、全国の原子力発電所内に設置をしている乾式貯蔵施設、また、青森県むつ市に

今整備中の中間貯蔵施設。

こうした、日本に存在する乾式貯蔵や中間貯蔵の施設ををバッファーとして活用していく、そうして凌いでいくしかないのですねということを、皆さん共通認識としておっしゃっておられました。

今、関西電力が本県内で検討していると先日社長もおっしゃいましたけれども、この乾式貯蔵施設も経産省であるとか資源エネルギー庁の現場レベルでは、あくまでもバッファー、調整スペースとして位置づけられてしまっているのですね。

それはだめだよと、杉本知事が福井県は発電は引き受けるけれども、使用済燃料の長期保管はダメだよと、処分地にはならないよと。

長期保管はせずに県外に持って行ってくれという姿勢を維持されるというのであれば、こうやって現場の担当者が言っている以上、当然これは数字で期限を切つてできないようにするということが必要ではないかと思うから再度お尋ねしているのです。

西村大臣がこうおっしゃっているから、アンゼン(?)部長もおっしゃいましたけれども、西村大臣が最終処分地にはしないと口頭でおっしゃっているから大丈夫だ。

これは甘いのではないかなと、私は率直に思います。

経産大臣もいつか交代いたします。

これから10年、20年後は別の方がやっているでしょう。

そういうときに重要になってくるのは、資源エネルギー庁であるとか経済産業省であるとか、まさにその政策を動かしている実働部隊、彼らがどういう認識でこの福井県の乾式貯蔵施設や全国の乾式貯蔵施設を捉えて位置づけているのか。

やはり、ここを把握することではないでしょうか。

ですので、こういった実働部隊の方々、既に全国の東海第二や伊方で造っている乾式貯蔵施設の一つのエクストラができた、よりしろがもう一つ増えたという認識でいらっしゃる以上、当然、最終処分施設ができるまではバッファーとして活用されることになるわけですから、調整スペースとして活用されることになるわけですから。

これは知事がまた、多分、設置許可願いに再処理をすると書かれていて、それを前提に受け入れているかということをもたまたま繰り返し答弁されるのでしようけれども、そうではなくて、こういった建前として許可申請書にこう書いてあるから大丈夫だではなくて、実態として、アメリカでもイギリスでも、もう40年以上ドライキャスクが永遠の1保管場所になってしまっている。

最終処分が決まらない以上は、そこの原子力発電コーナーに既に40年以上留め置かれているという現実を見据えて、その再来を福井県において防いでくという確固たる数字への担保というものを私は求めるべきではないかと思っているのですね。

この点、御答弁お願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／斉木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

質問通告と少し内容が異なっておりましたので、少し戸惑っておりますが、お答えを申し

上げます。

先日、今の御質問につきましては御答弁申し上げましたとおり、事業者が設置許可申請書に書かれているとおり、使用済燃料は再処理すると書かれていて、これは湿式、プールに保管をする場合であろうと。

当時乾式というのはあまり普及していなかったと思いますけれども、こういう形であろうと、それは当然適用されると。

これまで福井県は、半世紀以上にわたって、こういう前提で発電を続けてきた、こういうことを申し上げさせていただいたところでございます。

もう一つ、西村大臣は代わるじゃないかというお話もございますが、大臣というのは国を代表しておっしゃられているわけございまして、役所の方々ももちろん国を代表しながらやるのしょうけども、それはご自身の職務の範囲内でやられているということであって、それを束ねて国を代表してらっしゃるのが経産大臣であると。

その言葉は、その方が代われようと、国の言葉であると私は認識をいたしております。この方が、事業者が当然必要な搬出容量を確保するためにロードマップを提出をして、これを守っていくんだと言い、大臣がそれを守るように国としても主体的に、前面に立ってこれを推し進めていくとおっしゃっていただくのは国の言葉であると考えております。いずれにいたしましても、今回のお話につきましては、乾式貯蔵のどういうふうな形にしていくのか、計画は今、関西電力が検討されている段階と考えております。

私が容認したつもりは全くございません。

そういうことで、これから関西電力から出される計画書を元に内容を精査させていただいて、地元立地の市や町や、県議会の御意見も踏まえながら、まずは申請、了承についての判断をしていく。

こういうことは、私が申し上げたとおりでございます。

議長／もう一問、答弁がありますので。

斉木君。

斉木議員／これは重要ですので、再質問させていただきます。

原子炉設置許可申請書にそう書かれているから、そして、西村経産大臣が原子力行政、エネルギー行政のトップであるからその言葉は信用するという御答弁を繰り返されましたけれども、本当に福井県知事として福井県を使用済燃料の最終処分地や、300年、500年にわたる長期保管場所にはしないというお覚悟があるのであれば、そういった担保をなぜ取らないのか。

青森県知事は、青森県、私が代表質問で御紹介したように、平成6年に田中真紀子科学技術庁長官の名前で、行政文書、田中真紀子さんがどう言ったのではなくて、科学技術庁長官として、この青森県、高レベル放射性廃棄物の最終処分地にはいたしませんという行政文書を発出させているのです。

文書を送らせているのです。

なぜ福井県はそれができないのでしょうか。

そういった数字での期限を切る、それを文章化する。

今回、関西電力が2段階にわたって県にお願いしていくであろうこの事前了承、このときに保管期限は何年ですよという数字をなぜ、明記するように事業者に求められないのでしょうか。

このところは、私は不可解でならないのですね。

その覚悟、福井県を最終処分地にしないと、西村大臣がおっしゃることを、だったら数字で書けるでしょうと。

もしくは、行政文書でそういった文章を福井県に出してくださいよということを青森県はやっているわけですから。

福井県も、やはり私は、県知事として同意を求めるべきではないかなと思います。

それともう一つ。

今、湿式と乾式のことをおっしゃいましたけれども、乾式貯蔵というのは長期保管に向くのですね。

アメリカとイギリスの例を、私、代表質問で申し上げました。

ユッカマウンテン、アメリカで検討していた最終処分地が2010年に破綻をいたしまして、これは1980年代から30年近くにわたって検討して、破綻をした。

結局、40年以上もドライキャスク、乾式貯蔵、各原子力発電所構内が使用済核燃料の置き場として、いまだに搬出のめどが立っていないというのがアメリカの現状で、イギリスも同様。

これは、直接処分、全量直接処分を決めている両国のケースです。

そして、日本がモデルとしている、杉本知事がよくおっしゃる、日本は核燃サイクルだから、再処理をする前提だからと今もおっしゃいました。

モデルにしている国はどこでしょうか。

フランスであります。

フランスは同じように全量再処分をしているし、原子力発電のエネルギーに発電に占める割合も非常に大きい国でございます。

日本よりはるかに大きいです。

そのフランスにおいては、原子力発電所の中にも、ラ・アークにある再処理施設の中にも乾式貯蔵施設ってないんですよ。

全部燃料プールなのです。

置く必要がないからなのです。

何ででしょうか。

これは、再処理が機能していて、しかも最終処分地も決まっているからなのです。

このバックエンドが機能して、最終処分の行き場所も決まっているから、長期保管をする必要がないんですよ。

つまり、乾式貯蔵施設を選択せざるを、関西電力が、栗田さんと西川さんのときには、そもそも福井県に行ってきませんでしたよみたいなことも杉本知事、答弁でおっしゃいましたけれども、代表のときに。

それはそもそも、今回、25年間、核燃料サイクルが25年前に六ヶ所村が竣工して、政府が

主張するよう機能していれば、今回の乾式貯蔵施設は必要なかったんです。

フランスと同じように、おおい、高浜、美浜、敦賀の燃料プールの中で冷やしたものを六ヶ所村の再処理施設にダイレクトに燃料プールに入れて、そこで冷却を継続しながらMOX燃料とガラス固化体に分離をしていく。

これが、まさに25年間機能してこなかったからこそ、今回初めて長期保管に向くドライキャスクで、より安定的なドライキャスクでこの施設内でやらせてください、それを検討させてください、いいですかということはこの前、関西電力が言ってきたわけですね。

それだけ、この日本の原子力バックエンド対策というものが機能してこなかった。

25年間、核燃料サイクル施設が絵に描いた餅で終わってしまっている、これだけ追い込まれてきているということの証左だと私は思っております。

更田前原子力規制委員長と、原子力特別委員会であるとか、経済産業委員会であるとか、国の現場でも何度も議論させていただきました。

確かに、ドライキャスク、この乾式貯蔵というものは安心であります。

安定しております。

更田さんは、かなり直言される規制委員長でしたので、これをもう、足で蹴飛ばして寝転がしておいても大丈夫だよと、津波が来ても全然大丈夫な施設ですよ、くらいのことを規制委員長はおっしゃっておいりました。

確かに安定しております。

でも、安定しているからこそ、直接処分を選択している、地層にダイレクトに埋めていく国、アメリカ、イギリスでは、ドライキャスクにおいて、それを各原子力発電所構内で保管をして、そこが実質上の終処分地に今なっているというのが現状なのです。

このことも、私、代表質問でどう受け止められるかお聞きしましたがお答えになっていっしやらない。

やはり、燃料プールも乾式も単なる方法の違いでしょということも今の代表質問でおっしゃいましたけれども、私やはり燃料プールというのは不安定ですし、福島でも燃料プールが崩壊しかかって、ミキサー車で、コンクリートの注入車で上空から冷やしたなんていう、非常にハラハラした映像、日本国民の方なら皆さん記憶に新しいと思います。

ああいう事態も起きるくらい不安定なものです。

ですから、ドライキャスクのほうが安定なのですけども、ゆえに長期保管に向くのですよ。

これは、地層処分を選択している国は、やはりドライキャスクを選択している。

これを、原子力発電所構内に永遠の一時保管もできるドライキャスクを置かざるを得なくなってきたということの小差だと思いますよ。

ですので、ここ、全量再処理を選択をしているこのフランスにおいて、燃料プールをドライキャスクを設置していない、また、アメリカ、イギリスでドライキャスクが各原子力発電所構内から運び出せる目処が立っていない、こうした先進各国の原子力利用各国の事例を、どう現実を受け止めていっしやるか、認識を伺いたいと思います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／御質問にお答えを申し上げます。

るる、御自身の御意見を拝聴いたしまして、私もしっかりと御答弁を申し上げたいと思います。

まず、乾式貯蔵について、年限を設けるべきではないかという御質問についてでございますけれども、これは伺っていて、少し違うなど私が違和感を感じましたのは、私ども乾式貯蔵を認めておりませんので、何も。

どうして年限を限るという意味、あたかも認める前提の御議論をされていることにとても違和感を感じております。

私どもは、関西電力から計画が出てきたらその内容を精査した上で、県議会の御意見も伺いながら、立地の市町の御意見も伺いながら、その上で申請の了承についての判断をまずしていこうと申し上げているのであって、年限を決めるというのは、私は御意見として拝聴はいたしますけれども、それは何か、了解を前提としているように聞こえますので、私はその判断は今、しているところではございません。

それから２点目でございますけれども、乾式は長期貯蔵に向いているというお考えは、これも議員の御意見としては拝聴をさせていただきます。

ただ、規制委員会は乾式であれ、湿式というか、プールで保管する方式であれ、安全性については確認を行っているというふうにおっしゃっておられます。

関西電力がおっしゃっている中身といたしましては、今回は、中間貯蔵施設に運び出すまでの間、運び出した後のいろんなものをスムーズにしていく、こういうことのために、さらには保管期間において、電源を使わなくてもいいというところについて、関西電力は安全性のことは担保できるということでおっしゃっているんでしょうけれども、そういう理由で今回、乾式貯蔵というものを設置をしたい、ただし、原則としてこれで貯蔵容量を増やすということはないと言っておるわけでございます。

そういうことから申し上げれば、これについて規制委員会は、両者に安全性としてどちらが危ないということはないといっておりますし、長期保存に向いているかどうかは、私は必ずしも、本当のところを分かっていないのかもしれませんが、そういう判断には国はなっていないのではないかと考えまして、先日申し上げたとおり、私どもが乾式貯蔵、これについてはまた今後とも、計画の段階で判断をしていくということに変わりがないということでございます。

議長／斉木君。

斉木議員／ぜひ、今、県議会のお考えもお聞きしたということは明言をしていただきましたので、ぜひその二段階に分けて、国の規制委員会に申請していいですかという関西電力の第一段階、そして規制委員会の調査、仮に合格をしたとして、このとおり設置していいですかという第二段階。

この両段階において、本議会の意見というものも一会派の意見ではなくて、本議会全体の意見というものをしっかり御拝聴いただきたいなということを御意見として付言させていただきます。

そしてもう一点、この1項目目に書きました、電力料金の高騰対策についてお伺いいたします。

この原子力対策に絡んでくるんですが、代表質問において、私、この3日間です承したのはいかがなものか。

だったら、今県民が今一番苦しんでいる電気代の高騰、物価の高騰対策として、一律、今福井県において行われている、1年に1回、10月に各家庭、そして各企業、この北陸電力や関西電力と事前契約をしている御家庭や企業に対しては、一定の額が振り込まれます。それが年間で立地市町においては10%程度、そして南越前町の旧今庄、そしてコウノ(?)、越前町の旧越前地区など、隣接地区においてはおおむね5%程度、そして越前市や福井市等々はゼロという形で福井県の立地及び周辺市町に対して電気料金の実質的な補助が行われていると。

これは三法交付金が、国が行っているものでございます。

これに対して、今回、高浜1・2と美浜3の運転継続を求めてくれということが、まさに今回の手段でございました。

関西電力と国が、西村さんが言ってきたことでございます。

同時に、この中間貯蔵施設を県外搬出ということは果たせなかったけれども、乾式貯蔵施設の設置検討も含めてロードマップを作ってまいりましたのでいかがでしょうか。

それを県知事が了承されたというところが今回の主眼でございました。

今回、一番福井県民が不満に思っているのは、これだけ高浜1・2、美浜3も含めて、***の稼働中の原子力発電所があり、廃炉措置中も含めれば15機の発電所を引き受けて、日本一原子力発電所を引き入れている福井県民が、何で、特に敦賀市の方なんて、もう***、やるかたないですよ。

原子力発電所をいっぱい引き受けているのに、北陸電力地域だから42%も値上げをされたと、何でなんだと。

これだけ国策に協力をしている、事故の危険とも隣り合わせで日々を送っているのに、何で4割も値上げするんだ、これはおかしいのではないのかというのが県民の方の今の御不満です。

だから、その方々の声にお答えするためにも、そして、物価高騰に歯止めをかけていく意味でも、福井県においては、今も地元で10%、周辺で5%行っている実質的な値引きに5%上乗せをしましょう。

***町では15%、そして周辺では10%、そして福井、越前もなど今裨益していない地域も一律5%に値引きをする。

それだけ、エネルギー生産県である福井県、日本一受け入れてくれている福井県民の不満に少しでもお答えするという、こういった条件を県知事として引き出すべきではなかったかと申し上げました。

これも、県知事は、これに対してどういうご答弁をされたかといいますと、こちらに***、福井県は、原子力を基にした核燃料材をはじめとした財源を基に、様々な基盤の整備を行ってきておりますし、最近では子育てにも使わせていただいています。

少し前ですけれども、福井県型森林環境税という考え方で使わせていただいた分もあると、

こういうことで、今、電気料金の負担軽減というお話も伺いましたが、そういった点も含めて、これからもどういった使い方が正しいのか、皆さんにとってよろしいのかといったことも考えながら、地域の住民の裨益のある施策を国や電力事業者に求めてまいりたいと考えているところでございますと、県知事は御答弁されております。

少し論点ずらしているのですね。

私が申し上げたのは、三法交付金に基づく新しい割増制度の上乗せを引き出したらどうですか、今、福井県が収入として計上している核燃料税であるとか、三法交付金であるとか、こういったものの使い道を変えろと言っているのではないです。

国から新たに、この三法交付金の上乗せを引き出すべきではないですかと申し上げているのですね。

やはりあのとき、10月10日から10月13日の間というのは、福井県知事はものすごくパワーを持っていたと私は思っております。

なぜなら、国と事業者がどうしてもこの3基の運転を継続してくれ、そして、約束は果たせなかったけれども、このロードマップで了承してくれということをお願いをしてきていた。

福井県知事は、それを容認するかしないかという、この事前了解という非常に大きなキャスティングボートを握っていた。

この非常に強い立場であったからこそ、やはり今、福井県民が一番不満に思っている、この物価高騰の元凶である電気料金の高騰に対して、では5%一律、国は福井県に対して上乗せしますと、こういう条件を持ってきてはどうですかという宿題を課して、一度引き取ってもらう。

こういった強い姿勢、通してしまってから、容認してから、こうやって知事がおっしゃるように、国や事業者に求めてまいりますではなくて、容認する前提としてこういった条件を整えてきてほしいんですがという宿題を課す。

こういった強い姿勢こそがまさに、権益の最終代弁者たる知事に求められる確固たる姿勢ではないかと私は思うんですね。

なぜあのタイミングで、今答弁されたように、事後に求めますではなくて、容認の前提として、電力料金の値引きを持ってきてはどうですかということをお求めなかったんでしょうか。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／今、議員がおっしゃった電気料金の負担軽減策。

これにつきましては、今申しました、電気料金の負担軽減策も含めまして、こういったような取組、こういったものが地域にとって望ましいのか。

こういったことを丁寧に、立地地域の声を聞きながら国や事業者に求めてまいりたいと考えております。

議長／知事杉本君。

杉本知事／10月13日に、私が了解をさせていただいたということについての御質問でございましたけれども、私は常に福井県の原子力行政三原則ということを念頭におきながら、この原子力協定をさせていただいておまして、安全性の確保、地域住民の理解と同意、そして地域の恒久的福祉の実現、これに向けて、それぞれのタイミングで最善のことをやらせていただいているところでございます。

御意見は御意見として拝聴をさせていただきます。

議長／斉木君。

斉木議員／私が思う知事像というのは、県益というものを第一に考えて、国であろうと、そして事業者であろうと、まず県民がいかにか裨益をし、いかにこの県民交付が達成されていくか、それを第一条件として考える。

それを交渉する確固たる姿勢というものが最も持っていたきたいなと思うんですね。そこは、御意見として受け止めていただいたようですので、ぜひ今、県民が思っている、特に敦賀市民の方がおっしゃるような、何でこれだけ引き受けているのに、何でこんなに日本一値上げするのだ。

ここに答える政策、今、エネルギー環境部長に助け舟に出されましたけれども、こういった政策をぜひ念頭において、今後も国との交渉に臨んでいただきたいというふうに御希望申し上げます。

そして、代表質問に関連する***はこれまでとさせていただきます。

以下、3番目の会計年度任用職員の給与についてお伺いたします。

これは、この一般質問において、民主・みらいの渡辺議員への答弁、私もそちらの席で知事と総務部長の答弁拝聴しておりましたが、ちょっと状況が分かっていないのではないかなというのが正直なところです。

これは、要するに4月に訴求適用して、会計年度任用職員の方に、国から各市町に配られているお金を配ってあげたらどうですかという問いに対して、総務部長や知事がお答えになっているのですけれども、会計年度任用職員は、総務部長さんであるとか、正規職員に比べて非常に立場が弱いのですよ。

年度任用職員ですから、毎年契約更新なのですよ。

ですので、今回のように、国から私たちの人件費アップ分が給与増額が来ているのだったら配ってくださいという真っ当なことを、もし、会計年度任用職員の方が言ったり、その組合に言ったりしたら解雇されますよ。

来年から、そんな、じゃああなた席はないですよと言わないまでも、来年度の再契約を更新してくれないかもしれない。

正規職員である公務員と違って、まさに、毎年毎年契約を更新する非常に弱い立場であるからこそ言えないわけです。

そういった立場、まさに1年しかその席がないという人たちの立場に立って、今具体的な市の名称申し上げませんが、嶺南でも嶺北でも、いくつかの市が、国から人件費を

もらっておきながら配らないなんていうことをおっしゃっているみたいです。
システムの改修が面倒くさいとか、それは理由にならないと思いますね。
これを民間企業がやったら横領ですよ、言葉は悪いですけども。
要するに、人件費を国からもらっていると総務省は通達出しているわけですよ。
配っていますよ、配っているのに、それをほかの用途に使うわけです。
一般財源だからほかの用途に使っても分かりません、確かに。
でも、総務省は2度にわたって通達で、普通交付税であなたのところに配っていますから、
それは会計年度任用職員に4月に遡って渡してあげてくださいと2度も通達を出している
のに、ほかの用途に使ってしまったら、これはまさに転用、流用じゃないですか。
だったら国庫に返還すべきじゃないですか。
これは、普通交付税措置をしています、お金を配っています、配ってあげてくださいねと
国が2度も言っているのに、そして非常に弱い立場の人たちであるのに、県がもうちょっと、
確かに市町独立していますが、県は遡及適用するわけですよ。
でも、ほかの市ではやるところとやらないところでまだら模様、嶺南だとほとんどやらない
と聞いています。
これは、非常に不公平感も出るし、それ流用じゃないかと言われたらどう抗弁するのか、
各自治体が。
もうちょっと、総務部長や知事が、各市町に対して県の率先垂範をしていただけないか、
モデル例示していただけないか、もっと会計年度任用職員の弱さも力説していただけない
かなと思うのですが、御答弁をお願いいたします。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／お答えを申し上げます。

昨日も答弁させていただきましたが、会計年度任用職員、今年度の給与改定につきまして
は、県内5市町が今4月に遡って、そのほかにも検討している市町もあるというのが現在の
状況でございます。

今議員おっしゃいましたとおり、総務省からの技術的助言、私どももその都度、市町にも
きちんと同じような形で技術的に助言をさせていただいております。

県内の市町はその給料の状況などにつきましても、実は、本来の給料表より高い状況にあ
るといような、個別の事情がある市町もございます。

そういったところで、一律に全ての市町で同じようにやるべきであるということはなかな
か県としては申し上げにくいところではありますけれども、ただ、おっしゃりますように、
民間との均衡でありますとか、ほかの自治体の均衡、それは大変重要なことであると思っ
ております。

そういった点で改めて、今回遡及措置というところは考えられていない市町に対しては、
個別に助言を行っていきたいと考えております。

議長／斉木君。

斉木議員／この会計年度任用職員の方というのはかなり多いのですね。福井県内で7700人ぐらいいらっしゃると思います。県庁の職員の数より多分多いと思います。看護師の方であるとか、図書館司書の方であるとか、公民館主事の方であるとか、まさに現場で働いている人たち。だからこそ、いいよね、正規職員さんたちはもらって私たちは召し上げられちゃったって、これはちょっと。私が言っているのは、国からとってこいなんていうこと言っているのではないです。配ってあるものだから、独占しちゃわないで、配られたとお配って下さいねと、非常に当たり前のことを申し上げているので、ぜひ事態が好転するように県からも働きかけをお願いしていただきたいなと思います。もう一つ、恐竜博物館のことについて取り上げをさせていただきます。先日、委員会視察で恐竜博物館に伺いました。恐竜の歯を実際に発掘する体験ができたり、レプリカですけれども、X線で化石の内部を観察できたりとか、ティラノサウルスの骨格標本を実際に組み立てたりとか、非常に、手で触って見て楽しんで、体験型の施設というものが非常に充実して、大変多くの方でにぎわっていて、私は大成功だったと思っております。ただ、その視察が終わった後に会議室で県職員の方々から運営状況について、ブリーフィングを受けたのですけれども、そこで非常にびっくりしたのです。毎年1億円から3億円程度、運営費の赤字補填のために県費の投入をずっと続けていますということをおっしゃっておいりました。実際に担当の方に伺ったら、コロナ禍前、要するに観光客が一番いた頃の平成30年の収入で見ると、収入が5.4億円、支出が9.2億円と、3.8億円の赤字があって、これを全部県費で補填していますということでございました。今回も、リニューアルに94億円かかっています。福井観光の目玉商品ですし、少なくとも収支均衡、あれだけ予約が取れない、順番待ちの押すな押すなの大人気施設になっているのに、収支均衡には少なくとも持って行くべきじゃないかなということでそうお聞きしたんですけれども、博物館法でこれは黒字があると文科省から注意を受けるのでということ現場の方がおっしゃっていた。それはちょっと、おかしいのではないかなと思いました。民間の考え方は、94億円かけて投資をしたらそれは回収をしていくものですよ。94億円投資をかけてお客さんが来ているにもかかわらず、毎年4億円の赤字補填を行いますなんて、これちょっと、アニマルスピリットが足りないのではないかな、恐竜に負けているんじゃないかなと思います。例えば、お土産物の開発販売であるとか、例えばコップに恐竜のマークを入れたいからデザインを監修してくれとか、いろいろ御要望があるみたいですね。デザイン監修料であるとか、あと例えば、恐竜ランチを開発して付帯設備で販売していくであるとか。

付帯施設もあって、付帯事業もできるじゃないですか。

やはりこういったところで、94億円をかけたものを回収していく。

別に県立から民間に移譲しろと言っているわけじゃないです。

県立でいいのです。

博物館法の枠の中でやっていいのですけれども、少なくとも収支均衡には持って行きましようよと。

この5億4000万に対して支出が9億2000万あって、4億円近くの赤字を毎年県費、税金で補填するというのではなくて、もっと稼ぐという。

まさにアニマルスピリットを福井県はもっと持つべきじゃないかなと思います。

県立でいいです。

ただ、付帯事業でこういった収益を上げていって、もっと稼げる県になったらどうですかということをお提案させていただきたいと思います。

今、原子力発電で現場の方の声を聞くことが多いのですけれども、今、知事がさっき言っていた核燃料税とか、三法交付金とか、福井県たくさん受け取っているのに、何で勝山の恐竜博物館にばかり使って、嶺南には何も使ってくれないんだという声を非常に伺います。こういった不満の声を、確かに県費払っていますからね、嶺南の方々も。

嶺南から出るのはよろしくないと思います。

だから、まず博物館本体、事業で赤字が出ているようであれば、付帯事業を絡めて、少なくとも収支均衡、付帯事業は稼げるわけですから、付帯事業のところで稼いでプラスになるように、観光ビジネスとして。

慈善施設ではなくて、観光、まさに北陸新幹線開通の目玉商品でもあるわけですから、いかに県の収益、ビジネス、稼ぎに結びつけていくか。

94億投資した、投資効果を回収していくということをもっとお考えになったらどうなのかなと思うので、御答弁お願いいたします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／御答弁申し上げます。

恐竜博物館は、議員がおっしゃったとおり博物館法に基づきまして、研究成果を広く一般公衆に公開する社会教育のための公立博物館といたしまして、拝観料は原則無料と定められておりますが、東京の国立科学博物館など、全国約8割と同様に、維持、運営に必要な経費の一部を補う目的で同県でも拝観料を徴収してございます。

金額は、今年7月のリニューアルに伴いまして、高い安い、様々な議論の後、2月県議会のご了承をいただきまして、730円から1000円に増額改定いたしました。

これは、科学博物館は630円、金沢の21世紀美術館ですと450円と、全国でも福井県はちょっと高いレベルになってはおりますが、最大限の財源確保に努めておるところでございます。

一方、恐竜博物館には、リニューアル後も約5か月で既に63万人が来訪されておりまして、飲食、宿泊、交通など、観光収入は非常に大きいと考えております。

平成30年のリニューアル検討時の議論でございますけれども、年間来訪者が140万人が達成できた場合は、県内全域への経済波及効果は約360億円と試算されておりまして、大きな効果をもたらすものと考えてございます。

今後も定期的な展示の入れ替えですとか、来館意欲を高める企画展の開催などによりまして、来館者を増やしまして、現在の料金で拝観料収入が増加していくよう努めますとともに、県内の観光や産業などへの波及効果がより高まるよう努めてまいりたいと考えております。

議長／斉木君。

斉木議員／拝観料、まさに入場料、それを高めると減るじゃないかという考え方もあります。

やはりその辺は慎重に検討すべきですし、例えば県民料金を設けるとかね。

福井県民は800円で、県外の方は1200円であるとか。

そういった、どうやって、やはり100年に一度のチャンス、その目玉商品でもあるわけですから、いかに稼ぐか。

赤字が出たら文科省から注意をくもらいますじゃなくて、恐竜に負けないアニマルスピリットを持っていただきたいという事を付言いたしまして、今日は一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、斉木君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中宏典君。

田中（宏典）議員／できるだけ御期待に沿えるように頑張りたいと思いますが、自民党福井県議会、田中宏典でございます。

事前の通告に従いまして、質問と提言をさせていただきますが、その前に午前中、昨日からの議論、様々聞いておりまして、私たち県議会議員が果たすべき役割、この本会議場で果たすべき役割が何なのかということのを少し考えさせていただきながら、質問もしていきたいなと思いますし、それぞれ選挙区から選ばれて、選挙区の課題を抱えながら県政の課題にあたっていく、その中で十分それぞれの選挙区の皆さん方にも配慮をしながら、我々がここで発言をしていかなければならないというふうに思いますし、そういったことを改めて午前中の議論で考えさせていただきました。

本会議での我々の発言というものは、当然責任を負わなければならないものでありますので、理事者の皆さん方におきまして、責任を持って答弁をいただくようによろしくお願

いをいたします。

それでは初めに、原子力防災と自衛隊誘致についてお伺いをいたします。

10月20日、21日の2日間、高浜発電所1号機において、京都府北部を震源とした地震による外部電源喪失後、原子炉冷却材の漏洩が発生、さらに設備故障等により非常用冷却炉心装置による原子炉への全ての注入が不能となり、全面緊急事態となったことを想定に、令和5年度の原子力総合防災訓練が実施されました。

1日目は本部運営訓練、2日目には住民約5750人が参加され、天候などの影響により、幾つかの訓練は行われませんでした。各市町の避難所の開設運営訓練などは毎年繰り返し行っており、かなり慣れてこられており、訓練の必要性を改めて認識をいたしたところがあります。

今回の訓練では、海上自衛隊のエアクッション艇「LCAC」や陸上自衛隊の水陸両用車も投入されて、様々な避難手段や物資の運営運搬など確認でき、大変有意義であったと感じております。

今年度の原子力防災訓練を終えて、その総括と、そこで見えてきた課題、今後の対応につきまして所見を伺います。

船舶やヘリコプターなどによる避難はごく一部であり、ほとんどが陸路により、バスや自家用車での避難を強いられることとなります。

避難経路をしっかりと確保していくことも必要であり、国土強靱化計画や道路計画に基づき、迅速に整備を進める必要があるというふうに考えています。

福井県におきましては、東日本大震災の福島第一原発での事故を踏まえ、万が一の原子力災害が起きた際の初動対応や事故制圧等を迅速に行うため、平成24年度から原子力災害制圧道路の整備が進められてまいりました。

原子力災害制圧道路は幹線道路、国道27号から原子力発電所までの道路の多重化やトンネルを整備したことによる、安全で円滑な交通が確保できるだけでなく、地域住民の避難にも利用できるとして整備を進めていただいておりますが、主要地方道舞鶴野原港高浜線の一部、数百メートルが未完成となっております。

私も用地交渉等に関わっておりまして、幾つかの提案もさせていただきましたが、なかなか進んでいないというのが現状であります。

原子力災害制圧道路の整備は新規制基準の下での再稼働の要件であったというふうに思います。

災害制圧道路の現状と今後の対応について、御所見をお伺いいたします。

これまでの原子力防災訓練では、金沢にある陸上自衛隊第14普通科連隊や、愛知県守山市を拠点とする第10師団が主に参加していただき、住民の避難などの任務に当たっていただいたと思います。

しかしながら、近年の大雨や大雪の影響により、高速道路や幹線道路の交通遮断が繰り返し発生していることから、迅速に現場に駆けつけていただけない、そういうようなことも想定する必要があるというふうに考えます。

また、陸上自衛隊第14普通科連隊につきましては、富山県、石川県、福井県の3県を担当しており、気象条件ではなく、様々な要因で現場に急行できないということもあるかもし

れません。

場合によっては、高浜から高速道路を利用すれば1時間の位置にある陸上自衛隊第7普通科連隊、これは福知山駐屯地になりますが、これら第3師団からの派遣が必要になることも考えられます。

今後、高浜、大飯発電所を対象とする訓練において、陸上自衛隊第7普通科連隊など、第3師団からの派遣を想定した訓練を必要とする必要があるというふうに考えますが、御所見を伺います。

8月4日、原子力施設への武力攻撃等に対する万全の措置に関するための要望のため、知事を先頭に嶺南6市町の首長や県防衛協会会長、防衛議連の会長の田村議員とともに防衛省への要望活動に参加いたしました。

要望内容の1点目は、ウクライナにおいて原子力発電所が武力攻撃された事態に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

2点目は、原子力発電所の防護に関し、平時の監視体制から有事の防護体制への円滑な移行及び迅速な事態対処について、関係機関と連携した訓練、演習の実施等により、十分な検証を行うこと。

また、大規模災害やテロ行為への対策の充実はもとより、万が一の有事に備え、本県嶺南地域への自衛隊部隊を配備し、原子力発電所の安全確保及び防御体制に万全を期すこと。

3点目は、武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策及び防災対策に関する関係法令等の内容を検証し、その結果及び対応方針を県民、国民に明らかにすることでありました。

そこでの防衛省からの回答は例年と同様であり、あまり進んでいるようには感じられませんでした。

昨年11月には、おおい町において地对空誘導弾パトリオット、PAC-3の展開訓練が実施され、御覧になった住民の皆さんには少し安心感が醸成されたのではないかというふうに思いますが、常設ではなく、展開基盤も整備されていないため、早期の自衛隊誘致を望む声も少なからずございました。

昨年12月に閣議決定された国家安全保障戦略においては、原子力発電所の防衛に関し、幅広い武力攻撃自体切れ目なく的確に対処できるようにすることなどが掲げられており、早期に対応していただく必要があるというふうに考えます。

嶺南地域への自衛隊誘致活動の現状と、今後の見通しにつきまして、所見を伺います

先日、防災訓練の話をしておりますときに、ある議員から、新幹線での住民避難という声をいただきました。

私も以前には北陸新幹線敦賀以西の整備について協議しているときに、担当部長のほうにはそのようなことを申し上げたこともありますが、話の一つとして終わっております。

今後、北陸新幹線敦賀以西の整備が進んだときに、新幹線を活用するということが一考の価値があるのではないかというふうに考えます。

原子力災害時の新幹線による住民避難について、可能性も含めて御所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から4点お答えを申し上げます。

まず、原子力総合防災訓練の総括と課題についてお答えいたします。

今年度、高浜発電所を対象に実施しました原子力防災訓練は、兵庫県への県外避難のほか、LINEやAI電話など、DXの活用による避難所運営の効率化、やさしい日本語エリアメールや、ピクトグラムによる外国人避難誘導などの新しい取組を行いました。

また、半島部の孤立等を想定した訓練では、大型ヘリ、エアクッション艇など、多様な手段による搬送訓練を実施しました。

これらの訓練により、高浜地域の広域避難計画に基づく避難手順を確認し、その実効性をより一層高めることができたものと認識しております。

一方で、訓練の参加者からは、AI電話の設問が分かりづらく受付に時間を要した。

ピクトグラムを大きく目立つようにしてほしいという声がありました。

今後、こうした課題を改善しながら、より多くの地域住民の参加を得て、訓練を継続し、原子力防災の充実、強化を図ってまいります。

2点目、陸上自衛隊第3師団からの派遣を想定した訓練についてお答えいたします。

これまでの原子力防災訓練においては、主に金沢にあります陸上自衛隊第14普通科連隊の参加を得て住民避難訓練を実施しています。

今年10月の訓練では、高機動車による住民避難について、要員派遣や搬送の手順等を確認したところです。

原子力災害発生時には、議員御指摘のとおり、嶺南地域への直線距離が近い福知山駐屯地からの要員派遣の可能性もあると考えております。

福知山にある陸上自衛隊第3師団第7普通科連隊は、第14普通科連隊と同じ中部方面隊に所属しておりますことから、今後、第3師団の派遣を想定した訓練の実施についても自衛隊と協議してまいります。

3点目、嶺南地域への自衛隊誘致活動についてお答えいたします。

県では、平成25年から北朝鮮によるテロ等への脅威に対する備えや、大規模災害等に孤立する恐れのある半島部に居住する住民の迅速な避難の観点から、嶺南地域への展開基盤の確保や自衛隊配備を要請しています。

令和4年3月には、ロシアによるウクライナのザポロジエ原子力発電所への武力攻撃を受け、嶺南地域への部隊配備等について、防衛大臣に緊急要請、同年7月にも同様の趣旨で要請を行いました。

今年8月4日には、嶺南市町や田中議員をはじめ、関係議員の皆様とともに防衛副大臣に要望を行ってまいりました。

防衛副大臣からは、今すぐの部隊配置は難しいが、様々な事態に備えられるよう、訓練の仕方や展開基盤などについて、引き続き検討していきたいとのコメントを得ております。今後も、嶺南市町と力を合わせ、あらゆる機会を捉えて、国に対し防護体制の構築や嶺南への部隊配備の検討を求めてまいります。

4点目、原子力災害時の新幹線による避難についてお答えいたします。

原子力災害時の広域避難については、県広域避難計画要綱におきまして、自家用車やバス

等の車両による避難のほか、新幹線を含む鉄道や船舶など、利用可能なあらゆる輸送手段を使用することとしております。

災害時には、計画に定めるとおり、自家用車やバスによる避難が基本となりますが、自衛隊等、実動機関の支援によるヘリ、船舶など、多様な避難手段を確保いたします。

新幹線による避難については、安全点検のための運行休止が想定されることや、乗車場所、降車場所が限定されることなど、課題もございますが、北陸新幹線敦賀以西への整備の状況に合わせ、今後、可能性を含めて、国やJRと協議してまいります。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、災害制圧道路の整備の現状と、今後の対応についてお答えを申し上げます。

原子力災害制圧道路につきましては、これまでに敦賀半島の竹波立石縄間線と、佐田竹波敦賀線、大島半島の赤礁崎公園線、内浦半島の音海中津海線などの整備を完了しております。

また、高浜町で整備を進めております舞鶴野原港高浜線におきましては、2.5キロメートルのバイパス区間のうち、難波江坂トンネルを含む1.9キロメートルの区間を令和3年3月に部分供用しておりまして、残り区間0.6キロメートルの用地を、昨年度末に取得したところでございます。

今後、工事着手に向けた地元説明を進めていく予定でございまして、地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら、一日も早い完成に向けて事業の進捗に努めてまいります。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／ありがとうございます。

今、土木部長のほうから答弁いただいた災害制圧道路の整備について、意見だけ申し上げたいと思います。

現状は私も大体認識はいたしておりますが、過去の様々な道路行政であるとか、県とのかかわりとか、様々なことで課題を地元の方、持っておられますので、そういったこともこれを機会にしっかりと払拭していただいて、できるだけ早期に解決できるようにお願いをいたしたいと思っておりますし、これが終わらないと、なかなか次の避難道路の整備であるとか、ほかの道路の整備ということには進めないというふうに思っておりますので、ぜひ早期にお願いしたいと思いますし、これはおおい町のほうの道路の関係でもございましたが、このトンネル区間、携帯電話の不通区間という、昨日、細川議員のほうから冠山峠道路の不通区間があるというお話もございましたけれども、やはりこれ、災害時の緊急地震速報であるとか、災害のエリアメールというのは、ほとんど携帯を通じて入ってくるんですね。

それでやはり、通信不通期間が長くあるというのは、どうにもならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、実はこれ、先々週ですか、地元の行政相談員の皆さんからもお話をいただいて、ぜひ逆に県のほうへ要望を上げておいていただけませんかということで、

こちらからお願いもいたしましたので、そういった声も十分に聞いていただきながら、今後進めていただければありがたいなというふうに思います。

あと、自衛隊の誘致に対してですけれども、実は自民党の安全保障議連、また、安全保障部会の皆さん方や、国防の部会の皆さん方とお話をさせていただいたときに、やはり原子力災害ということをもっともっと前面に押し出して、党のほうへも一度要望を上げてもらえないかというようなこともお聞きをしておりますので、来年度以降の要望のあり方というものを少し許可していただくようなことも検討いただければと思いますので、これは意見として述べておきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。

今定例会には、今年度中に策定を予定されております幾つかの計画の骨子案が提案されております。

まず、行財政改革アクションプランについてお伺いをいたします。

杉本知事就任後の令和元年8月に、「県民主役」への行政へチェンジ！と銘打って、現行の行財政改革アクションプランを策定し、県民主役の県政推進、市町との共同強化、仕事の進め方改革、人材の確保、育成、健全財政の堅持の5つの方針の下、本年度までの5年間、行財政改革が進められてこられたというふうに思います。

これまでの総括と今後の方針につきまして、所見をお伺いいたします。

私は、今年で議員生活25年目を迎えました。

それ以前は、高浜町の事務員として約12年務めさせていただいて、それらの経験をもとに今、議員活動をさせていただいております。

高浜町の職員時代、先輩から教えられた町行政の役割は、住民福祉の向上が最優先であり、そのための財源をいかに確保していくか、というものでありました。

そのような中で、行財政改革が行政や議会の最優先課題というふうになってまいりまして、人員や人件費の削減をすることが、分かりやすく自治体評価の一つとされてきたと思います。

そのようなことだけでは住民福祉の向上を進めることは困難であり、業務の停滞を招くことも十分に考えられます。

9月議会の予算決算特別委員会でもお聞きをいたしました。市町がすべき役割に対して県が手を出しすぎているのではないかというふうに感じております。

市町がそれぞれの地域でしっかり行政運営、地域の運営をしていくことは必要であり、また、県のサポートも必要となります。

県も市町も行革を進めているそのような中で、現行の地方自治制度の中で県の果たすべき役割と行政改革について、御所見をお伺いします。

代表質問で県職員の採用について言及がございました。

アクションプランの方針1のクレドを推進し、官民共創で地域の課題を解決、デジタル時代の官民共創モデルを拡大の項目の中に、連携協定等によるコラボ事業の創出、人材バンクによる連携事業への人的支援と民間人材の受入れ、副業人材や人材派遣型の企業版ふるさと納税の積極活用等という説明がございました。

その後の方針2の中の、市町への技術職員の派遣の拡大、技術職がリモートで市町業務を

サポートする新たな支援体制の検討、防災部門やデジタル部門等における人事交流を継続、拡大し、県全体でレベルアップを実現とありますが、この2つの項目の関係性とどれぐらいの規模でお考えになっているのか、御所見を伺います。

また、職員定数条例では、知事部局の病院職員、企業業務に従事する職員以外の職員は2885人と規定されておりますが、これとの関係性についても御所見をお伺いいたします。

先日、東京23区の人口が10月1か月で1万人増加というニュースがございました。

東京一極集中の是正が全く進んでいないという状況の中で、我が県の人口は加速度的に減少しており、特に15歳から64歳までの生産年齢人口は、今後10年間で10万人以上減少することも推定されております。

方針8、連帯感を生み出し、効率性と生産性を高める組織運営の項目の中には、適切な定数管理と人事配置、本県の行政規模と今後の行政需要を踏まえた適正水準の職員数を確保。2つ目が、組織や業務の集約、合理化、機能強化、社会情勢を踏まえた出先機関の移転、統廃合や、業務集約、機能強化、有効活用等の検討。

3つ目が、組織力の強化、職員負担の軽減と連帯感の情勢、繁忙部門のダブルセクション拡大、ジョブシェア制度の導入、土木事務所の防災体制の見直し等の説明が記載されておりますが、この生産年齢人口が減少する中で、民間だけではなく、県職員自体の確保も困難にさらになっていくというふうにも考えられます。

本県の行政規模と今後の行政需要を踏まえた適正水準の職員数というのはどのぐらいの人数と考えておられるのか。

また、この人口減少下での業務や適正水準の職員数を見直す必要があるというふうに考えますが、所見を伺います

組織や業務の集約、合理化、機能強化や、組織力の強化、職員負担の軽減と連帯感の情勢の項目では、出先機関の移転や統廃合や業務集約、土木事務所の防災体制の見直しなどが予定されておりますが、方針2の市町共同を進化し、地域の未来づくりをバックアップの項目との整合性も重要というふうに考えております。

また、長期ビジョンの地域プランとの整合性や、職員の過度な負担についても、十分な配慮をしながら進めていただく必要があると考えますが、御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、行財政改革アクションプランのこれまでの総括と今後の方針について、まずお答えを申し上げます。

現在の行財政改革アクションプランにつきましては、まずはクレドの策定ということに始まりまして、その上で徹底現場主義の実践であったりとか、働き方改革を推進するという通じまして、県民主役の県政を推進していくということを行ってまいりまして、県の仕事の仕方は大きく変革できてきているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

また、人員の配置につきましては、基本的には全国最小水準を維持しながらということではございましたけれども、その上で、例えばコロナ禍であるとか、それから災害のとき、

こういうときには必要な人員をどんどん投入するということで進めさせていただいているところでございます。

その上で、県の財政につきましては、収支見通しももちまして、健全財政、これも維持をさせていただいているというふうに考えているところでございます。

これから、新幹線の開業がでございます。

また、中部縦貫自動車道、これも開通するというところで、いつも100年に一度のチャンスというふうに申し上げておりますけれども、これを生かしていく、できるだけこのチャンスに追い風を受けて県政を前に進めるということは重要だというふうに認識をいたしておりますので、やはり例えば人材の面で言えば社会人採用、こういったようなものも拡大をしながら優秀な人材の確保、これに努めていくということもありますし、また、デジタルの活用であるとか、それからジョブシェア、複数人で一つの仕事をやって、誰かに頼りきりにならない、こういうようなやり方もしながら業務の効率化、こういったことも図りながら、さらに財政の健全化を維持しながら、県民主役の県政、これを最大限前に進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、現行の地方自治制度の中で県の果たすべき役割と行政改革についてお答えを申し上げます。

現行の地方自治制度につきましては御案内のとおり、市町村というのは基礎自治体でございますので、住民に身近な行政、住民サービスを主体とした行政を行うということでございますし、都道府県につきましては、これは広域自治体として、広域的な観点から全体を俯瞰しながら、県内の市や町の間で行政サービスに滞りがないかとか、もしくは公平的にできているか、こういったことを見ながら市や町の応援もする、こういうことをしながら進めていく。

さらにもう一つは、国道のような広域的なインフラであるとか、高等学校、大学のような広域的な建物、公共施設ですね、こういったものを自ら設置をして運営をしていく、こういった役割が広域自治体としてあるというふうに認識をいたしております。

現在の市や町の行政につきましては、もちろん住民サービス、通常の業務もありますけれども、例えばコロナ禍であったりとか、まちづくりとか、それから交通の手段を維持していかなくちゃいけないとか、また、例えば災害対応、非常に複雑化したり多様化しているというような状況がございますので、そういう意味では人員の面であったりとか、財政の面でも応援をしなくてはならないという部分も出てきているのかなというふうに考えているところでございます。

今後につきましても、例えば技術職員の派遣というのは、なかなか市や町では集められないということも出てます。

県も実際はそういうところありますけれども、その上で、防災とかDX、広域で取り組んだほうが良いようなこと、こういったことも含めて、市や町との協働ということをさらに進めていく。

その上で、最前線にいる市や町、民間の力も生かしながら、この基礎自治体の行政がうまくいくように、我々としての応援もさせていただき、努力もさせていただきたいと考えているところでございます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは4点、お答えを申し上げます。

まず最初に、アクションプランに関しまして、官民共創と市町協働をどのくらいの規模で考えているのかについてお答えを申し上げます。

アクションプラン改定案の方針1に掲げます、官民共創に関する取組で想定しておりますのは、県が何らかの課題を、設定した課題というのではなくて、民間が現場に近いところで自ら主体的に課題解決に取り組むといった場合、その民間を県が支援していくというものでございまして、必要に応じて官民の人事交流を実施するというのを考えております。

方針2にあります市町協働に関する取組につきましては、確保が困難な技術職派遣等の人的な支援や、県と市町の人事交流の活性化などを考えておりまして、基本的にはこれまでの延長線上にあるものというふうに考えております。

県と市町が一体となって民間の取組を支援するといった場合には、最初に述べましたような官民共創の大きな考え方に含まれていく場合もあるというふうに思っております。

なお、官民共創におけます人的支援の規模につきましては、まちづくりや地域活性化など、業務内容や支援の必要度に応じまして、県の人的なリソース、こちらも考慮しながら個別に検討していきたいと思っております。

また、市町協働における職員の派遣、あるいは人事交流の規模につきましては、現在のところ59人が市町に派遣したり、あるいは県に県職員として受け入れているという状況でございますが、今後もあらかじめ、各市町の希望を十分に踏まえた上で必要数を決定しまして、計画的に実施していきたいと考えております。

続きまして、官民共創や市町との人事交流に係る人員と、職員定数条例に定める職員数との関係についてお答えを申し上げます。

市町に県の職員を派遣する場合、一般的に県に在籍したまま派遣先となる市町職員を併任するという形で派遣しております。

また、民間企業等に県職員を派遣する場合、地域ビジネス兼業促進制度によります兼業、あるいは研修としての派遣というもの、さらに、県立大学など、公益的法人等への派遣、これは福井県職員等の派遣等に関する条例というもので定めている派遣等、こういった方法が民間企業ではございます。

最後に申し上げました公益的法人への条例に基づく派遣というのは、条例定数でいうところの定数外とする規定になっておりますけれども、それ以外に、今ほど申し上げた職員の派遣でありますとか、民企業等への派遣、兼業、これは基本的には職員定数条例に定める2885人の内数となります。

続きまして、本県の行政規模と、今後の行政需要を踏まえた適正水準の職員数及び人口減少下での業務や職員数の見直しについてお答え申し上げます。

本県の行政規模につきましては、次の行財政改革アクションプランの期間中に、人口は70万人程度まで減少する見通しである一方で、行政需要のほうにつきまして、北陸新幹線開業

効果の最大化や持続化、それから敦賀以西への延伸、激甚化、頻発化する自然災害の対応、子育て支援政策など、一層拡大が見込まれているというところでございます。

本県の職員数でございますけれども、令和5年5月時点で、こちらは知事部局のものと、あと議会と委員会等の職員を含めた人数でございますけれども、令和5年5月時点で2990人でございます。新幹線開業に向けた行政需要等に対応するため、近年、職員数を増やしてきておりましたが、現在の規模でも全国で少ないほうから4番目でございます。人口比から見ても適正な水準にあると考えております。

今後の職員数につきましては、定年引き上げに伴う採用の平準化により、一時的に3000人を超えることも想定されますが、現在の職員数を基本としつつ、デジタルを前提とした業務推進を徹底しながら、市町協働や官民共創を進め、新たな行政需要へ対応できる水準を確保してまいりたいと考えております。

続きまして最後に、長期ビジョンの地域プランとの整合性や職員の過度な負担に配慮した進め方についてお答えを申し上げます。

長期ビジョンの地域プランにおいては、まちづくりや観光産業など、地域ごとの将来像が描かれており、県と地域が一体となってその実現を目指す必要があると考えております。アクションプラン改定案に掲げます出先機関の移転等につきましては、庁舎、設備の老朽化などにより、耐用年数を超えている場合や、それから行政需要が大幅に変化するとか、技術革新が大幅に見込まれるといったような場合には、長期的には建て替えや別の庁舎への移転、統合などを検討する必要があると思いますが、基本的には地域の行政機能を維持しながら対応するものでございまして、地域プランの推進には影響しないものと考えております。

また、改定案では、土木事務所におけるDXを活用した防災体制や、前任者が繁忙期の業務を、後任者の分の業務を支援するダブルセクション制の拡大、所属の一時的な業務増を別所属の職員が手伝うジョブシェア制など、職員の負担軽減を図ることとしておまして、職員に過度な負担をかけることがないよう、効率的で生産性の高い組織運営に努めていきたいと考えております。

田中（宏典）議員／時間がありませんので、次へ行きたいと思いますが、一言だけ。

これからも関心を持って確認をさせていただきたいと思いますが、生産年齢人口が減るということはこれ間違いありませんし、経済の景気が良くなれば民間へ人が流れるということも、それは必然としてあると思います。

その中で県が職員をしっかりと確保していくことは本当に難しいと思います。

特に土木業界であれば、業界そのものが今、人員が足りないという状況の中で、それを県が抱えてしまうというのは、実際に各市町が発注をして工事ができないという現状も出てきていますので、そういったことも含めて、十分に各市町とも相談をしながら、これからの県の在り方というものを考えていただければなと思いますので、意見として述べておきたいというふうに思います。

それでは3番目、第8次福井県医療計画等についてお伺いをしてまいります。

医療機関や介護保険施設の連携を進め、高度急性期からリハビリ在宅医療までの患者の状

態に応じた適切な医療を提供するとともに、新興感染症の発生、蔓延時において、切れ目なく医療できる体制を構築するとして、第8次福井県医療計画案が提案されております。先日も嶺南市町議長の議長への要望がございまして、嶺南地域の医療体制の充実について強い要望がございました。

骨子案の現状でも、本県の人口は減少しているものの、主な疾患別の死亡者数は横ばいであり、今後も医師確保など、医療提供体制の構築が必要とされております。

第8次計画における主な施策として、新たな資金貸与制度の創設や、医師の事務負担の軽減支援が提案されておりますが、これにより医師の偏在や看護師などの人員不足が解消できていくのか少し不安ではあります。

医師の偏在と、看護師等の人員不足の現状と、今後の対応について、スケジュール感も含め、所見をお伺いいたします。

次に、周産期医療についてお伺いをいたします。

骨子案では、県内の医療提供体制の集約化が進んでおり、分娩をはじめとした医療需要には周産期母子医療センターを中心として対応しており、周産期医療に携わる医療従事者の負担増加に対応が必要と、現状と課題が明示されています。

それに対し、第8次計画における主な施策では、分娩取扱い医療機関への支援を強化と、周産期母子医療センターに負担が集中しないよう、役割分担、連携を推進と提案されております。

遠隔地においては他の課題もあり、違う視点での対応が必要ではないかと考えております。先日、私の事務所に舞鶴市在住の保健師さん、この方は福井市出身の方なんですが、お越しいただき、産後ケアの必要性について様々な御教示をいただきました。

第8次計画における主な施策では、健診、産後ケアなどを含め、医療機関の役割を可視化し、普及啓発を実施とありますが、子育て支援を充実していくためには、医療機関だけではなく保健師の育成など、積極的な取組が必要であると考えます。

県内周産期医療、産後ケアの現状と課題、今後の対応について御所見を伺います。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点、お答えを申し上げます。

まず、医師の偏在と看護師等の人材不足の現状と今後の対応についてお答えをいたします。本件の医師数は人口10万人当たりで比べますと全国平均を上回っております。

しかし、医師不足地域があるなど、地域によって偏在が見られることから、県では地域の医療機関に医師を派遣し、確保に努めているところでございます。

今年度は、医師確保計画の目標である81人を上回る83人の医師を派遣しております。

次期計画においても、引き続き医師不足地域への自治医や、福井大学地域枠医師の派遣などによって医師確保を図っていきたいと考えております。

あわせて、内科、救急科、総合診療科などでは、医療機関からの要請と派遣のミスマッチが生じております。

このため、特定の診療科での一定期間勤務を条件とする就学資金制度の創設などについて

検討いたしまして、診療科偏在の解消を目指していきたいと考えております。

次、看護師数につきましても、10万人当たりで比べますと全国平均を上回っておりますが、働き方改革などに伴って、職員募集がなされても、それが満たされない医療機関があります。

そうした医療機関では不足感がございますので、今後も中高生への看護の魅力発信、看護学生へのインターンシップなどによる新規就業の促進、ナースセンターによる中小医療機関への再就業促進、そしてナースセンターへの相談窓口設置によって離職防止対策を推進し、全体で看護師の確保に努めていきたいと考えております。

次に、県内の周産期医療、産後ケアの現状と課題、今後の対応についてお答えをいたします。

周産期医療につきましては、正常分娩は地域の分娩取扱い施設、緊急帝王切開など比較的高度な医療が必要な場合は周産期母子医療センター、そして合併症妊婦、あるいは低出生体重児など、ハイリスクの出産の場合は総合周産期母子医療センターが県内全域の患者に対応するという体制としております。

近年、地域の分娩取扱い施設が減少することに伴いまして、特に周産期母子医療センターに負担が集中しているという現状がございます。

健診、分娩、産後ケアなどについて、それぞれ役割分担、連携が必要だというふうを考えております。

このためには、産科クリニックが広く正常分娩を担うことが必要であり、産科医や助産師の処遇改善に係る支援を強化いたしまして、医療体制の維持を図っていきたいと考えております。

産後ケアにつきましては、高浜町など積極的に利用が進んでいる市町がある一方で、受入れが進んでいない市町もございます。

このため、産後ケア実施施設の増加や、居住市町を越える産後ケアを受けられる体制の整備、助産師などの人材確保について、県医師会、助産師会などと協議を進めているところでございます。

田中（宏典）議員／もう終わりますが、最後の池上部長のお答え、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

県の中でしっかりそういった調整をしていただいて、各市町によい影響が出るようによろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

議長／以上で、田中宏典君の質問は終了いたしました。

山岸みつる君。

なお、山岸みつる君より、資料の使用について申出があり、許可いたしましたので御了承願ひます。

山岸（みつる）議員／福井県議会ふくいの党の山岸みつるです。

午前中の一般質問で時田議員が、いまだに成長期であると聞いて、大変うらやましく思います。

私は33年間、縦の成長期を待ち続けて今に至っておりますが、いまだ訪れず、これからも前向きに期待をして、また2024年に向けて、本日は2023年最後の一般質問をさせていただければと思っております。

それでは、1つ目のテーマ、高校生の不登校状況と対策について、入らせてもらいます。こちらについて、昨日、渡辺大輔議員の不登校についての話題に触れさせていただきまして、そこでもありましたが、令和4年度に全国の小中学校で年間30日以上欠席をした不登校の児童生徒が10年連続の増加、29万9048人と、過去最高を記録しました。

しかも、前年度24万人からの増加幅が22%を超え、たった1年で衝撃的な増加となっております。

補足資料の1を御覧ください。

ちょっとこちら、資料の訂正ございまして、これ、令和4年から5年度と書いてしまったんですが、令和5年度は今途中でございますので、令和3年度から4年度の全て間違いでございまして、その点だけ訂正をさせていただきます。

こちらの補助資料にも少し書かせていただきましたが、福井県でも令和3年度に1087人だった小中学校の不登校児童数、これが令和4年度には1404人と、29%も増加となっております。

加えて、小中学校のほうが数が大きいと、見落とされがちなもう一つの重要な数として、本日は話したいのが、まさにこの高校生の不登校の生徒数です。

これが全国では、令和4年度で6万575人ということで、前年度の5万985人に比べて約1万人、19%の増加というところなんです。福井県では令和4年度に414人ということで、前年度314人に比べて100人、なんと31.8%の増加という、結構とんでもない数字になってきております。

ここでお尋ねをします。

この福井県の高校生の不登校生徒数の激増についてどのように分析をしているか。

また、検討を実施をしている対策があれば教えてください。

お願いします。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／県立高校の不登校生徒数は1年生が最も多いため、各学校では、担任や教育相談をはじめ、スクールカウンセラーによる面談を実施し、早期に生徒の悩みを聞くなど、教育相談体制の充実を図っております。

不登校の要因といたしましては、無気力、不安が最も多く、全日制では次いで学業の不振や進路に関わる不安が多い。

このため、相談室に登校しております生徒に対しオンライン授業を実施して、学習の機会を保障することにより、生徒の不安が軽減し、教室復帰できた生徒もいると聞いております。

今年度からは県立学校に配置しているスクールカウンセラーにタブレット端末を配付し、オンラインを活用して不登校生徒が自宅から面談できるようにしております。

山岸（みつる）議員／教育長、御答弁ありがとうございます。

オンラインも御活用してというところで、非常に今の時代だからこそできる手段を最大限駆使して、不登校児童生徒が不必要に増えないようにということで、いろいろしていただいているんだというふうに感じました。

これをぜひ、また一步一步踏み込んで進めていっていただきたいと思います。

ここからテーマの2つ目、高校内居場所カフェの事業化について入らせてもらいます。

こちらのテーマ、実は今の質問にも少しテーマが通じている部分ですので、またそういった意識の中で少しでも皆さんに聞いていただければと思います。

ここで補助資料の2つ目の写真を御覧いただければと思います。

この写真のエプロンをかけた青年、これは何をしているのか。

実は、これはどこにいるかという、神奈川のとある県立高校にあります。

見てのとおり、私、山岸みつるが高校生と楽しそうに会話していると、そんなような写真になっております。

ですが、これは決して遊びに行ったわけではなくて、高校内居場所カフェという取組のボランティアスタッフとして参加をしてみました。

高校内居場所カフェというのは、放課後などの時間に学校内の教室や図書室などを使って、学校の教職員ではない地域の人たちや団体、こういった方々が、生徒たちが自由に利用できるカフェを運営するというものになっています。

次に、補助資料3を続けて表示させてもらいます。

ここでは、生徒たちが無料で飲み物、お菓子、おにぎりやサンドイッチなどなど、軽食など、私たちカフェスタッフから受け取って自由に飲み食いすることができる、まさにカフェのような場所になっております。

こういった飲み食いをしながら自由におしゃべりをしたり、遊んだりできる場が校内に開かれる。

青春真っ盛りの高校生たちにとって、楽しいからここに来ると、そんなような安心できる場になっております。

この校内カフェには、基本的にはあえてあまり先生たちは出入りをしません。

運営する団体と生徒たちの空間になっております。

各高校での実施状況や予算にもよりますが、週1回程度カフェをオープンさせているところが多いと聞いています。

このような高校内カフェは、正確な統計というものがなかなか定義上難しくございますが、取組の第一人者であるNPO法人の方が言うには、大体今現在、全国で70から80程度の校内カフェというのが全国で広がりを見せているというふうにおっしゃっております。

そして、ここが重要なポイントになりますが、校内カフェは特に、自分自身の特性ですとか家庭環境、こういったところに何らかの生きづらさを抱えている生徒、そういった生徒

が比較的多い高校で設置をされることが多いです。

それはどういうことかという、この校内カフェというのは、大きく分けて3つの意義がございます。

1つ目、生徒の居場所機能による不登校や将来のひきこもり予防というところ。

2つ目、生徒が抱える問題の早期発見。

3つ目、貧困家庭の生徒への直接的な食料支援というところ。

1つ目の居場所機能について簡単に説明します。

先ほど最初の質問でも述べたとおり、高校生の不登校は激増していますが、高校時代の不登校というのは、皆さんも想像すれば少しお分かりになるかもしれませんが、卒業後、成人後にひきこもりというふうにつながってってしまう確率が非常に高くなってきます。そうになってしまうと、なかなか支援が届かなくなっていく。

何かしらのしんどさを抱えている高校生たちが、第三者が運営するカフェだからこそ、安心して居場所を持って、実際に校内カフェ、楽しみに高校に来ていると、そんなような生徒がいると、そういうのが今、実際に起きていることです。

どんな形であれ、社会とのつながりをこういった機能によって失わずに高校生たちが住んでいる、そういった側面がございます。

他県では退学者の抑制にも大きく寄与している、そんな高校もございます。

そして2つ目の意義、問題の早期発見。

これは、この校内カフェ、評価者である先生ではなくて、私たちのような地域の大人たちがスタッフとしてやっているからこそ、生徒たちの本音であり、思わぬ情報というものが見えてきます。

実は、今から話すのは私自身が校内カフェスタッフをやってきて、そこで得たというか、聞いた生徒の大事な情報ですので、ちょっとぼかして話をさせていただきます。

私は神奈川と大阪、そして福井県内の2校の合わせて4つの校内カフェに、カフェスタッフとして参加をしてまいりました。

その中で、ある女子生徒、B子さんが、その子と料理の話題について盛り上がっていたんですね。

私、全然料理しないんですけど。

通常の家であれば、家に必ず置いてあるはずのとある調味料というのが、実はB子さんの家にはないというのが、私が実際、会話をしている中で、話聞いていて、あっ、ないのかということが分かりました。

これ、どういうことかという、詳しくまでは申しませんが、その一つのその調味料、とある、あたり前にあるはずの調味料がないということの事実から、その生徒が困難な家庭状況を背景に抱えているというところが見えてきたりするわけなんですね。

その情報というのは、運営団体にももちろん私も伝えましたし、必要に応じて、今度そこから高校の先生側に伝えて、対応がその生徒に早期に取られていくと、そんなような情報がしっかりと、早めに課題、問題があったときにその情報を早めにとれると、そういう意味になってきます。

ほかにも、例えばこの校内カフェの中で、家で全然ご飯を出してもらえないということ

あったり、学校外で男女交際でトラブルになっているということだったり、または親から暴力を受けている、こういったことが、先生に直接言うことができないようなこと、これをサードプレイスである校内カフェの大人たちにだからその情報が入ってきて、学校と連携して早期に対策を取っていくことができると、そんなような意味がございます。

これは決して先生たちの努力不足という意味ではなくて、重大なことであるほど、評価者である先生には言いづらいというような側面があるようです。

最後の3つ目の意義です。

貧困対策としての食料支援というところです。

補助資料の4つ目、こちらの写真になりますが、御覧ください。

校内カフェでは、その場で食べられる飲食物以外に持ち帰れるお菓子、レトルト食品なども配付をしています。

給食もない場合がほとんどの高校において、この貧困家庭の生徒の栄養状態をサポートする、そんな一助にもなっているというところです。

多くの場合、校内カフェで支給されるこれらの飲食物というのは、運営団体が事業費で購入をするですとか、あと、各方面から集める食料寄付というところで賄われております。義務教育ではないからこそ、この高校、目が届きにくい、サポートが届きにくい、そんな現状がございます。

この子たちと社会とのつながりを私たちが保っていけるかどうか、これが福井で幸せな大人として、その高校生たちが成長して暮らしていけるかの大きな分岐点になっていると私は感じております。

そこで、質問に入らせてもらいます。

この校内カフェ事業を実施、継続していくためには、食料費とか最低限の人件費ですとか、どこかからそういったものが出なければ、なかなか運営が難しい。

福井県では児童福祉の観点から、今年の6月、私の当選直後の6月の補正予算で、こども家庭庁の予算を活用して、高校内居場所カフェのモデル事業として、委託費500万円で今年度実証的に開始をしたというような状況になっております。

現在の実施状況、どこの高校でどのくらいの頻度かなどを教えてください。

2つ目です。

校内カフェを始めてみて、現在感じている意義ですとか、どのような生徒たちにどのような意味、成果がありそうか。

もしあれば、課題なども、事業を所管する児童家庭課と、県立高校を所管する教育長、それぞれで教えてください。

お願いします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点、お答えを申し上げます。

まず、高校内居場所カフェの現在の実施状況についてお答えをいたします。

高校内居場所カフェ事業につきましては、県から、ふくい学校内サードプレイス推進協議

会に委託を行いまして、敦賀高等学校定時制、武生高等学校定時制、足羽高等学校、丸岡高等学校定時制の4校で実施をしております。

各高校では月2回程度、昼休みや放課後の時間を利用いたしまして、学校でも家でもない居場所として、毎回30名以上の子どもが参加している状況でございます。

次に、高校内居場所カフェの意義、成果、課題についてお答えをいたします。

高校内居場所カフェは、学校という参加しやすい場において、家庭や学校関係者以外の大人や友達と安心して話したり、楽しく過ごしたりする中で、親や先生に言えない家庭環境の問題や学校生活での困りごと、そしてニーズを見つけ、就学支援資金や家事支援など、必要な福祉サービスなどにつなげる、それも早期につなげることができるものと考えております。

今年度、校内カフェの利用者に対して行ったアンケートでは、学校を休みがちだったが、学校が楽しくなった。

困り事をスタッフに相談できるなどという意見があります。

自分で悩み事を解決することが難しい子どもたちにとっての、家でも学校でもない居場所として必要なものだというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、スタッフの人材確保が挙げられ、相談支援のスキルを持った人材を増やすための研修なども検討してまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／校内カフェの意義、成果、課題についてのお尋ねでございます。

校内カフェは、悩みを抱えている生徒の居場所や相談場所として意義があると考えております。

実施校からは、生徒が教室では見せないありのままの自分をスタッフに見せることができるため、生徒の悩みの早期発見につながると聞いております。

現在実施している校内カフェでは、県が県立高校に配置しているスクールソーシャルワーカー等が校内カフェのスタッフとして生徒と関わっており、学校と情報を共有しながら、家庭、学校、地域と連携した支援につながっております。

課題といたしましては、適切な実施回数の見極めや、福祉と教育をつなぐことができるスタッフの確保等が挙げられております。

山岸（みつる）議員／御答弁ありがとうございます。

今、実際、生徒のアンケートであった声というところでおっしゃっていただいたのが、休みがちだったがすごく学校生活が楽しくなったと。

本当にこれこそが校内カフェ、これによってつなぎ止められる、社会とつながれる高校生が増える、今までより防げるかもしれないと、そういったところで、本当にこれからもぜひ続けていってほしい事業だなと思っております。

そこで提案も含めた再質問をさせていただきます。

この高校内居場所カフェ事業、次年度、継続の場合には、残念ながらこの、こども家庭庁

の予算というのは1年限定であり、使えないかというふうに思います、理解しております。児童福祉と教育の両分野にまたがる複合的で重要な事業を絶対ここで終わらせてはいけな
いと、むしろ県内の高校に広がっていくべき事業だと私は思っております。
次年度の継続、さらには発展を強く提案をいたします。
今年度途中からの500万円という予算面との比較の意味も含めて、次年度に向けたお考えを、
お答えをお願いいたします。
もう一点だけ、この事業の更なる推進、拡大のために、高校側の前向きな姿勢というもの
も当然不可欠になっております。
その点において、ぜひ教育長のほうにも、また、ここの事業の推進に関して、次年度に向
けて、できる限り具体的な取組や役割というところでお考えを教えてください。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／次年度の継続についてのお答えになりますが、参加している子どもた
ち、あるいは学校の先生からも好評をいただいておりますが、実施スタッフの確保という
課題もございますので、来年度、事業継続も含め、そして実施拡大につきましても、予算
編成の中で検討していきたいというふうに考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／校内カフェの実施回数や運営の在り方等の課題を含めて、今後は関係福祉部
局と情報共有しながら、制度を支援したいと考えております。
ただし、実施するにあたっては、学校施設を使用することから、当該校の校長と連絡を密
にししながら、時間、場所等をどのように運営していくかも調整してまいります。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／御検討いただけるというところで、御答弁ありがとうございます。
ぜひ次年度、この事業を、これはもう児童家庭課だけの話でもなく、教育長と連携をしな
がら、ぜひ前向きに進めていただければと思いますので、よろしく願いいたし
ます。
それでは、次のテーマに入らせていただきます。
3つ目のテーマ、街路樹の管理予算の不足と対策というところについて入らせていただき
ます。
去る10月のとある日に、私のもとへ鯖江市民のHさんという方から連絡が入りました。
山岸さん、去年まで剪定されていた県道の街路樹、これがどうも今年はされていないよう
なんですと。
このままだと葉が全部落ちて、見た目も問題ですが、側溝に入って詰まってしまって、後
処理もどうしようという、そんなようなお声でした。

また、とある別のお店を営むAさんからは、県道の街路樹が剪定がされていないようで、落ち葉がすごくて、店の駐車場を、清掃を毎日自分たちで今しなければいけなくなっている。

今まではこんなことはなかったのにというような声が届きました。

どうのことだろうと思って現場に行きまして、補助資料を、最後の5枚目を御覧ください。

これはそのうちの片方の話なんですけど、これは実際に10月下旬の頃の写真ですので、今はちょっと違うと思うんですが、現場写真です。

落葉樹であるユリノキが茂っている様子というのが、少しは写真からでもお分かりになるかなと思います。

現場管轄の丹南土木事務所の鯖江丹生土木部に確認をしましたところ、何か所かの街路樹において、例年並みの剪定ができていないという事実と、あと、管理者としての責任で、できなかった部分に関しては落ち葉が落ちきった後に清掃対策だけはすると、そんなことを結構、現場としては悲痛な、何とかそれだけとはいう感じで、悲痛な声でおっしゃっております。

何とか県民の皆さんに迷惑はかけたくないよというようなことでおっしゃっております。

その背景として、物価や労務単価の上昇による発注単価の上昇。

加えて、鯖江丹生土木部においては、少なくとも街路樹維持にかかる予算自体も、例年より減少しているということをお教えいただきました。

そこで質問です。

これが、今申し上げたことが事実かどうかということと、あと、街路樹にかかる今年度予算の減少額と増減率、発注単価の増減状況というところも教えてください。

また、予算と発注単価それぞれの増減理由と、あと、次年度以降は以前のように戻っていくのか、むしろその傾向が拡大しそうかなど、見通しもそれぞれ教えてください。

2つ目の質問です。

県が管理する街路樹の総数というところをお教えください。

また、その中で例年並みの剪定ができなくなっている本数と、あと、県内のどの市町、地域で多くこういったことが、発生をもししているのであれば、発生しているのかをお教えください。

正確な本数は、もし難しければ、そういった街路樹がどれくらい出てきているか、そういった街路樹がどれくらいになっているかの規模感がつかめるような回答をいただければと思います。

3つ目です。

例年並みの街路樹剪定ができないことによる県民からの御意見や苦情などがもし届いていれば、その内容など、少し教えてください。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、街路樹の予算の不足と対策について、3点お答えを申し上げます。

街路樹の維持管理の状況について2点御質問をさせていただいておりますので、1点目が、街路樹に係る今年度の予算と、発注単価の状況、また、次年度以降の見通しについて。

2点目が、県管理の街路樹の総数、また、剪定ができていない本数と、その県内の発生状況についてでございますが、関連いたしておりますので、一括してお答えを申し上げます。県管理道路における街路樹の植栽延長は、昨年度末現在で、約210キロメートルありまして、本数は約1万8000本でございます。

街路樹の維持管理の本年度予算は、約1億7000万円でありまして、昨年度の約1億8000万円に対しまして、約1000万円の減、6%の減少となっております。

減額の理由としましては、県管理道路の開通等に伴う道路環境整備費に配分したことによるものでございます。

また、街路樹剪定の今年度の発注単価は、1本当たり約2万5000円でありまして、昨年度から約1割増加しております。

このことは、近年の物価高騰や労務単価の上昇が要因と考えているところでございます。今年度における剪定ができていない街路樹の本数でございますが、主に丹南土木事務所管内において、例年どおりの街路樹剪定ができなかった箇所もございまして、県全体で約400本発生している状況でございます。

今後の単価の増減につきましては、正確に見通すことは難しいと考えておりますが、来年度の予算につきましては、昨年度と同程度の規模を確保するとともに、剪定などの管理方法の工夫も行いながら、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、街路樹管理への県民側の意見、苦情についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、沿線住民からは、例年どおりの街路樹剪定ができなかった箇所におきまして、景観が悪いので剪定してほしい、落ち葉の清掃が大変であるなどの意見や苦情をいただいております。

これらに対しまして、落葉後に清掃してしっかりと対応することで、沿線住民の皆様にご理解をいただいたところでございます。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／御答弁ありがとうございます。

なかなか道路補修ですとか、様々ほかにも、橋梁ですとか、いろんなところで予算、本当に必要な状況になってきていると思います。

その中でできる努力をさせていただいて、まずは本当にありがとうございます。

とはいえ、その御回答をやっぱ聞いてみると、じゃあ次年度、その予算がもちろん増えるわけでもないと思いますし、また、単価が下がっていくわけでも、見通しとしてはないと思われま。

だからこそ、県が現在管理する街路樹の全てというのを、実際に県が責任を持ってこれからも同じように、同じ数を管理するということが困難になってきているということが現状

かと思えます。

ほかにも、生命に関わるインフラの老朽化対策ですとか、様々、予算が増えていくところが、今後むしろ増していくかと思えます。

発注単価のさらなる上昇も可能性としてはある上で、非常に難しい状況になっているなど。そうであるならば、抜本的な対策を、この問題に限らずですが、早急に講じていく必要があるかと思えます。

単純に考えれば、管理する街路樹の総数を減らす対策になるのかなと思えます。

例えば、まず状態の悪い街路樹、根が腐りかけているようなものもあるというふうに現場のほうからは聞いておりますので、そういったものの早期伐採。

そして、それだけでは適切な維持管理ができる総本数に至らないという場合には、短い距離間隔で設置されているような街路樹に関しては、例えばですけど、2本に1本を伐採をするなど、間引いていくような、そんな考え方も今後は検討していかなきやいけないのかなというふうに感じております。

ここで再質問、2度目の再質問です。

2つです。

まず杉本知事、一般論として知事のお考えを教えてください。

県管理のとあるインフラ設備の維持管理に、例えば毎年1億円が必要だとしたときに、ある年に設備の必要機能だけは残した上で、10億円をかけて簡素化工事を実施したら、翌年以降の維持管理費が年5000万円に、2分の1にもし下がるとします。

これはあくまで例えです。

このようなスリム化というような考え方というのは、初期投資時期だけ財政に負担がかかりますが、中長期的には人口減少社会における地方自治体の財政運営において合理的かというふうに私は考えます。

ここについて、知事のお考えを教えてください。

そしてもう一つ、土木部長に質問です。

街路樹において、先ほど私が述べたような抜本的な対策というところを、次年度以降、検討していただければと思います。

状況調査から実施まで、なるべく早く進めるべきというふうに提案をいたしますが、いかがでしょうか。

お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、インフラ施設の維持管理のスリム化についてお答えを申し上げます。一般論として今お話をいただきまして、なかなか難しい判断のところはいろんな要素が実はございまして、簡単には申し上げられませんし、趣旨としても、まさに一般論ということだと思しますので、誤解を恐れずに私の考え方の基本のところを申し上げますと、やはりインフラの整備したもの、これを維持管理していくというのはとても重要だというふうに認識をしています。

その中で、例えば道路のようなものは、一旦広がったものは、なかなか例えば途中の人が少なくなっても、その先に人がいれば、その道路そのものをやめるというのはなかなか難しい。

そういうような、いわゆるインフラもありますし、もう一つは例えば学校も含めてですけれども、何人か学校に集まってもらうというようなことで***を表すようなものであれば、統合であったりとか、どこかのところと建物を1個にするとか、いろんな工夫の仕方はあるというふうに認識をいたしております。

そういう意味から言いますと、1つの方法として間引くというのか、少し機能を幾つか重ねて1か所に集めていくとか、こういうような工夫をしながら、全体として***できるだけ減らさないようにしながら維持管理費を減らしていくのは一つの方法だというふうに思っておりますし、これから特に人口減少、もしくは高齢化なんかが進んで子どもが減ってくる、こういうような中では選択していくということも増えてくる可能性はあるというふうに認識をいたしております。

一方で、やはり一つ一つのインフラには効用がありますので、それは生活の質を維持するためとか、まさに福祉のためとか、どうしてもやむにやまれないものもありますので、削れる、削れないというのは、ものを見ながら十分判断してまいりたい。

その上で、なかなか今、財源が増えない中で、物価高騰もありますので、こういったことの工夫は、さらにいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、街路樹の抜本的な対策の次年度以降の実施についてお答え申し上げます。

議員から御提案いただいた街路樹の総数を減らす対策につきましては、コスト縮減に向けた有効な手法の一つであると認識しているところでございます。

しかしながら、街路樹には景観の向上や生活環境の保全、防災機能など、様々な役割がございますので、今後、地域住民などの意見も十分にお聞きしながら、街路樹の状況調査や伐採の手法につきまして検討を行い、引き続き、良好で安全・安心な道路環境の保全、そして、道路利用者の快適性の確保に務めてまいりたいと考えているところでございます。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／御丁寧な御答弁、ありがとうございます。

私もあえて提案は大胆にさせていただいたんですが、重々、今、知事がおっしゃったこと、土木部長がおっしゃったこと、私も同じ気持ちでして、削りゃあいいってものじゃないというふうに思っております。

なので、本当に、とはいえ、やっぱり葉っぱが落ちて、これ県の管理やろ、どうなってるんやって言われたときに誰も説明ができんと、ちょっと待ってください、そのうち掃除しますんでっていうやっぱり状況になったときに、誰も説明ができなくなってしまうという

のをどうやって避けていくかというのを、真剣に私たちも考えていかなければいけないなと思っておりますので、また、ぜひ私も頭を悩ませながら頑張ってお考えしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

最後のテーマに入らせていただきます。

北陸新幹線の敦賀以西の財源問題と積極財政について話をさせていただきます。

杉本知事、去る11月9日の夜18時頃、どちらにいらっしゃったか覚えておいででしょうか。仲倉議員が会長を務める福井県議会北陸新幹線整備促進議員連盟の決起会で、私も含めて明治記念館のほうにありました。

知事は、公務のため冒頭のみのお出席だったかと思っております。

敦賀以西の延伸に向けて大変前向きなお言葉を述べられており、私も理解が進むように頑張っていこうというふうに思いました。

そして、実は知事が退席された後に来賓としてお越しにいたしました。京都府の西田昌司参議院議員が、これまた大変熱く、前向きな話をされておりました。

その中で、特に力を込めて話をされていたことというのが、着工5条件の中の最大の課題の一つでもある財源見通しの確保についてでございます。

要約して言えば、これは国が積極的な財政出動でしっかり財源確保して投資していくべきと、そういうことを私たち県議に対してはもとより、その場にいた本県選出の全国会議員の皆さんにも、その賛同を西田昌司議員が呼びかけをしておられました。

私はこの考え方に強く賛同をしております。

今、私がバブル崩壊とともに、平成2年に私が生まれて以来、30年以上の経済停滞の中で育ってきております。

その中で、自国通貨建て国債の発行が十分できる日本国政府として、当面、積極的な財政出動と国民、民間の負担軽減策を実施していくべき局面だというふうに感じております。

それが北陸新幹線の財源課題解決とも一致してくると思っております。

そして実は、これは先ほどの街路樹の話にまで戻ってくる話です。

本来、ほかに予算を回して、街路樹の維持管理維持が減るとするのは、発注単価の上昇に比例した予算編成ができないということも含めて、これは本当に大変残念であり、ある意味おかしなことでもあり、ちゃんと経済成長が、投資ができていく国であれば、その成長に応じて予算を毎年増やしていける、そんなことに本来は目指すべき姿だと思っております。

昨日の田中三津彦議員の一般質問のインフラ整備要望とも同じような、重なる話だと思っております。

そこで最後に、杉本知事の姿勢を確認させてください。

この通貨発行権を持っているわけではない地方自治体にとっては、県債をむやみに増加させれば、返すべき借金の純粋な増加となってしまうため、福井県が独自に積極財政に転じることはなかなかできないというのは、私も百も承知です。

だからこそ、杉本知事には北陸新幹線の敦賀以西着工のために、国の積極的な財政出動を要望、後押しをしてほしいと思っております。

そしてまた、昨日、今日と、各県議から示された一つ一つの地域課題の解決のためにも、国の積極財政への働きかけについて、前向きで力強いお言葉をぜひお願いできればと思っております。

議長／知事杉本君。

杉本知事／ありがとうございます。

北陸新幹線をはじめとして、国から社会基盤の整備をはじめとして、積極財政が必要だということについての御質問かというふうに認識をいたしました。

まさに北陸新幹線につきましては、これは特に敦賀から西、大阪までの全線開業をいかに早くするか。

これによって、日本の将来の発展が大きく左右されるということは私も十分に認識もいたしておりますし、常に北陸新幹線建設促進同盟会の会長として、いたるところでそういうふうに強く申し上げております。

何と言っても1年で2700億円の経済効果とか、1910万人の交流人口の拡大であるとか、さらに言えば、南海トラフ地震が起きれば東西の移動ができない人が20万人出る。

これが、北陸新幹線があれば10万人にその移動できない人が減るということですので、これなくして、もしものことがあったときに、日本経済が立ちゆくのかと、こういう危機感すら持っているわけでございます。

そういう中で、当然のことながら、私はいつも申し上げておりますけれども、今もちろんいろんな調査で、工事というか、まだ認可、着工に至っていないところはありますので、そうした丁寧な、そして迅速な環境アセスメント、こういうことが重要だというふうに認識をいたしておりますが、その上で、できるだけそういうものを急いで丁寧にやりながら、早く認可、着工をして、これをつくっていく。

そのために、例えばJRに対する貸付料、これを拡大するとか、国費の増大、こういったことも求めている、こういうことでございます。

その上で、これをどこまで広げていくのかということについて言えば、積極財政ということは否定するものではございません。

ただ、やはり財政規律というのを一旦、もしも、今は国債は国内で全部で、今おっしゃられるように消化できてからいいじゃないか、こういうことはあるかもしれませんが、コロナのような事態がいつまた起こるか分からない。

そのときには、積極財政でいかに得ないときに、余力がどこまで残っているのかということも一つあると思いますし、また、いろんな形で、今もいい方向に、賃上げと経済成長の好循環に向けて、お給料を多めに取れるような積極財政に行っております。

こういうことを続け続けるということがどこまでできるか、このことは、やはり国のほうで十分に議論いただいて、やっていただく必要がある。

その上で、福井県といたしましては、今後とも県政発展のために、地方交付税であったり国費、こういったものをさらに充実していただくように求めながら、積極財政と財政の健全化、この両立を目指して、県民益の最大化、これを目指していきたいと考えているとこ

ろでございます。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

ぜひ、もう質問としてはおしまいになりますが、私としては、地方だからこそ、特に東京ですとか、私は東京に元々生まれ育っておりますが、本当に生まれ育ったからこそ思うのが、ここばかりお金使われているなというふうにならざるを得ないという思いながら暮らして、だからこそ、僕はもっと地方を元気にしたいという思いで、この福井県で今、県議会議員をやらせてもらっています。

ここから、もっとちゃんとこっちに投資せいと、そういう気持ちを僕自身も声を上げていきたいと思っておりますし、杉本知事にもそこはぜひとも、また声を積極的に上げ続けていっていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。

御丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

議長／以上で、山岸みつる君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は5分後といたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤本君。

藤本議員／越前若狭の会、藤本一希でございます。

我が会派は、一人一人キャラクターが立っておりまして、私もどの方向に行こうかと思ったりするのですが、まずは自然体で思っておりますのと、一方で、県民の付託に応えるということに真剣に、そしてその分積極的になる部分はありますが、その積極性はどうか誇示して向き合ってもらいたいということと同時に、議会運営も指導というか御意見をいただきながら、最後まで精進しますので、どうか最後まで御答弁いただけたらと思います。

積極的に。

ですので、戸惑わせることがないように、事前の通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、教育長に、発達段階に応じた政治的教養を育む教育について伺います。

昨今の政治離れについては、皆様御案内のとおりで、いずれの選挙であっても、半数の方は有権者が投票しないという実情が続いています。

杉本知事のときは、知事の人気もあってか、50%を上回るということでしたが、実は埼玉

県の知事選挙においては、23%という投票率でした。

内閣支持率も20%台を延々に推移していますし、政治になかなか期待できないという雰囲気さえ感じてしまうことは非常に悲しく思っております。

しかし、一番の問題は、政治というものと生活というものが全く異なるもののように語られてしまうということが問題だと思っております。

また、県民が、その社会の主権者であり形成者であると感じづらいということが問題だと思っております。

なぜこのような状況になってしまったのかと考えますと、私はやはり教育だと思っております。

教育の改革こそが、この状況を打開する本質的な手段であると感じております。

そして、その政治教育というのは高校生に対して、特別科目のように政治を教えるということではなく、小学校、中学校の段階から教養として身につけられるよう、実践を伴ったものであるべきと考えおります。

教育基本法第14条第1項、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと示されております。

児童生徒に対する政治的教養を育む教育ということは、学校教育の責務の一つであると考えます。

平成27年、公職選挙法が改正され、18歳以上が投票をできるようになりました。

これを受けて、文部科学省では小学校及び中学校、各教科等教育課程研究協議会、平成27年において、高等学校段階に加え、小中学校段階でも国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に向けた取組が必要と見解を示しております。

神奈川県においては、県教育委員会で小中学校における政治的教養を育む教育の在り方について検討し、各学校における指導ができるように参考となる資料を作成するという目的で、平成28年の段階で、政治的教養を育む教育検討会議というものが県教育委員会に設置されております。

検討会議では政治的教養の捉え方や、小中学校におけるその段階に身につけさせたい力について検討整理が行われ、発達の段階に応じた指導を系統的に行っていくということ、そして、実際の指導場面で活動しやすいものとなるよう資料が作成され、現在では複数の小中学校でそれらの教育が実践されるに至っております。

それを踏まえまして、福井県教育長にお伺いをいたします。

本県教育委員会においても、小中学校段階における政治的教養を育む教育の在り方について、検討をいただけないでしょうか。

義務教育過程において、政治的教養を育むことが、長期的な福井県の発展に極めて重要であると考えていますので、御所見をお願いいたします。

そしてもう一点、神奈川県では、発達段階に応じた教育ということで、例えば小学生であれば、よりよい自分たちの学校をつくるにはどうしたらよいか、中学生であれば、よりよい自分たちの地元地域をつくるにはどうしたらよいか、高校生にたつては、社会全般に広く目を向けて、よりよい社会をつくるにはどうしたらよいかというように、発達段階に応じて、自分ごととして捉えられる範囲を段階的に引き上げていくというようなことも行わ

れております。

また、関わり考えること、そして判断し説明すること、そして意思決定をして社会参画することということで、能力を分けて、そのそれぞれの能力に対して、発達段階に応じた目標設定までであるという状態です。

学習方法としてさらに、普段、学校の教室でもよく、積極的に取り入れられるべきとされる、正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、他者との対話や議論により考えを深めていく学び、これらの要素がしっかりと反映されるようなカリキュラムになっております。もう一点、教育長にお伺いしますが、このように、政治的教養を育むという過程を発達段階に応じた教育を系統的に行うということの意義、そして、正解が定まらない問いに対して他者と関わりながら深める学習を取り入れるということの異議、それらについてどのように捉えられているか、御所見を伺います。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／小中学校段階における政治的教養を育む教育の在り方についてのお尋ねでございます。

小学校では、社会科の授業において、国会や中央議会など、我が国の政治の働きの基礎について学んでおります。

また、中学校では、小学校で学んだことをさらに深めながら、民主政治の推進と、政治参加について学んでおります。

また、県では、ふるさと教育推進事業が小中学生に政治的教養を育む第一歩となると考えていまして、身近な地域の課題を見だし、地域と協働しながら、その解決に向けて探求、発信をする活動を推進しております。

来年2月3日に、今、実施を予定しております、福井ふるさと教育フェスタでは、ごみ問題に目を向け、コミュニティセンターとの共同で、ごみ削減に向けた対話やごみ拾い活動条例案の考案などを行った、坂井市立大関小学校の実践活動が発表される予定と聞いております。

次に、系統的な教育や共同的な課題解決学習の意味についてでございます。

本県が推進している引き出す教育、楽しむ教育はまさに、自ら問いを発見し、仲間と話し合いながら、最適だと納得する回答や方法を導き出す過程を重視して行っているものであります。

政治的教養を育む実践的な教育活動を展開している例といたしましては、鯖江市東陽中学校社会科の授業において実施した、ごみ市長選挙が挙げられます。

4名の生徒が市長立候補者となって自ら政策を立案し、3年生全員が4名の演説から政策案を見極めて投票する活動を行いました。

このように、よりよい社会をつくるために、自ら参画しようとする意欲や態度などを育む活動などを行ってまいります。

議長／藤本君。

藤本議員／安定的な答弁をいつもありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたとおりでして、一つは模擬選挙であるとか、あるいは国会で行われていることを習うであるとか、そういった実社会で、大人がどのように政治をやっているのかを教えるということは教育として大事だと思うのですが、政治的教養を、実践を伴って自分ごととしてやってみて学ぶということが極めて大事だと思っております、先ほどおっしゃっていた、地域の課題と向き合って実際に協働していくということに、あるいは、既に存在しているのは、生徒会長を決める選挙ですとか、学級委員を選出するときの話合いですとか、すでに学校現場で実在している、実は政治だというものもあるなど思っております、そういった、自分たちの生活実践上にあるものを既にやっていることも含めて、それは政治であるし、政治とは特別ではないということが十分伝わっていくと非常にありがたいなというふうに要望して、次の質問に移らせていただきます。

続いて、国際保険規則改訂とパンデミック条約について伺います。

まずは、世界政府間の動きでございますが、世界保健機関では新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、未来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である、国際保健規則を改定するとともに、並行して、パンデミックの予防を備え、対応に関するWHO条約協定、そのほか国際文書、以下パンデミック条約と言いますが、これらを新しく作成するという協議が令和3年12月、WHOの議会、総会以降、政府間交渉会議において同時並行で進められております。

そして、来年令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案と国際保健規則改正案の提出が予定されています。

その草案内容を見ますと、日本は加盟国ですので、WHOの勧告に従うことをあらかじめ約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる、あるいはWHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や提供を行う。

そして、それら健康製品の迅速な普及のため、先進国は途上国に対する経済的、技術的および人的な提供等の援助義務を課せられると、そういったニュアンスが含まれております。加盟国の政府の判断、日本の政府の判断が、WHOの勧告に強く拘束される懸念がありまして、当然に福井県政としても、保健政策を行う上で、この規制の下での保健政策になっていくということになり、保険政策における主権の侵害が起きるのではと懸念をしております。

また、基本的人権ですとか、県民生活に与える影響というのも非常に大きいと思っております。

県民生活に重大な影響を与える事案であり、外務省も情報公開をしっかりとされておりますが、福井県では全くこれらのことは周知されておらず、知らない県民も非常に多いと感じております。

そこで伺います。

現在、WHOで行われているパンデミック条約の草案や、国際保健規則の改正案に関する協議内容、あるいは県民生活への影響等を県民に分かりやすく周知することが求められるのではないかと考えますが、所見を伺います。

また、本件に関連する、一連の日本政府の政府間交渉における外相と内治について、知事、そして本県、県民生活に与える影響についても、こちらは知事はどのように受け止められているか所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私からは、パンデミック条約の草案と、国際保健規則の改正案への受け止めについてお答えを申し上げます。

先般の新型コロナ禍、少し振り返ると、中国で第一例が発生して、瞬く間に世界に広がって、日本国内も蔓延していく。

このような状況を見ますと、やはり水際といいますか、国際間で協調して、世界が一体となって、これをできるだけ抑えていく、もしくは広がり方を遅くしていく、そういった取組というのは、とても重要だと認識をいたしております。

そういうことから、今おっしゃられた、国際保健規則であったりとか、パンデミック条約、こういったことについて、次なる新型コロナ、こういったものに備えて対策を強化するという意味で、日本国政府が外務省を中心として、国際的な協議、こういったものを行われているというふうに認識をいたしているところでございます。

そういう意味では、国のほうも何とかして、世界協調でこうした次なる新興感染症を抑えていくという考え方ですので、大きな方向性としては同じだと認識をいたしております。その上で、内容がどうなっているのかということでございますけれども、一つには、規則であるとか、それから条約案、これについてはおっしゃられるように公表がされていない、こういう現状でございます。

また、この内容について、衆議院におきまして、規則の改正等により、WHO加盟国の主権を侵害する事態が生じないかという質問主意書が出ていまして、これに対して政府から、現在交渉中であり、予断を持って答えることは差し控えると答弁がある。

こういうことございまして、早く我々としてもそうした内容について、早い段階で公表されるということについては、我々としても次の手を考えるには時間がありますので、そういうことは求めたいと思っておりますけれども、ただ、いずれにしてもこういった国が日本全体のことを考えながら交渉していつて条約案が出てくる、その段階で見て、今回のコロナ禍の経験を踏まえた地方公共団体として、住民の生命や安心・安全を守る、健康を守るという観点から、おっしゃられるような我々の行動が制限をうんとされて、県民が守れない、もしこんな内容が含まれるようであれば、当然のことながら、我々としては国に対して、これについて改善を求めるということについて、全国知事会とともに声を強く上げていきたいと思っておりますし、最後は条約は批准しないとか、いろんなやり方がありますので、そういったタイミングがあるのではないかなと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の県民への周知に

ついてお答えをいたします。

国際保健規則の改訂やパンデミック条約の作成について、外務省や厚生労働省では、これまでの経緯、そして政府間交渉の概要をホームページにおいて掲載しております。

ただし、規則改正案や条約草案の内容は公表しておりません。

これらの規則や条約案の作成は政府間で協議し、対応していく事項でありますので、こうした内容、交渉計画に関する情報発信については国が取り組むべきものと考えております。県としては、今後、規則や条約案の内容が明らかになって、県が実施する感染症対策に支障が生じると、そういう状況が明らかになった場合には、その内容について県民の方にお知らせしていきたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

知事も、条約案が出てきた時点で一度しっかりと確認をしておと。

そして、県民の生命を守るための判断を一度入れると私は受け取らせていただきました。ぜひ、政府が、これが提案されている案だというものをご確認した時点で、ぜひ一度、知事の判断をそこに入れていただきたいということと、そこに、県民不在というよりは、県民の意思が反映されるような、知事会も含めた行動であるとか提言であるとか、そういったことを一度、知事の中で御検討を挟んでいただくと非常にありがたく思っておりますし、我々も住民の声をしっかりと拾えるように、届けていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、風力発電について伺わせていただきます。

再生可能エネルギーについては、進めるという一方で、いくつか課題になる得るところもあると考えております。

それは適地が限られているという問題であるとか、エネルギー密度がやや低いということ、あるいは価格競争力が低いということで、県民が負担する電気代がこれ以上上がるのではないかなというような懸念もあり得ます。

ですので、再生可能エネルギーについては、一概にというよりは、個々の目的に応じて是非々で検討がされるべきものであると考えております。

福井県としては、2030年までに10倍量、既存の10倍の風力発電施設を造るということを掲げておまして、これは陸上風力で10倍達成を目指すとおっております。

しかし、台風ですとか、落雷、自然災害におけるリスク、あるいはインフラを海外調達に依存することの安全保障上のリスクなどは勘案しております。

配置された国見岳の風力発電所では、落雷によって平成25年に火災が発生しておりますし、南越前町では、住民から不安の声が上がりまして、現在は環境アセスが進んでいないという状況は伺っております。

一点、健康被害に関してなのですが、秋田県由利本荘市では、風車設置後の平成30年から約3年とたたないうちに、近隣住民21名から明確な健康被害報告が上がっております。以前、9月の定例会でエネルギー環境部長から、環境省の発表を引用しまして、平成29年

時点、環境省が風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的な影響を及ぼす可能性は低いというところを引用されて答弁をいただいておりますが、その後秋田県由利本荘市の事例が発生しております、改めて、本県部長として、そういった由利本荘市の事例も含めて、風力発電が与える健康被害への影響、これを低いと断言できるのかということ、本県部長としてもう一度お考えをお聞きさせていただきたいと思っております。加えて、県内参入予定の事業者が、この環境省の通知を少し言い換えて、環境省は健康被害を否定しているというような、少し過大な表現で資料など記載しているケースもたまに見受けられます。

こういったことも、正確でないと、結局行政にその声が跳ね返ってきてしまいますので、そういったことの是正も急がれるのではないかと思います、御所見を伺います。

そして、9月では、エネルギー部長からもう一点、再エネの地産地消についての重要性も所見をいただきました。

まさしく、電気はつくるためではなく、使うために存在しますので、地産地消ということを実現するということは非常に大事だと思っております。

そのために必要なのは、蓄電池と送電設備、そういった統計に関わる戦略が同時に必要だと思っております。

福井県が10倍の開発を行っていくとなったときに、その蓄電であるとか送電、そして地産地消に向けた戦略、こういったものが先に必要なのではないかと思います、こちらの戦略立案が急がれると感じておりますが、御所見を伺います。

そして最後に、12月15日に開催される洋上風力発電に関する意見交換会、こちらも開催の後に、その内容が住民、県民に対して開示されるべきと感じますが、御所見を伺います。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私から、風力発電につきまして、今ほどの4点について、お答えを申し上げます。

まず、風力発電施設から発生する騒音による健康への影響についてでございます。

平成29年の環境省の通知は、今ほど議員が申し上げましたとおり、これまでの国内外の研究結果を踏まえまして、風力発電施設から発生する騒音が、人の健康に直接的な影響を及ぼす可能性は低いとしているところでございます。

その後も国のほうは、この風力発電所から発生する騒音についての知見の収集に努めているということございまして、現在も、この騒音と健康影響の明らかな関係を示す知見は得られていないと我々は承知しております。

一方で、風力発電施設は、もともと静音な地域に設置されることが多く、煩わしさの程度が上がる、ともしておりまして、地域の状況によっては騒音の影響が懸念されます。

県としましては、風力発電施設からの騒音の影響が回避、または極力低減されることが重要であることから、既に環境影響評価準備書手続を完了しております、国に風力発電事業計画については、風力発電機と住居の離隔が十分確保されるよう、許可県所である国に求めたところでございます。

今後、ほかの事業計画に対しても、必要に応じ、同様に求めてまいります。

続きまして、風力発電施設による健康被害に対する、事業者の正確な情報発信についてのお尋ねでございます。

風力発電施設からの騒音の影響については、事務所で予測、評価を実施することとなっております。既に準備書手続を完了しました、国に風力発電事業及び余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業の2事業につきまして、事業者は健康被害はないというような記述はしてございません。

一方で、議員御指摘の事業者のホームページの記述については、承知しております。事業者に記載の意図を確認しましたところ、環境省が騒音と健康被害との関係を否定しているとの趣旨で記載したものではないということでございました。

事業者のほうは誤字、脱字もありまして、表現が不適切であるといったことで、修正したいと申しまして、今現在、私も今日、ホームページを確認させていただきましたが、正確な情報になってございました。

県といたしましては、事実に基づいた適正な図書の記載、住民に対する正確な情報提供は、重要なものと認識しております。今後とも環境影響評価手続において、こうしたことを事業者に求めてまいります。

また、先ほどのような事案が確認された場合には、適切な対応を事業者に求めてまいります。

3点目、風力発電におけるエネルギーの地産地消に向けた戦略立案についてのお尋ねでございます。

再生可能エネルギーの地産地消を進めることは、地域の温室効果ガスの排出削減のみならず、エネルギー供給源の分散化による、災害時の電力の安定供給などにも資するものであります。

地産地消の実現に向けまして、蓄電池の活用が重要であることから、現在、国におきましては、定置用蓄電池の導入、実証支援などを通じた、ビジネスモデルの確立などを図るため、官民での議論を進めているところでありまして、県としては、こうした動きを注視してまいります。

一方で、国は2030年度の風力発電について、2019年度比で陸上、洋上合わせまして5.6倍の導入量を目指すとしておりまして、昼夜問わず発電が可能な風力発電は地産地消にかかわらず、2050年カーボンニュートラルに必要な不可欠なものであります。

県としましては、自然環境や景観への配慮、地域住民の理解を前提に導入を進めてまいります。

最後、4点目、洋上風力に関する県民への意見交換会の県民への内容開示についてのお尋ねでございます。

この意見交換会は、洋上風力発電に関する関係者間の課題や先進地における取組を共有することによりまして、理解を醸成するために、県が国と連携しまして任意で実施するものでございます。

一般に公開して実施することによりまして、率直な意見交換を妨げる可能性があることから、関係者と調整の上、非公開で開催をいたします。

なお、意見交換会の概要の開示につきましては、今後関係者と協議してまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

まずは、事業者の表示の会見について求めていただいて、本当にありがとうございました。今後もこういった適切ではない記載というものがあるかなど。

特に、事業者ですので、もちろん営業資料などを使われると思うので、そういったところは適切ではない部分があったときには、分かり次第、そういった働きかけを行って、県民に正しい情報が行くようにというふうに願っております。

この風力発電ももちろん、最後、誘致するのかわからないのかというところ、県民が自分で考えて判断できるという状態を目指したいというふうにとにかく願っておりますので、そういった情報発信に努めていただけたらと思います。

もう一点、私の言葉が多分足りなかったんですけど、騒音について、環境省の評価等々を引用いただいていて、実は騒音というのは耳に聞こえる音なんですけども、超低周波ということで、耳にも聞こえず、空気の振動に近いような波というものもありまして、こちらが幾つか影響を及ぼしているという見解も一部ございます。

ですので、それだけに限らず、そういった超低周波についても目を向けていただきたいなというふうに思いました。

次の質問に移らせていただきます。

次は、福井県民の倫理・道徳的消費ということについてお尋ねをいたします。

今年度は、福井県消費者基本計画が策定年度でございます。

これまで、福井県消費者教育推進計画ということで、消費者教育を包含する計画であるということ承知しております。

経済を適切成長させていくためには、供給よりも、やはり需要で引っ張って、デマンドプルでしっかりと経済を成長させていくべきと考えておりまして、そのために消費者の意識、福井県民の消費者の意識というところが、これが結果として需要というものにつながってきますので、極めて大事だと思っております。

したがって、消費者基本計画、消費者教育を担う本計画の重要性というのは非常に高いと思っております。消費者を犯罪やトラブルから守ることと同時に、本県として創出すべき需要というものを管理して、適切な経済成長へと向かっていくという種にも一部なり得るんじゃないかというふうに思っております。

しかし、私としては一つ残念なことがございまして、全計画の結果を見ますと、事業者において環境やSDGsに配慮するという意識は上がっております。

そして、少し反比例をするかのように、地域や社会に貢献するという意識が少し下がっております。

事業者は市況を見ているので、これは市場、つまり消費者の体も表しているというふうに考えます。

もし概念的に地球に優しいであるとか、SDGsという美名に引っ張られてしまって、自分が所属している地域社会、具体的には地元であるとか市町、あるいはこの福井県であるとか、そういった所属コミュニティに対する貢献欲がもし下がっているとしたら、それは非常にゆゆしきことだと思っております。

本来、消費者も事業者も、まずは所属する地域社会への貢献という意識を先に立ち、本来、それぞれの地域社会が自主自立をしながら、その上でグローバルなことであるとか、エンバロメントについて意識をするというような姿であってほしいというふうに願っております。

統計的にそれらの2つの意識が逆転するというところまではまだ起きていませんが、それに近づいているのではないかとこのことを強く危惧しております。

それは地域経済にとっても、それはよくないことだと思っております。

次期計画において、消費者教育ということで、エシカル消費を促していくという文言も入ろうとされているということで伺っております。

エシカルという言葉は、日本語に訳しますと、倫理・道徳的消費ということになります。そうすると、もちろん環境とか地球のことを考えることは非常に大事なんですけども、福井県政として福井県民を教育していく、消費者教育をしていくというときに、福井県は現在、直面している倫理・道徳的課題というのはまず何なのかということ。

それはもう身近なことでもいいと思います。

そして、福井県民に求める倫理道徳とは何なのかと。

それに基づいた消費行動、福井県民に求めるべき消費的行動とは何なのかということをしつかり定めるといことから出発しないとずれてくるように思います。

そこで、関係部局に伺います。

福井県民に今求められている倫理・道徳的消費ということ、現時点でどのように捉えているか、そして、その考えを消費者、事業者伝えていくということが必要なもので、そのメッセージを消費者、事業者にどのように伝えていこうと考えているか、御所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から2点、お答え申し上げます。

まず、福井県民に求められる倫理・道徳的消費についてお答えいたします。

エシカル消費について、消費者庁は倫理的消費としまして、エコ商品を選ぶ、フェアトレード商品を選ぶのほか、障がいがある人の消費につながる商品を選ぶ、地元の産品を買うなど、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動と定義しております。

今回策定する福井県消費者基本計画におきましては、環境や社会に配慮したエシカル消費の普及啓発、取組促進を主要な施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えています。次に、福井県民に求められる倫理的、道徳的消費の在り方を消費者と事業者にとどのように伝えるかについてお答えいたします。

エシカル消費の普及啓発に当たっては、消費者に対しましてSNSを活用した県民が参加しやすい啓発イベントの開催や消費者フォーラム、情報誌等を活用しまして、地産地消やエコマーク商品の購入などの啓発に取り組んでまいります。

また、事業者に対しましては、先進事例を紹介するセミナーの開催やエシカル消費に積極的に取り組む小売店、販売事業者を登録、発信するなどしまして、環境や社会に配慮した生産活動の取組促進に努めてまいります。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたところで、やはり地元の物を買うということの意識も非常に大事だと思いますし、あらゆるものを地産地消していくということが極めて重要なんじゃないかと思います。

フェアトレードという言葉一つをとっても、当然、アフリカで例えば児童労働を減らすためにそういった商品を買うという消費行動も大事な一方で、例えば県内事業所間で本当にフェアなトレードがされているのか。

買取(?)、地元業者がないのかですとか、そういった、お隣の人のことを思うところを忘れてグローバルばかり見るということが起きると、それが本末転倒ではないかなというふうなことを危惧しています。

もちろんどちらも大事だという前提に立った上で、まずは地域が自主、自立をしていくというための消費喚起というふうな、本筋を押さえながらの啓蒙、啓発というふうになっていただけると非常にありがたいというふうに思っております。

最後に、県域経済圏の確立に向けてということで、こちらは知事に質問をさせていただきます。

先ほど、山岸議員の質問でも出てきましたが、まず大前提として私も積極財政は賛成なんですけれども、なのでその要望というのはもちろん上げていただきたいと思いつつ、じゃあそれを待たずして、福井県内でできることはないのかということを探した提案も含めた質問になっております。

特に、福井県内でできる積極財政ということも、いずれは模索していきたいんですけども、まずはその前に手前で県域経済圏を確立するということができないかという質問でございます。

山岸議員もおっしゃったとおり、30年ほど経済がなかなか浮上せず、今電気代も上がりまして、非常に足元が苦しくなっております。

そして、経済成長においては、国策をも持つ姿勢だけではなく、県民に寄り添って、県民のほうに目を向けて、もう一度、県域経済圏というものを意識して、そこを成長に導くということも必要だと思っております。

まずは取り急ぎ、県外にお金を流出させない、あるいは外需を獲得する、そしてお金の流通速度を上げる、通貨の流通量を増やす、そして滞留したお金を活用するなどの方法があると考えます。

外需の獲得に関しては、新幹線が来るということも含めて非常に業務が活発なんですけれども、県内にお金を出さないということの施策や、滞留したお金をどう活用していくかということの施策は打てないかということをお願いしたいと思いますのと、やはり県域経済というものの成長戦略、これを明確に、誰かがリーダーシップを持って、覚悟を持って、そして戦略を持って進めていくべきなんじゃないかというふうに思いますので、県域経済の成長戦略を全庁的に模索すると、そして戦略を策定するということについて、知事の所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／福井県の県内の経済をできるだけ拡大していく、こういったことについての御提言、御質問だというふうに理解をさせていただいております。

これにつきましては、まず福井県といたしましては、この県域の経済をできるだけ拡大させていくという考え方の下に、今年の5月に人への投資であったりとか、また県内の企業が付加価値を高めていく、そしてそれから生産性を高めていく、こういったことを目指しながら、日本一の幸せ実感社会をつくるという趣旨で、福井NEW経済ビジョンを策定させていただいております。この中でもおっしゃられるような趣旨の部分も幾つも取り上げながら策定をさせていただいております。

まずはこれをできるだけ実現、前に向けていく、進めていくことが大切だろうというふうに認識をいたしております。

その上で、県内でお金が外へ出て行かないように、こういうことも当然、県内経済を拡大する上では重要、それを回転させていけば、同じ1万円がどんどん大きくなっていきますので、こういったことも求めていくことは必要かと思っております。

そういう意味では、農林水産物をはじめとして、それにとどまらず地産地消というのをできるだけ拡大していく、こういうことも大事だというふうに思いますし、また、こういう考え方でふく割もこれまでも何度も発行をさせていただいております。必要な分野でできるだけ早く、そうした消費が届く、こういうようなことで発行もさせていただきました。

これからは特にデジタル地域通貨のはぴコイン、これを活用しまして、地域商品券、こういったものも使いながら、県内、県域でお金が回っていく、こういったことを広げていく。また、はぴコインの場合は、さらにお金を増やすというか、ボランティアをすることで、はぴコインが生まれて、そのポイントが県内経済に回って行って価値を生むという部分もありますので、こういったことでも活用をしていきたいと考えているところでございます。

さらに、県内では、廃業とか倒産とか、こういうことが重なりますと、県内だったり、それから産地内で今までサプライチェーンができていたものが崩れて、県外のいろんなそういった枠組みに組み込まれるということもあるわけですので、そういうことが起きないように、できるだけ相談会だったり奨励金とか補助金とかも、こういうことも使いながら、そのM&Aであるとか事業承継がうまく進むようにもやっていきたいと考えております。さらに、企業が内部留保でためているもの、滞留しているお金をどうするのか、これについても、例えば、リスクリングであるとか賃上げ、こういった人への投資というところへ

を促進をしながら、これをできるだけ賃上げに回してもらったり、県内消費に回していただいて、それと、経済の成長、これの好循環のほうに結びつけていく。こういったことを目指していきたいと考えているところでございます。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

まさしくハピコインなどであれば、いわゆるお金が流通する速度を上げることにも寄与するでしょうし、有効期限を切るですとか、時間が経ったら1%減るとか、そういったことを試みている海外の事例とかもありますけれども、そういった流通速度を上げるといったことは非常に大事だなと受け取っております。

この県内経済をデマンドプルで、いわゆる消費と投資を喚起して導いていくというのは本当に難しいというか、今、知事が答弁していただいただけでもあらゆる手法が、もちろんあって、本当に難しいんですけれども、しかしやらないとできないということもありますし、今の国策だけを待つという姿勢で県民が裕福になっているとは、私は感じていないというところがあるので、まずはやはり模索を続ける、あるいは県経済を(?)引っ張るといったことはどうかあきらめないでいただきたいということと、本当に全ての部署を横断するような話になるので、そこはやはり知事、あるいは副知事クラスが、やはりリーダーシップを持って、ビジョンを持って臨んでいただきたいということで、要望として。

そういった話がしっかり議会で出るというようなこと、あるいは議論がされるというふうな県政であってほしいという願いで、あえて、私は難しいと分かりながらも質問をしております。

私もこのテーマについて、本当に真剣に、今後向き合い続けたいというテーマの一つですので、その宣誓も含めて私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、藤本君の質問は終了いたしました。

南川君。

南川議員／自民党福井県議会の南川です。

県内各方面、各立場で積極的に仕事をしている県民、市民を思い、皆さんを思い、大きく4項目について分割にて質問をいたします。

ちなみに私は質問通告に従い質問と提言をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、教育への投資・学校における働き方改革について質問をいたします。

6月定例会、9月定例会の一般質問の答弁で、本県の教育費は全国中位であること。

また、その中で、本県小学生、中学生ともに、全国学力テストの結果が総合上位の成績を維持しており、正答率も全国と比較すると高位層が多いとありました。

本県の児童生徒、先生方が大変頑張っておられる結果だと思えます。

そのような中で、文部科学省は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動ができるようにすることを目的として子供たちに対して学校における働き方改革を進めております。

これは日本社会全体の問題であり、速やかに進めなければならないことは言うまでもありませんが、民間企業における働き方改革が進む一方、学校現場における労働時間の長時間化は依然として問題視され、政府も教育委員会などに対して早急な対応を求める旨の通知を出しています。

本県でも教員の長時間勤務を改善し、教員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにして人間性を高め、児童生徒に必要な指導、質の高い教育を持続的に行うことができるよう学校の教務改善（?）、教員の働き方改革に向けて、福井県教育業務改善方針及び部活動の在り方に関する方針を策定しております。この方針に基づき、関係機関が一丸となって学校業務の改善、教員の働き方改革に取り組んでいることは私も承知をしているところであります。

福井県学校業務改善方針では、取組の方向性として、教職員の勤務時間管理を徹底すること、管理職のマネジメントや教職員自身の働き方に対する意識改革を行うことが必要とありますが、教員の長時間勤務を是正するためのこれまでの具体的取組内容について、また、本県の教員一人一人の勤務時間は近年どのように推移しているのか伺います。

私は冒頭を述べたように、本県の児童生徒の学力の高さは主に先生方の熱意にかける時間によるところが多い可能性があると考えます。

もしそうなら、教員の勤務時間を単純に短くしてしまえば、何年か後には本県の児童生徒の学力低下を招くおそれが十分あると思います。

福井県教育育成指標では、求める教師像の一つに教育に対する情熱、使命感に燃え、常に学び続ける向上心を持った人とありますが、働き方改革を進めながら向上心を持った熱意ある教員を育成するために、県としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。また、令和5年3月に策定された福井県学校教育DX推進計画では、教員の長時間労働を改善するため、さらなるICT活用が必要とあり、目指す方向性として教員が楽しく快適に進める環境づくりを掲げています。

さらに本県では、市町間で教員が異動した際、円滑に公務を行うことができるよう、総合型公務支援システムの共同利用を進めており、参加市町も増えてきているようでございます。

こうした学校業務の効率化を目指したICTを活用した取組に対する現場の評価と今後の改善方針について伺います。

学校における働き方改稿に関して、最後に伺います。

教員の働き方改革の真の目的、目標は何でしょうか。

福井県学校業務改善方針には、教員が児童生徒に接する時間を十分に確保しつつ、教員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで人間性を高め、児童生徒に必要な指導、質の高い教育を持続的に行うことができると目的が掲げられております。

私もまさにそのとおりだと思います。

授業の質や児童生徒の成績を上げ、その上、子どもたちと向き合うためのゆとりを持った

仕事をする事、先生方が熱心に頑張れば頑張るほど時間がかかってしまう、この一見、相反するような2つを両立させるために、今何が行われていて、今後の方向性はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／まず、教員の長時間勤務是正のための取組と、教員一人一人の勤務時間の近年の推移についてでございます。

これまで教職員が子どもたちと向き合う時間を創出するために、様々な業務改善に取り組んでまいりました。

令和4年度からは、時間外在校等時間、月80時間を超える教職員ゼロを原則に、県の旧特報条例で上限として定めた時間外在校等時間、月45時間以内、年360時間以内の割合を増やすことを目標に、子どもの自主性を育む、手をかけすぎない指導、校務全般におけるDX推進、例えば日課表の見直しをするなどの新たな挑戦といった3点について、各学校で取組を進めてもらっています。

その中でも優良な取組を通信、学校業務改善ニュースと呼んでおりますが、去年は9号まで、今年は13号まで出しておりますが、学校業務改善ニュースで発信して、全県で共有することで業務改善を進めております。

教員の平均時間外在校等時間は年々減少しており、時間外在校等時間、月80年以上の教職員の数は、令和元年度で全講師で5267人でございましたが、4年度では540人まで減少しております。

また、時間外在校等時間、月45時間も教職員の割合も令和4年度は65.1%と、前年度の61.2%よりも増加しているところでございます。

次に、向上心を持った熱意のある教師への育成についてのお尋ねでございます。

福井県教員育成指標に基づきまして、日数や内容を精査し、オンライン実施も取り入れながら、年代に応じた研修を行っております。

限られた日数の中でも、講師や年代を超えたメンバーで実践を共有するグループセッションを取り入れ、互いに成長し合える場を重要視しております。

また、子どもたちとじっくり向き合う時間を創出するとともに、子どもの主体性を育むために、手をかけすぎない指導を推奨することで、児童生徒と教師の双方が成長できるものと考えております。

今後も教職員がゆとりを持って、子どもたちとじっくり向き合う時間を創出していくために働き方改革を進めてまいります。

3点目は、学校業務の効率化を目指したICT活用への評価と改善方針についてでございます。

校務支援システムの導入によりまして、成績処理や事務作業などの教職員が行う業務の効率化が図られました。

導入した市町からは、特に他校に異動した際にも同じシステムが使われることで、年度当初の負担軽減となり、超過勤務時間の削減につながっていると聞いております。

さらに、令和5年1月より導入した学校と家庭との連絡システムは、各家庭での連絡が電子化されたことにより、文書印刷、配布等の負担が軽減されたと聞いております。そのほかに県立学校においては、令和4年度からデジタル採点システムを導入し、学校からは採点時間の短縮につながったとの意見をいただいております。今後も、学校現場や各市町担当者、業者との連携を密にし、機能充実につなげるとともに、ICTを活用したさらなる学校業務の効率化を目指してまいります。事業の質とゆとりを持った仕事を両立させるための今後の方向性についてでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、子どもの主体性を育むために、手をかけすぎない指導を心がけることなど、これまでの指導方法を見直していくことで、児童生徒と教師の双方が成長できると考えており、働き方改革を進めることは教職員の意欲向上につながり、ひいては授業の質の向上に直結するものと考えております。今後も、福井の教育のさらなる充実発展のために、教職員がゆとりを持って子どもと向き合う時間を創出することを目指して、現在取り組んでいる働き方改革を推進してまいります。

議長／南川君。

南川議員／御答弁ありがとうございました。

福井県はとにかく教育に熱心な県であるというつもりで私はおります。

この先生方の働き方改革に関しても、これは福井型モデルと言いますか、そういったものをちゃんと確立して、先生方もゆとりがある、そして子どもたちもいい成績をずっと維持できるという形をぜひ取っていただきたいなと思いますので、これは指導に関してもよろしくお願いいたします。

次にまいります。

次に、本県農業、畜産業における乳酸菌の活用推進について質問をいたします。

持続可能な食料システムの構築に向け、農林水産省ではみどりの食料システム戦略を策定し、中長期的な観点からカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションを推進し、その目指す姿として、化学農薬の使用量の50%低減や輸入原料、化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、また有機農業の取組拡大の方向性を示しています。

そのような中、本県において食の安全性を保つとともに、減農薬、減抗生物質を実現するため、乳酸菌の力に着目し、利用する試みが進められています。

乳酸菌を投入することにより、植物の免疫力が向上し、病気に対する抵抗力が高まり、生産の向上に貢献することが報告され、また家畜にとっても免疫力が向上し、疾病、下痢症状などが抑制され、健康維持や死亡率の低下とともに成長作用が促され、発育改善が期待されています。

本県では、2019年の豚熱発生や後継者不足により生産が停止されていたふくいポークについて、出荷再開には感染症対策が責務となっております。

このような中、福井県生まれ、福井県育ちのふくいポークの新たな認定基準として、乳酸菌を添加した飼料を給与していることという内容が加えられました。

これは、乳酸菌が豚の自己免疫力を向上させ、ストレスが少なく健康的に育つことで、抗生物質の使用量を減らすことが期待されているためであります。

まさに、みどりの食料システムに合致した影の大きな力になり得る素材であり、県としても大いに推奨すべきであると思います。

そこで伺います。

県内の農作物、家畜などにおける乳酸菌の活用状況について伺います。

また、乳酸菌効果をデータ化し、有効に活用すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

また、産業技術総合研究所では、食の機能性に関する研究も進められております。

福井の産総研の担当者は、全国各地にあるほかの産総研において、食に関することなどあらゆる研究がなされているので、そこと連携することもできると話されておりました。

本県でも、農畜産業分野における乳酸菌資材の活用をはじめ、県研究機関と産総研が連携して、さらに革新的な技術や生産体系の開発につなげてはどうかと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは2点。

1点目、本県農業、畜産業におきます乳酸菌の活用状況とデータ活用についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、畜産におきましては、本県で10戸程度の農家が乳酸菌を使用しています。

中でも、ふくいポークにつきましては、畜産試験場の調査において、子豚の発育がよくなるという明らかな効果が認められましたので、本年8月のふくいポークの販売再開に当たりまして、たくましさはおいしさというキャッチコピーでブランドイメージの向上に活用しています。

また、このほかですが、水稲ですとか、あるいはサツマイモや梨などの農家におきまして、苗の活力向上等を目的に乳酸菌が使用されています。

県としては、乳酸菌に限らず、国や大学、民間企業等の研究開発の動向を引き続きしっかり情報収集するとともに、有効な技術につきましては、農業者、畜産業者にデータとともに紹介していきたいと考えております。

2点目、県の研究機関と産総研と連携いたしまして、乳酸菌資材の活用や生産体系の開発についてという質問でございます。

これまで畜産試験場におきましては、家畜の餌に乳酸菌を加えることによる豚の発育ですとか、鳥の***などの生産性、免疫機能に及ぼす効果というのを調査しています。

また、農業試験場におきましては、水稲やキャベツの育苗におきまして、乳酸菌を活用しまして、その生育促進効果ですとか、病害の抑制効果を調査したところでございます。

これらの結果を踏まえまして、今後、産総研とも連携や情報交換、あるいは高精度の検査とか分析の依頼なども想定されますが、こうした連携を図りながら、みどりの食料システ

ム戦略に基づきまして、肥料や農業の使用低減、生産性向上につながる新たな技術開発を進めてまいります。

議長／南川君。

南川議員／ありがとうございます。

いいものはいい、悪いものは悪い、悪くないんですけど、いいものはいいとして、どんどん活用して行って、やっぱり福井がそういった意味において先頭を走るという形にさせていただきたいなど。

生産者、あるいは販売者にとっても新たな付加価値を求めています。

そういったものを県として後押ししていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、中小企業の後継者問題について、質問をいたします。

2023年度版中小企業白書・小規模企業白書によると、総論として、足元の新型コロナや物価高騰、深刻な人手不足など、中小企業、小規模企業事業者は引き続き厳しい状況にあるとあります。

また、特に小規模企業に対し、地域経済を下支えする小規模事業者について、支援組織や自治体のサポートを得ながら、引き続き地域の持続的発展を担っていただくことが必要であるとしています。

また、事業承継については、経営者の高齢化が進む一方、直近2年間では、高齢者の経営者の割合が低下、事業承継が一定程度進んでいる可能性があるとしています。

しかし、本県においては、福井県商工会議所連合会の調査で、既に後継者が決まっていたのは36.5%であります。事業は継承したいがまだ後継者は決まっていないが28.4%、自分の代で廃業を検討しているが23.4%であり、後継者が未定と廃業を検討しているを合わせると、51.8%の企業が、存続に厳しい状況となっていることが見て取れます。

また、事業譲渡や合併、買収、先ほど***おっしゃられましたM&Aについては72.6%の企業があまり興味がないと回答しており、関心が低い結果となっております。

これについて商工会議所では、企業の売り買いというイメージに否定的な印象を持つ地域性があるためとしています。

福井NEW経済ビジョンにおいて、県が目指すM&Aによる成長の促進、また事業承継による新規事業展開の促進に向け、さらなる確実な政策実行が急務であると考えます。

税収から見ても、令和4年度福井県歳入歳出決算において、県税収入は約1342億円であり、そのうち法人事業税は約348億円となっております。

さらに細かく見ていくと、県内中小企業からの税収は県内大企業からの税収よりも2倍以上多く、もちろんこれは数が多いということもございますけれども、大企業よりも中小企業の方が2倍以上多いと。

県内中小企業の果たす役割、さらに廃業した際の地域経済に与える影響は極めて大きいと改めて認識をしているところであります。

本県では、中小企業向けにDXの普及やブランド戦略の推進など、企業の付加価値を高め

ていく支援はきめ細かく行われていますが、企業が消滅しては元も子もありません。成長性のある企業をM&Aや事業承継により引き継いでいくことが重要であると考えます。福井県事業承継・引継ぎ支援センターの支援内容については、商工会からのパンフ配布などで円滑な事業のバトンタッチの支援が重点的に行われていることは承知をしておりますけれども、コロナ禍の不況も相まって、中小企業にとって特段の事業承継実行に向けた対策がないまま、自然廃業するケースが増えることが予想されます。

中小企業経営者の立場から見ると、まだなんとかなると考えているうちは事業承継に向けた取組は考えておらず、どうしようもなくなって事業承継を考え始めたときには、既に時間切れになっている可能性が大いにあると考えます。

そこで、福井県事業承継・引継ぎ支援センターが開設されて以降、県ではこれまでの成果と今後の課題をどのように認識しているのか伺います。

また、2023年度版中小企業白書・小規模企業白書によると、M&Aの件数は近年増加傾向で、中小企業においてもM&Aが広まりつつあるとのこと。

中小企業者の経営者には団塊の世代が多く、後継者に問題を抱えていることが要因にあるのではないのでしょうか。

従来の家族型中小企業では、後継者は子どもあるいは親族から選ばれるケースが多数を占めていましたが、近年では親族から後継者を選ぶことが難しくなっており、M&Aを利用した第三者への事業承継が増加していると考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症など、環境変化の影響により、財務状況が悪化する中小企業も少なくありません。

M&Aを利用して大手企業へと事業を譲渡するケースも多くなっているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

県内中小企業のM&Aについて、後継者対策だけでなく、既存事業の拡大や新分野への進出も見据え、事業承継・引継ぎ支援センターと連携して、企業からの相談を待つだけでなく、一歩踏み込んだ早めの対策が必要であると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

本県には、中小企業、特に繊維産業をはじめ、機械産業、眼鏡産業などの地場産業を中心として、後世に残すべき技術力があります。

ふくいNEW経済ビジョンでは、県内企業のブランド力向上に向けて、福井ものづくりブランド戦略を策定するとありますが、ブランドの向上、維持や技術力の継承のために、県として具体的に何ができるのか、廃業したらこの技術を伝えられないかも分かりません。今後の取組方針をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私からは、事業承継・引継ぎ支援センターと連携した県内企業のM&Aについてお答えを申し上げます。

議員が御指摘いただいたとおり、県内では黒字の状況にしながら、後継者不在で廃業に迫

い込まれるということも含めて、もったいないというか、利益が上がっているものが失われていく、もしくは先ほど申し上げたが、サプライチェーンがそれで切れて、その業態全体がほかとくっついてしまうとか、こういうことも起きうるわけでございまして、M&Aの推進ということも、特に事業承継という意味でも重要だというふうに認識をいたしております。

そういう意味では、M&Aにつきましては、売り手の側が事業を承継したいと、こういうことだけではなくて、買い手の側が、おっしゃっていただいたように事業を拡大したいとか、成長意欲があるとか、また競争力を高めるとか、こういったことで必要性があるということも十分認識をいたしているところでございます。

そういう中で、県では、これまでもM&Aの奨励金であるとか、また、これからM&Aを考えようというような企業さんの成長意欲を促進する、こういうような補助金も用意させていただいて、支援もさせていただいて、令和2年度からM&Aの数が118件ありますけれども、うち56件分についてはM&Aの奨励金なんかの後押しをしているというような実績もあるわけでございます。

今後につきましても、おっしゃっていただいた事業承継・引継ぎセンター、それから商工団体、こういったところと力を合わせて、まずはM&Aについて、例えばサポート体制、相談体制であるとか、また、セミナーを開催する、こういうことも行いますし、何といたしても金融機関が、事業を拡大したいと、買い手側のほうの拡大したいとか成長したいとか、そういうような情報をたくさん持っていますので、そういう情報があつたときに、売り手の側がないかなということ、こちらから積極的に声かけしながら、そういった買い手と結びつけていく、こういったことにも力を入れていきたいと考えているところでございます。

議長／産業労働部長伊万里君。

伊万里産業労働部長／私からは、事業承継に対するこれまでの成果と今後の課題についてお答えいたします。

帝国データバンクの福井県後継者不在率動向調査によりますと、福井県の後継者不在率は52.7%となっております。

この数字は、5年前は58.7%でしたので、その後5年連続で前年を下回っている状況であり、調査を開始した2011年以降で最も低くなっておりまして、後継者問題は改善傾向にはあると認識しております。

また、県では事業承継・引継ぎ支援センターと連携して、令和3年度より、先ほど知事から御答弁申し上げましたM&A奨励金を実施しております。

この事業承継・引継ぎ支援センターの支援による事業承継の実績も年々増加しておりまして、一定の成果を上げていると考えております。

一方で、先ほど冒頭で下がっていると申しましたけれども、後継者の不在企業はいまだ50%以上いらっしゃいます。

また、先ほど議員からも御指摘いただきましたように、M&Aの関心がそもそも低いとい

った課題もございますので、今後とも円滑な事業承継を推進していくためにM&A勉強会や事業承継相談会などによる啓発活動、また、補助金や奨励金などの支援を継続していく必要があると考えております。

続きまして、ブランドの向上維持や技術力の継承のための今後の取組方針についてお答えをいたします。

本県の優れた技術を持つ県内企業を持続的に発展させていくためには、そうした技術を次世代に継承するとともに、高い技術に支えられたブランド力の維持向上を図る必要があると考えております。

技術の継承につきましては、先ほど申し上げました技術承継に向けた取組を続けていくとともに、また、業種によって抱える課題も異なる面もあろうかと思っております。

例えば、眼鏡につきましては、高齢化が進むフレーム磨き職人、こちらの技術承継のあり方について、組合、業界との間で意見交換を進めておりました、引き続き、それぞれの業界の声を聞きながら、必要な方策を一緒に考えていきたいと思っております。

また、ブランド力の維持向上についてですけれども、県においては、県内企業によるブランディングの参考になるような、先進的な企業の取組に関するセミナーの開催や、商品開発等について、専門家による直接の指導・助言等を受けられる機会を提供するとともに、技術や産地の背景にある地域固有の文化・歴史等をストーリー化して、企業のブランディングをバックアップしていきたいと考えております。

南川議員／ありがとうございます。

このアンケート自体が、小規模企業も半分諦めてるところは、アンケートにも答えないというようなこともあると思っております。

だから、数字としてはもっと多いんじゃないかなというような実感を持っているわけでございます。

また、意外とそういう***もそうですけれども、なかなかこういった相談を今までしてこなかった***、特に小規模企業者にとってはそういった傾向もあると思っておりますので、一歩踏み込んだ積極的な支援といたしますか、相談といたしますか、そういったものを重ねてお願いをしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

それでは、最後ですけれども、歴史まちづくり法の推進とお城E X P O i n 福井の実現に向けて質問をさせていただきます。

本県には、戦国大名朝倉氏が築き、栄華を誇った一乗谷城、現存12天守の一つである丸岡城など、城郭や城下町など、時代ごとの特徴を備えた貴重な文化財が県内各地に存在しています。

これらは、県民にとってかけがえのない財産であります。

また、国においては、歴史上価値の高い建造物やその周辺の市街地、また、地域における人々の活動など、歴史的風致の維持、向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を積極的に支援するとしています。

そして、そのことにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、更に都市の健全な発展、次

世代への継承、文化の向上に寄与することを目的に、歴史まちづくり法が策定されています。

市町村は、歴史的風致維持向上計画を策定し、国へ認定を申請できます。

国の認定を受ければ、歴史的建造物の買い取りや修理などに関し、国の支援が手厚くなります。

現在、坂井市が認定に向け協議中であり、県内の認定第1号となることを期待しているところでもあります。

石川県においては、既に金沢市と加賀市が計画認定済みとなっており、観光振興や地域活性化に結びつけていこうとしております。

本県においても、歴史的風致を維持、継承しながら、観光資源としても磨き上げることができるよう、歴史まちづくり法を積極的に活用し、市町とともに、文化財行政と観光行政が連携した取組が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

また、新幹線延伸後に増えると見込まれる観光客が、県内の歴史的建造物や史跡において、ゆったりと散策を楽しめるような、良好な景観を創出し、観光振興を図るための一つの方策として無電柱化があります。

県内主要観光地において、歴史的な街並みを堪能したり、まち歩きを楽しんだりできるようにするため、また、撮影スポットのためにも無電柱化が有効と考えますが、県内における取組現状と今後の対策をお伺いいたします。

また、前回の一般質問において、歴史的資源を活用した観光誘客策の一つとして、遺跡やお城に興味のある観光客が県内を周遊できるプランの考案や周知について質問をさせていただきました。

本県は、特別史跡の一乗谷朝倉氏遺跡をはじめとする史跡や、丸岡城などの重要文化財が存在し、多くの民間団体が歴史文化によるまちづくりに関わっておられます。

その一つに、丸岡城天守を国宝にする市民の会が、お城E X P Oに毎回出展し、現存12天守の一つである丸岡城をお城ファンにアピールしています。

来年は、ちょうど丸岡藩誕生400年の記念の年でもあります。

歴史的資源を活用した観光誘客に向け、また、新幹線延伸の都市をさらに盛り上げるためにも、ぜひお城E X P Oを福井に誘致すべきと考えますが、中村副知事の所見をお伺いいたします。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／お城E X P Oの誘致についてお答えをいたします。

県内には朝倉五代、それから結城秀康など、戦国時代に活躍した武将のお城や、それから金ヶ崎城、国吉城など、歴史的重要な舞台となった城、それから、先ほどお話がありましたように、文化的に大変重要な価値がある丸岡城など、数多くございます。

城というのはやっぱり地域の歴史の象徴でもあって、それがなおかつ観光のコンテンツになり得るというふうに考えてございます。

今年の秋でしたか、県内で初めて開催されたお城のイベントの関連企画として、福井城を

築いた結城秀康をテーマとしたトークイベントを行いました。県内外から300人以上の歴史ファンという、お城好きというんですかね、歴史ファンが集まるなど、非常に人気が強いのを我々も実感いたしました。

そこで御提案のお城E X P Oでございますが、数年前から毎年横浜で2万人程度の来場者があるイベントだというふうに聞いておりますし、これまで何回か、地方での出張版も行われているというふうにも聞いております。

新幹線開業を契機とした全国からの誘客の策として効果的なんじゃないかなと、非常に効果があるんじゃないかなと考えますので、市町やお城好き、歴史好きの方々、それから団体の方々と意見交換をしながらこの誘致を進めていきたいというふうに考えております。ただ、こういうイベントごとだけに終わらずに、これを契機に大きなつながりをつくって、これを何か継続していくような、そういうような考えも、ぜひこの意見交換の中で進めていけたらとも考えているところでございます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは2点、まず文化財行政と観光行政の連携についてお答えを申し上げます。

県では、これまで地元市町とともに文化庁の支援を受けまして、北前船などの日本遺産の発信ですとか、一乗谷朝倉氏遺跡や大本山永平寺での受け入れ環境整備など、本県が世界に誇る有形、無形の文化財の観光利用拡大を進めてまいりました。

現在、坂井市で進めておられます歴史的風致維持向上計画にあたりましても、県からは交流文化部と、文化財を所管する教育委員会等が連携して委員会を構成しておりまして、一緒に協議を進めております。

坂井市の計画が策定され、国に申請されれば、計画の認定を国に働きかけてまいりたいと考えてございます。

国の計画認定後も引き続き、地元、坂井市と協力しながら、県の景観まちづくり支援事業、こういったものの補助などの活用も含めまして、歴史文化を体感できる拠点づくりや回遊性の向上を進めてまいりたいと考えております。

それから2点目、無電柱化の取組と今後の対策についてお答えを申し上げます。

県内の主要観光地や歴史的まち並みにおける無電柱化につきましては、重要伝統的建造物群保存地域であります小浜西組や熊川宿、永平寺門前や養浩館庭園周辺を踏みます福井城址等々で実施されておりますが、いずれも若干整備費が高額になりますので、財源確保のめどがついたところから着手いたしまして、長い年月をかけて完成しているという状況でございます。

現在、坂井市が計画しておられます三国港や丸岡城周辺の無電柱化につきましても、市道が長く、整備費が高額となることが想定されますが、まずは市が電柱管理者ですとか道路管理者等々と整備方法をよく協議の上、決定することになるかと思っております。

財源の面では、歴史的風致維持向上計画の国の認定を受けた上で、計画に基づく事業が申請されれば、国の補助を受けることができるよう、県としても国に働きかけてまいりたい

と、このように考えております。

南川議員／副知事、ありがとうございます。

こういう歴史関係に携わっている方って、観光ボランティアにしても、いろんな方も、本当にボランティアとして地域のために思い、一生懸命頑張っておられる方が多くおられます。

今の副知事の、私もそうですけれども、副知事の御答弁をお聞きしまして、皆さん多分喜びと、ある程度の覚悟を持って、自分たちがやらなければならないという覚悟を持ってお聞きしているんじゃないかなと思っているところでございます。

また、これからもいろんな形で御支援をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長／以上で、南川君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

北川君。

なお、北川君より、資料の使用について申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

北川議員／民主・みらいの北川でございます。

あと2人ということで、皆さんお疲れだと思いますけれども、精いっぱい、通告に従って質問しますので、誠実な答弁をお願いいたします。

私のほうは5項目、ただ、その4プラス1というそんな感じなんですけれども、まず最初に、金ヶ崎周辺魅力づくり協議会、ここから出されたデザイン計画についてお伺いしたいと思っておりますけれども、実は敦賀市議会、昨日から始まっています。

昨日、今日、そして明日と3日間、昨日は7時頃までやっていたけれども、その中で6の方が、この金ヶ崎デザイン計画、これを取り上げています。

それだけ市民の方にとっても大変、議員にとっても興味深い大事なものだと感じています。それでは始めます。

先日、金ヶ崎周辺魅力づくり協議会の第3回会合が開かれました。

そして、その中で金ヶ崎周辺魅力向上デザイン計画が策定されました。

補助資料を用意していますけれども、その1となります。

11月23日には朝刊にその案が示されて、敦賀市民はもちろんですけれども、多くの県民がそのスケールの大きさを感じたと思っております。

県、市、そして敦賀商工会議所で構成する協議会ですけれども、北陸新幹線敦賀開業を見据えて、金ヶ崎地区を中心としたまちづくりを検討していくものであります。

金ヶ崎エリアと氣比神宮エリアという大きく2つのエリアを設定し、両エリアの観光活性化を一体で考えていくとしています。

デザイン計画の基本方針には、JR敦賀駅を基点に金ヶ崎と氣比神宮の両エリアの魅力を高め、つなげることでにぎわいを町全体に広げていくとあります。

特に金ヶ崎エリアについては、2022年3月に、敦賀市におけるにぎわい施設整備協定書を敦賀市と締結した前田建設工業がデザインを世界的な設計事務所OMAに委託し、ニューヨーク事務所代表の重松象平氏がデザインを担当されたというものです。

ここでは、重松氏の実績等は述べませんが、世界的な建築家が金ヶ崎というこのエリアに関わってくれたことに、感動とともに小さな戸惑いも感じております。

氣比神宮エリアについては商店街関係者が中心となって取りまとめたものであり、神楽門前町魅力アッププランとともに、神楽通りの参道化に向けた方策がまとめられた計画でありまして、市民にとっても分かりやすいものであるように感じます。

ただ、金ヶ崎エリアの構想の詳細については、イメージ図からはつかみ切れないものも多く、一つ一つの施設のすばらしさやつながりが、現段階ではつかみ切れないというのが正直なところでもあります。

あまりにも大きな計画でもあり、敦賀市の身の丈にあったものなのかどうかという点でも不安が若干残るのも事実です。

今後、このデザイン案を中心に、市民や関係機関の声をもとに、より実現性のあるものに育てていくことが求められると思います。

いろいろな事業、それは、特にハード面については、イメージ図というのは大変大きな意味を持っています。

それを今までも感じてきました。

この金ヶ崎エリアに関して、平成30年に示された金ヶ崎周辺施設整備基本計画の中にもイメージ図が示されていました。

鉄道遺産としての転車台と新しい転車台の区間を、太陽光を動力としたSLが走っている図が示されていました。

ただ、実現性が低く、ランニングコストにも言及しないイメージ図であり、その作成主体、つまり責任主体、さらに言うならば、財源確保の主体は市なのか県なのかという点のいろいろなやり取りがあったのを思い出します。

そこで伺います。

前回の苦い経験に鑑みて、今回のイメージの作成主体、これからの事業整備の主体、そして議論の責任主体はどこにあるのか、知事の所見を伺います。

もう一点、気がかりなのは財源の問題です。

つまり、総事業費が示されていないという点です。

この点では、アリーナの事業と同様の不安があります。

そこで、2つ目の質問です。

総事業費はいつどのような形で示されるのでしょうか。

国などからの補助金を可能な限り確保するのは当然ですが、それ以外の財源スキーム、負担割合などについて、どのような方向性をもって設定されていくのか、中村副知事にお伺

いしたいと思います。

また、氣比神宮エリアについては事業費の算定は可能であると考えますし、事業開始も可能なのではないかと思います。

その点も併せて、今後のロードマップを伺います。

要望として、2点お話しさせていただきます。

敦賀市は、J R貨物の敷地を入手するということを視野に入れて、調査をする方向で検討を進めています。

その投資は決して簡単なものではありません。

それだけに、今後の市の負担に十分に配慮した財源スキームを設定していただくことを強く要望いたします。

もう一点、今回のデザイン計画の目的は町全体に広げていくことにあります。

それだけに、敦賀市と情報共有したものに関しては、駅前、本町、相生といったほかの商店街はもちろんのこと、市民への詳細な説明と啓発を常に意識して進めていただきたい、そのことをお願いしたいと思います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／北川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、金ヶ崎周辺魅力向上デザイン計画におけるイメージ図の作成主体、事業整備の主体などについてお答えを申し上げます。

金ヶ崎の整備につきましては、もともと令和4年の3月に、敦賀市とそれから前田建設工業、それからアクアイグニス、この3社におきまして、にぎわい施設における協定が結ばれております。

その翌月の4月に敦賀市と敦賀商工会議所、そして、福井県において協議会の設置をさせていただいて議論を行ってきているというところでございます。

そして、この協議会におけますデザイン策定、このデザイン計画の策定を前田建設工業が、おっしゃっていただいた世界的な建築家であるOMAニューヨークの重松象平氏にお願いをして基本構想ができて、その基本構想の中にイメージパースが入っている、こういうようなつながりになっているところでございます。

この基本構想の具体化につきましては、まずホテルとかレストランとかマルシェとか、こういったにぎわい施設の部分、ここは民間事業者がSPCをつくって、特別目的会社をつくって、その会社がつくっていくということ、それから、駐車場であったり公園のような公共的な空間、ここは敦賀市がつくっていく、そして、県が全体について支援をしていく、こういうスキームになっておりまして、そういう意味では責任主体を明確にしていただいている、こういうところでございます。

いずれにいたしましても、来年の3月16日に新幹線が参りますと敦賀駅は当面終着駅になるわけですので、多くのお客様にできるだけ降りていただいて、金ヶ崎とか氣比神宮の前、こういうところに人に集まっていただいて、降りることで、そこからさらに嶺南全体にお客様に広がっていく、こういう形ができることが最善であると考えておりますので、この

事業についても、県としてもしっかりと支援をしながら前に進められるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／私からは、総事業費及び及びロードマップについてお答えをいたします。金ヶ崎エリアにつきましては、基本構想のイメージ図が示された段階でございますので、これから基本計画、基本設計の策定が進められていきまして、その中で概算の事業費を算定していくという段取りになっております。

事業実施の財源ですが、これは、公園や駐車場など公共整備の整備につきましては、敦賀市において国庫補助の活用を検討しております。

また、民間事業として実施するにぎわい施設の整備でございますが、これは企業からの出資などの資金調達を進めていくというふう聞いております。

いずれにしろ、魅力的な施設となりますよう、県としても財政的に応援していきたいと考えております。

また、敦賀の象徴的な場所であります氣比神宮周辺エリアでございますが、現在の地元商店街とともに、神楽通りの整備内容やソフト事業などを協議しております。

ここは非常に地元の商店街が積極的で、核となる女性なんです、非常に活発に動いていらっしゃるしまして、非常にモデル的なエリアになるなど、そのほかの商店街の。

先ほどお話がありましたように、広がっていくんだろうなというような形に考えております。

県としても、事業が具体化できますように支援を進めていきたいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

確かに今ほどおっしゃった神楽商店街の女性陣、すごいパワーで、着々と前に進んでいる姿を見ると、ほかのいろんなところにも、その姿がモデルになるかなと思ったりします。

知事、そして副知事、藤丸部長、そして関係部局の皆さんが何度も何度も敦賀市に運んで市内を歩き、いろんな構想を立ててくださっているのは私も目にしています。

そういう面ではこれから先もお世話になりますが、いい形で先ほどのデザイン案が少しでも形になっていくことを期待していきたいと思えます。

次に、部活動の地域移行についてお伺いしたいと思います。

部活の地域移行という言葉は広く認識されています。

ただ、段階的に取り組む3年間の改革推進期間が本年度からスタートしているんですけども、受皿となるクラブや指導者の確保、保護者の負担など課題も多いのも現状です。

さらには、限られた運動部に限定されており、部によっても取組に大きな差が見られるのも事実です。

全ての部活動の地域移行を目指すには受皿はあまりにも少な過ぎます。

しかも、県としてどこまでを目指しているのかがいまだ見えず、地域移行の目標をどこに置いているのか、手探りの状況であるように感じてなりません。

伺います。

改めて、部活動地域移行の目標とするものは何なのかを伺うとともに、ロードマップを伺います。

小さな自治体である本県の地域移行については、大都市と比べていろいろハンディキャップを抱えています。

その大きなものは人的な資源です。

地域連携や部活動コーディネーターの配置によって調整を図ったり、人材の奪い合いに備えて人材バンクを設定している自治体も少なくありません。

特に、近隣の他県に比べ、取組が甘く、遅いように感じられて不安です。

そこで、本県の人材確保に対する取組の方向性と進捗の状況を伺います。

これまで教員の兼業、副業規定が一つのハードルであるとされてきました。

それに対しての対応がどのように進んでいるのか、それも見えてきません。

そこで、部活動の地域移行に向けて教員の兼業、副業の規定の改善、また、現在はどうのようにそれが進んでいるのかなどについて、教員への情報提供が確実になされているのかという点について伺いたいと思います。

お願いします。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／まず、部活動地域移行の目標とロードマップについてお答えします。

スポーツ庁の有識者会議は、昨年6月に、文化庁の有識者会議が同年8月に、それぞれ部活動の地域移行に関して提言を行っております。

提言では、少子化の中、生徒数の減少に、生徒が希望する活動ができなくなること、また、休日の指導や競技経験のない教員が指導に従事するなど、教員の負担になっていることなどを理由に、スポーツ文化活動の機会確保と働き方改革の観点から、休日の中学校部活動を地域に移行するとしております。

国は今後、令和5年度から7年度を改革推進期間としており、県としても、地域移行を進める市町が7年度までに少しでも多くの休日の部活動を地域に移行できるよう引き続き支援してまいります。

次に、人材確保に対する取組の方向性と進捗状況についてです。

地域移行では、地域の指導者が個人で休日の活動を支援する場合がありますが、協会や連盟、スポーツ少年団など、競技団体が複数の指導者により体制を整え、受皿となって指導している場合が多くございます。

こうした中、県内では9市町が総括コーディネーターを配置して、地域の指導者の発掘や受皿となる競技団体と調整し、地域移行を進めております。

県では、地域移行に取り組む市町を県独自の補助で支援しており、休日の中学校部活動について、今年度末までに約4分の1が、来年度末までに最大で約2分の1が地域移行する

見込みでございます。

次に、教員の兼業、副業の規定や改善、教員への情報提供についてのお尋ねでございます。県では、令和5年3月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針を策定し、教師等の兼職、兼業に対する考え方を示し、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が円滑に兼職、兼業の許可を得られるようにしております。兼職、兼業を許可する際の勤務時間の管理に関しましては、その月において学校における時間外在校等時間と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間が80時間を超えないよう学校が管理する必要がございます。教員の働き方改革においても見直しが必要な分野ではありますが、まずもって学校長が本務に支障がないかを十分確認した上で、教員に過重な負担がかからないよう、そして生徒への適切な指導が行き届くよう考えていきます。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

時間があれば、後ほど再質問させていただこうと思っています。

次に3つ目ですけれども、60歳定年延長、これが2024年に始まろうとしています。

いろいろな意味で大変大きな年になるのは言うまでもありません。

その中でも、公務に携わる方にとって何よりも大きな変化は、60歳定年の引上げが始まるということなんですけれども、令和5年4月に国家公務員法などの一部を改正する法律が施行され、国家公務員の定年が引き上がっていきます。

それによって令和4年度まで60歳が原則とされていた定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳となります。

また、定年の引上げに伴い、60歳に達する日以降に適用される任用等の制度も大きく変わります。

例えば、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制といった新たな制度の導入、そして、定年の引上げ期間中は従来の再任用制度と同等の仕組みである暫定再任用制度が経過的に措置されることとなります。

ちなみに、民間企業では高齢者等の雇用の安定等に関する法律によって、65歳までの定年の引上げ、65歳までの継続的雇用制度の導入、そして定年の廃止、いずれかの措置を実施しなければならないとなっています。

多くの企業において継続雇用制度が措置されている状況にもなっています。

公務員に対しても、定年後の措置として、定年退職者などを定年退職日以降も公務員において勤務させる制度として、常勤職員と短時間勤務職員があることなど、5年前まで描いてきた60歳以降の生活ビジョンやライフプランが大きく見直されなくてはならなくなっています。

そのことを考えたとき、令和6年4月に定年引上げの対象となる職員に、丁寧な説明や寄り添った相談活動の場が確保されているのか、その点が大変疑問です。

人事院からは、情報提供、意思確認を行い、職員が59歳に達する年度には、任命権者が職

員に関して、60歳に達する日以降に適用される任用、給与、退職手当の制度に係る情報提供、それが義務づけられています。

そして、60歳の誕生日以降の勤務の意志を確認するように努めることとされています。伺います。

県職員の本庁勤務の職員に対して、その説明や寄り添った支援がどのように行われているのか伺います。

また、それらの相談活動の中でどのような不安を把握し、その解消のために何を行っているのか伺います。

さらに、続けてですけれども、気がかりなのは本庁外で勤務されている県職員の皆さんのことです。

学校の教職員、またそれ以上に、県職員であっても本庁勤務以外の県立病院の医療従事者や事務職員といった皆さんの中には不安を抱えている方も少なくないと伺っています。

各学校や本庁以外で勤務している方に対しての説明や支援をどのようになされているのか、それを伺います。

県の職員に説明が十分でない状況だとすると、市町の公務に携わっている職員に対しての十分な説明がなされているとはとても思われません。

これから年度の区切りが近づいてくるにつれて、その不安は大きくなるのは明らかです。再度、定年延長後の選択肢の内容や諸手当での状況などの説明を確認するとともに、職員のモチベーションが低下するような制度の行使が行われないう改めて要望しておきたいと思えます。

お願いします。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、60歳定年延長の始まりを前に、対象となっている職員に対してどのような説明や支援をしてきたのか、また、どのような不安を把握し、会社のために何をしてきたのか、本庁勤務職員及び県立病院職員など、本庁以外の職員に対する内容につきまして、一括して御答弁を申し上げます。

定年引上げに当たりましては、本庁及び出先を問わずに、昨年4月に、55歳以上の職員に対しまして、60歳以降の勤務形態や業務の内容、異動の有無、それから給与の水準など制度の説明をいたしました資料を配付しますとともに、アンケート調査を行いまして、将来の人生設計に当たって必要な情報を提供しているところでございます。

特に、初めての定年延長の対象となります今年度に60歳を迎える職員に対しましては、これまで2回の説明会を開催しておりまして、欠席者にも配慮いたしまして動画の配信も行うなど、不安の解消に努めているところでございます。

そうした中で、事務職員でありますとか技術の職員、こういった方々からは、60歳を超えた後の配属ポストのイメージ、あるいは制度の詳細、こういったことについて問合せというのがあったところで、個別にお答えを申し上げているところでございます。

また、県立病院のほうでは、交代制勤務を行う看護の職員よりも、職員の方々からは、体

方面の不安から、60歳以降、夜勤の回数の軽減を求めるという声が多くございました。そうしたことから、当面、夜勤の回数を60歳までの半分程度とすることとしまして、58歳以上の全ての看護職員に対して直接説明を行ったところでございます。定年引上げの対象となる職員の方々は豊富な知識、技術、経験を持ち、各職場において大変大事な戦力であると考えておりまして、こうした職員の方々が今後も不安なく働き続けられるよう、引き続ききめ細やかな対応を心がけていきたいと考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／教職員に対しての定年延長に対する説明や支援についてでございますが、令和5年度からの定年引上げ開始に伴い、昨年12月に情報提供のため、任命、給与、退職手当等に関するスライド資料を全公立学校に配付しました。大きな制度変更のため、令和5年度に60歳に達する職員だけでなく、全教職員を対象に資料を配付するとともに資料を配付するとともに、ユーチューブで説明スライド動画を配信いたしました。さらに、各学校より質疑等を受け付け、寄せられた質疑に対するQ&Aを作成し、追加説明資料を配付いたしました。今後も定年延長に対する教職員の不安を解消し、60歳以降も安心して勤務できるよう教職員の声を聞き取りながら、丁寧な説明や支援を行ってまいります。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

特に、県立病院は夜勤を減らす、なかなかその組織の中にいると大変なことだと思います。自分だけではなくてほかとの関わりの中ですので、いろんな丁寧なやり取りをぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に進みます。

4番目として、いじめ対応における第三者調査委員会の大切さというタイトルをつけましたけれども、代表質問の中で不登校問題について伺いました。

そして、一般質問の中でも、不登校という言葉はこれで何回出てきたかなど。

やはり大きな課題だし、皆さんも一番大事だと思っている部分なんだろうと思っています。増加する不登校の人数はそうですけれども、私としては、4割の不登校生徒が全く支援を受けていない、この現実に課題の深刻さを感じます。

ここでは、その不登校の大きな原因としても考えられるいじめについて取り上げます。資料の最後のページに掲載しましたがけれども、2022年度の文科省の児童生徒の問題行動、不登校と生徒指導の諸問題に関する調査結果によりますと、いじめが不登校の要因とされているのは0.2%となっていますけれども、実際、私の経験値からいって、これは信じられません。

そこで、もう少し調べてみると、不登校のNPO団体の実態調査の中では30.4%という結

果を示しています。

つまり、不登校の理由にいじめを挙げた割合が、学校、つまり文科省と当事者とでは大きく乖離している。

そのことから、さらに重大ないじめを受けても大半が見過ごされているんじゃないかなという訴えが出てまいります。

文科省は令和5年7月7日、いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態への適切な対応などの徹底についてを通知して、いじめ重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法、いじめの防止などのための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、適切に対応することを求めています。

その中では、重大事態が発生した場合に第三者で構成する組織などによる調査が義務づけられています。

また、重大事態の調査委員会をめぐっては、公立学校で起きたいじめでも、被害者側と委員を推薦できるような規定を持つ自治体は限られているということから、委員の推薦を求め、被害者側と受け入れない学校、学校設置者側との溝が過去にも問題になっていたのを思い出します。

いじめ防止対策推進法の成立から10年となるにもかかわらず、学校や教育委員会が問題に真摯に向き合わず、被害を受けた子どもや保護者を傷つけるケースがいまだに後を絶たない状況にあるとも感じます。

伺いたいと思います。

本県の学校におけるいじめの実態をどのように把握、分析されているのか、また、その中での重大事態として把握、報告された事案の状況を伺うとともに、その場合の委員の推薦を含めた第三者調査委員会の設置がどのように規定されているのか伺います。

気がかりなのは、調査委員会の設置までかなりの時間がかかっていることです。

いじめが発覚し、長期の不登校などにより保護者が調査委員会設置などの要望をしてから調査委員会が設置されるまで数か月、場合によっては1年以上の時間を要している場合もあり、当事者にとっても、また、保護者にとっても大変苦しい時間であったことを考えると、その期間もまた別の意味でのいじめの継続の期間とも考えられます。

また、時間が経過することによって記憶が曖昧になるのに加え、児童生徒が進級・進学、情報収集が難しくなるのは容易に予想されます。

また、当時の教員や管理職が転任、退職等で責任の所在も曖昧になりかねないなどの不安も出てきます。

伺います。

昨年度、本県の重大事態議案が3件あったと伺っています。

その3件について、保護者からの要請があつてから調査委員会が立ち上がるまでにかかった時間をそれぞれ伺います。

これまでの状況を考えると、再発防止や再発時の迅速な対応のためには、文科省のガイドライン、資料2として示していますが、そのように第三者委員会の立ち上げ体制を整えておくことが重要であります。

そのためのガイドラインを明確に示しておくことが必要であると考えます。

敦賀市では昨年の事案を受けて、令和4年7月に、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例を制定しました。

8月9日には重大事案調査委員会の事務運用ガイドライン、そして公表ガイドラインを制定しています。

その中で、調査委員会の詳細な規定、事務局と調査委員会の事務分担や公表などについての流れを明確にしているところです。

これからの取組にこの敦賀の事例は大きな力になるものとも考えます。

そこで伺います。

重大事案が発生した敦賀以外の2件、3件あったわけですから、残り2件のその後の取組について、県としてどのように把握しておられるのか伺うとともに、指導などを含め、県と市町との関係性はどのように規定されているのか伺います。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／まず、本県のいじめの実態の把握・分析と重大事案として報告された事案の状況、第三者委員会の設置規定についてでございます。

まず、令和4年度の問題行動調査では、いじめの認知件数について、令和3年度と比べて小中学校は減少しております。

高校と特別支援学校は増加しております。

いじめの内容としましては、ネットによるいじめが増加傾向にあります。

重大事案の状況としては、県内では令和4年度は国に3件の事案があったと報告しました。第三者委員会の設置については、国のいじめの方針等のための基本的な方針等に基づき、調査の公平性、中立性を確保できるように推薦等に配慮し、組織を構成しております。

次に、昨年度の本県の重大事案3件の調査委員会立ち上げまでの期間についてでございます。

調査委員会の立ち上げにつきましては、保護者の要請があった後、児童生徒や保護者からの事情を聞くなどして第三者委員会の設置を自治体が判断し、その後、弁護士会や大学等からの推薦を受けた調査委員により委員会を構成しております。

本県の重大事案については、保護者の要請から早い事案で2か月弱、ほかは6か月程度の期間がかかっております。

3点目は、敦賀市以外の2件における各自自治体の取組と、指導等を含めた県と市町の関係性についてでございます。

県と市町の関係性については、国のいじめの重大事案の調査に関するガイドラインにおいて、必要に応じて、公立学校の場合、市町教育委員会から都道府県教育委員会に対して重大事案の対処について相談を行い、支援を依頼することと記載されております。

県としてガイドラインに基づき、各自自治体から重大事案として報告、相談があった場合は適宜、各自自治体に助言等を行っております。

議長／北川君。

北川議員／私もいろんなところから、新聞報道もありましたので、小中の事案2件は把握しています。

もう一つが分からない。

これについて今問いませんけれども、今お話しいただいた、要請があつてから立ち上げるまで1か月、6か月という、これが出てきましたけれども、私がいろんなところで耳にしているのは、やはり1年以上かかっている、それも実際にあつたということを確認しています。

その間、いじめられているのと同じ状態におかれた当事者、保護者、そのつらさをもう一度振り返りたいと思います。

次に行きたいと思いますが、今ほどの質疑の中で、第三者委員会の必要性は分かっていただけだと思いますけれども、昨年の3件の重大事態に含まれるかは別にして、県立学校の発生に対しても同様の体制を整えていく必要がございます。

それは間違いないです。

当然、県立学校の設置者である県がガイドラインを示していく必要があるということになってきます。

そこで、県立学校にをかけるいじめのガイドラインの設置、調査委員会の詳細な規定など、いじめに対応する体制づくりについて伺いたいと思います。

また、6月議会の予算決算委員会で、県立学校の学校現場で発生したハラスメントに対するの対応について質問させていただいています。

その中でも強く求めたのは、ハラスメントの訴えがなされた場合、第三者調査委員会の設置です。

大きな組織であり、やはり管理職よりも勤務年数の多い職員が存在する県立高校、県立学校の場合には、やはりその必要はどうしても外部の人材に委ねられるところは間違いないと思います。

第三者調査委員会の設置が不可欠であることを考えますし、被害者に寄り添うという基本姿勢が何よりも求められるんだという点でも、いじめとハラスメント、同様な点があるんだと思います。

6月議会、教育長からは、ハラスメントの事実が確認された場合、加害者に対する直接の注意や管理職員に対する加害者への指導の要請などを行うとともに、その内容によっては調査委員会の協議の上で、懲戒などの指針に基づき処分するとありましたけれども、第三者による調査の検証については事実上、行っていないと伺っています。

そこで、先ほどのいじめの重大事態と同様に、ハラスメント事案に対するガイドラインの必要性も感じます。

何らかの訴えがあつたときに、躊躇することなく速やかに第三者による調査委員会を立ち上げ、真摯に被害者の立場に立って対応する体制づくりや準備を整えていくべきと考えます。

今後の方向性を伺います。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／県立学校に対するいじめに対応する体制づくりについてでございますが、いじめの対応につきましては、県ではいじめ防止対策推進法に基づき、平成26年3月に福井県いじめ防止基本方針を策定しており、これを踏まえて、各学校は自公の自校の基本方針を定め、生徒や保護者に周知しております。

県立学校で発生したいじめの重大事態には、弁護士、児童心理の専門家、学識経験者等で構成されたいじめ調査委員会において事実関係を明確にするための調査を行っております。次に、ハラスメント事案に対し第三者による調査委員会を立ち上げ、被害者の立場に立って対応する体制づくりの方向性についてでございますが、教職員からハラスメントに関する相談があった場合には、ハラスメントにおける指針に基づき、相談者の希望に応じて、教職員課の職員や教育政策課の行政職員が当事者や管理職員等の関係職員から聞き取りを行い、事実関係を確認し、対策を講じており、必要があれば顧問弁護士にも相談しております。

教育委員会での事実関係の調査に当たっては、関係職員に対してしっかり聞き取りを行い、公平、公正な観点から慎重に対応を行っております。

なお、第三者による相談窓口や調査委員会の設置につきましては、全国の都道府県教育委員会の対応状況なども今後研究してまいります。

議長／北川君。

北川議員／なかなか難しい問題だと思いますけれども、とにかく寄り添う、その人の立場になっているいろんなことを思いやる、その姿勢が大事なのかと思います。

それでは、一点だけ再質問させてください。

先ほどの部活移行の中で、令和5年末までに4分の1、そして令和6年末までには2分の1までを地域移行されるというふうに伺いましたけれども、その地域以降というのは、要するに運動部、文化部、合わせてということによろしいのかということ、市立、公立も合わせてということによろしいのかと、そのあたり、もう一回だけ確認させてください。

議長／教育委員会教育長豊北君。

答弁は簡潔に願います。

豊北教育長／市町の中学校の運動部と文化部の活動に対してです。

2分の1進むという予定です。

6年度末です。

議長／北川君。

北川議員／文化部も運動部もということによろしいですね。

分かりました。
ありがとうございました。
以上です。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。
本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたしますので御了承願います。
森君。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。
本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたしますので御了承願います。
森君。

森議員／令和5年の一般質問の大トリを務めさせていただきます、自民党県議会の森でございます。

一般質問も2日目ということで、皆さん大変お疲れになるところだと思いますけれども、通告に沿って、後ろの議員の皆さんの視線を浴びながらスケジュール感を持って質問させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それではまず、農業政策についてお伺いさせていただきます。

まず、儲かる農業に向けて、3月16日の福井、敦賀間の新幹線開業が間近に迫り、県内各地においてもより一層機運が高まり、盛り上がりを感じられるようになってきました。新幹線開業によるにぎわいを思うと、あれもこれもわくわく感を期待せずにはられない気持ちになります。

しかしその反面、冷静に足元を見ると何かこの先の不透明さを感じずにいられません。それは、今の機運の高まりは一時的なものかもしれない、今後の県民の願いはほかにあるのではないかとと思われるからでしょうか。

特に、本県の基幹産業である農業においては、米価は下落傾向にあるにもかかわらず、肥料、資材の高騰で、採算的に非常に厳しい経営状況にあることは確かなことです。

そして、農業における最大の課題ともいえる担い手の不足においても、これらのことが足かせになっているようにも感じられます。

杉本知事が掲げておられる儲かる農業とはどのようなことなのでしょう。

簡単に言うと、農業に関わる人たちにとってより安定した収穫があり、多くの報酬を継続的に受け取れる、そして未来に向けて希望が持てる状況なのではないのでしょうか。

米値の上昇があまり期待できない生産者にとって、より多くの報酬を得るためには、価格による収入増額が期待できないのなら効率のよい生産方法で、より採算性を上昇させ、経費を抑えることで、安定した経営を継続していける状況を作ることが必要かと思われます。担い手が少なくなっていく一方で、耕作地の集積にはある程度見込めたとしても、そのことにより機械化・大型化が進み、設備投資に多額の費用がかさみ、今の農業者の現状を見ますと、大規模な農業法人の専業農家から、小規模の農業者または兼業農家まで様々な形

態での担い手がおりますが、

県や市町においての支援事業や助成金の政策だけでは、様々な条件等の生産者全員にそれらが行き渡ることは困難であります。

そこで今後、福井県の農業を守り発展させていくためには、農業に関わる担い手の確保が必要と考え、規模の大小や専業兼業を問わず、少しでも多くの農家に支援事業や助成金が行き渡るような仕組みづくりをチャレンジしていき、元気がある生産者がより多くなり、農業人口を増加させていくことで元気な生産者育成から儲かる農業につながるのではないかと考えますが、杉本知事の所見を伺います。

次に、スマート化に向けた基盤整備に向けて。

最近、様々な業界においてもAI、機械化、ICT化が挙げられていますが、農業分野においてもスマート農業といったロボット、AIなどが最先端の技術を用いた作業が推奨されております。

県内においてもスマート農業行に取り組んでおられる生産者もおられるようですが、その効果は、知事が掲げておられる儲かる農業に対してどのように反映されるのでしょうか。スマート農業とはロボット、AIなど先端技術を活用する農業のことであり、導入・活用することで作業の自動化、情報の共有化、簡易化データの活用などの効果に期待ができ、そのことで人手不足や作業の効率化に対応する作業形態であります。

しかし、それらを取り入れるときに、水稻においては、価格の大型化やパイプライン等が整備された最適な補助が整備されていることがまずは必要かとも思われます。

ただ、農林水産省が行っているスマート農業実証プロジェクトという事業を見てみますと、その採択数は令和元年から令和5年までで全国で217件あり、北陸においては25件で、うち4件が福井県であります。

このことから鑑みても、農業も基幹産業と考える福井県としては決してスマート農業が推進されているとは言えないと考え、ではどこにその原因があるのかを見つめ直すことも必要かと思えます。

今後、福井県の農業を守っていくためには、担い手を確保し、その人たちがやりがいを持って農業に従事できるような儲かるための見える化を推奨してみてもどうかと考えます。現在の県の水田の整備状況を見ますと、30アール区画以上の整備面積88.1%に比べ、1ヘクタール区画以上の大区画と言える整備面積は13.9%と接して多くはないように感じます。

そこで、

スマート化を推奨し、効率化を目標とするには多くの大区画の補助整備や老朽化している設備の改修の必要があると思えますが、県の今後の稲作における基盤整備など儲かる農業に対する計画についての県の所見を伺います。

次に、生産者の負担金について伺います。

それらの整備を行うときのハードルとなるのが地元負担金の問題であります。

総事業費の約1割が地元負担金と聞きますと決して多くはないように思いますが、今は生産者が限られていますので、一生産者単位での金額としては非常に負担の大きい金額になってしまいます。

そして、そのことは地権者とのすり合わせの中でも摩擦が生じ、整備事業等についてもス

ムーズに進捗していけない地区も少なくないように思います。

このように農地の整備や回収を行うときにはこれまでは土地改良事業として対応していますが、土地改良事業は地元からの申請形式ではあるがゆえに地元任せになってしまうことも少なくないようです。

しかし、このまま土地改良事業を地元任せにするのではなく、儲かる農業を推奨していくためにも地元調整などの問題解決に向けて、これまで以上の県の指導が必要かと思いますが、県の所見を伺います。

次に、要配慮者の避難体制について伺います。

福祉避難所について。

地震、台風、大雨などの自然災害は、近年どこの地域においても起こりうることで、それらへの対応は我々の生活の中においても災害に対する意識や行動が変化しつつあるように思います。

福祉避難所とは、高齢者や障がい者などの要配慮者と付き添いの家族などを対象とし、福祉施設や医療機関に入所または入院していない方のうち、小学校、公民館などの指定一般避難所などでの生活が困難で、避難所生活に何らかの特別な支援が必要な方のために開設する避難所です。

最近の自然災害の状況は、激甚化、突発化する災害に対して、避難についても多様化、複雑化していく中で、対策についてはまだ多くの課題が残されているようにも思います。

10月7日に行われた福井県総合防災訓練においては津波を含む地震災害及び水害を想定して、救出訓練、避難所運営訓練、広域医療搬送訓練、広域物資輸送訓練など、様々な状況下での内容が訓練されており、それぞれの訓練の重要性を肌で感じることができました。その中でも、避難所運営に関しては、被災者全員に関わることであることから、事前の準備が重要かつ課題であるとも思いました。

特に、福祉避難所については、設置計画の中で避難所としての指定をどの施設にするのか、そこで使用できるスペースでどれくらいの要配慮者を受け入れられるのかなどを把握するには、大変参考になったのではないかと思います。

そしてまた、その中から福祉避難所を支える支援者の確保についても検討しておく必要があると感じました。

そこで、要配慮者数の数、福祉避難所指定状況、収容許容人数の把握など、福祉避難所における要配慮者の受入れ状況はどのような状況なのかお伺いします。

要配慮者の避難に関して、実際に災害が発生した場合、県・市町福祉施設などの関係機関の連携が重要であり、実際の災害にそって対応を確認する必要があると思います。

そこで、今回の福井県総合防災訓練では福祉避難所における訓練は実施されたのか、実施されたのであれば訓練結果はどうだったのか、訓練で出てきた課題を今後どのように生かしていくのか、県の所見をうかがいます。

避難所の周知について。

災害発生時は非常に混乱しており、訓練時は正常に判断できても、実際には訓練どおりにいかないことも想定しておくことも大切なことだと思います。

避難所の周知については、これまでの訓練等で確認をされているものの、一般の避難所と

福祉避難所の区別はなかなか理解ができていないようにも感じることから、特に福祉避難所の周知徹底を図ることが必要と思います。

そこで、福祉避難所はより専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては対象としない旨について地域住民への事前の周知が必要と考えますが、県の所見を伺います。

また、近年、激甚化突発化する災害によっては、支援者の人数が不足するのではないかと考えられます。

市町においては障害者、高齢者などの個別避難計画を作成していると思いますが、支援者確保の状況を伺うとともに、支援者確保に向け、市町とどのような連携をしていくのか、県の所見を伺います。

次に、公共交通機関の利用促進について伺います。

県民主体の公共交通機関の整備。

車社会といわれる北陸一世帯あたりの自家用車保有率の普及台数を見ると、福井県が一世帯1.70台で、全国1位、富山県が2位となり、石川県も13位となっています。

これらのことは、日常生活の中での通勤や買い物、子供の送迎といった生活スタイルや、共働き比率の高い本県では車の依存度が非常に高くなっていることが原因であることは言うまでもありません。

現在、来年の新幹線開業を迎えるにあたり、最大の課題ともいえる観光客やインバウンドを考慮しての二次交通対策を進めていく中で、まずは公共交通を地域の財産として捉え、世代に残していき、車に依存している現在のスタイルから公共交通機関を取り入れやすくなる環境スタイルへ変換していき、県民を主体とする利便性を優先する

整備計画というものが必要になるのではないかと考えられます。

二次交通の整備にばかり目線が奪われ、本来の県民の利便性が向上し、公共交通機関を利用するライフスタイルへの移行促進が少し取り残されているようにも映ります。

そして、住民アンケートによりますと、バスや鉄道に対する改善要望として、利便性を考慮し、運行本数の増便、運賃の見直し、乗り換えダイヤの連携などが挙げられております。

これらのことから、二次交通対策を進めていくには、まず県民の利便性を前提とした計画を推進し、継続していける人手の確保も考慮していくことが急務であると考えます。

そこで伺いますが、今後、公共交通機関の整備を推進していく中で、観光客などを対象とする二次交通整備と県民を主体とする利便性を優先する整備計画の2つをどのように融合されるのか、または区分けすることも必要として考慮していくのか、県の所見を伺います。

県内、県外への周知について。

このように公共交通機関の利用促進を進めようとするときには、まずは県民や県外への魅力発信、呼びかけ周知も必要で重要になると考えられます。

これまでは、福井県は全国の幸福度ランキングにおいては1位なのに、魅力度ランキングになると下位になってしまうようです。

これは、幸福度においては、県内からの自己評価が主体であり、魅力度については県外からの評価になってしまうからなのでしょう。

このことから考えると、福井県はまだ県内のことを県外へうまく伝え切っていないイ

ンパクトに欠いており、伝える工夫が不足しているのではないかと考えます。

そこで、新幹線開業による百年に一度のチャンスを生かし、県外の観光客誘客及びインバウンド誘客を促進するために、国内外への福井県の様々な魅力発信やその存在感を今以上に強化し、アピールしていくことが重要だと考えますが、県の所見を伺います。

また、県民の公共交通機関利用に対しての意識情勢につなげていくためにも、開業後の二次交通対策を県民に対して周知していくことも重要だと考えますが、県の所見を伺います。最後に、土木行政について伺います。

丸岡インター道路完成後の福井港の役割について。

福井県内には5つの港が整備されており、敦賀港については、現在フェリーが就航し、RORO船も週6便、そして韓国からの国際線も週3便就航し、環日本海側の重要な港としても整備されております。

9月に敦賀港視察で訪れたときには多くのコンテナが積んでおり、港のさらなる飛躍に向けてコンテナヤードを拡張するための整備もされており、今後の発展にも期待するところでもあります。

もう一つの港、福井港においては、港周辺のテクノポート福井には幾つかの企業も稼働しているようではありますが、まだまだ用地的にも余力があるように感じます。

そして、その背景には福井港においては中央航路での航路幅が狭い状況にあり、企業進出の足かせになっている要素の一つでもあるかと思われます。

県では、安全確保のための暫定措置も講じておられますが、今後は安全確保のための早期改修措置が必要ではないかと思えます。

現在福井港を起点とし、北陸自動車道丸岡インターにつながる福井港丸岡インター道路は県のプロジェクトとして急ピッチで進められておりますが、この道路は県内の生活道路としても重要で、多くの県民が早期の完成を望むところでもあります。

また、福井港と北陸自動車道や中部縦貫道路と接続することを考えると、県内でも最重要路線となる産業道路になることも間違いないと思えます。

そこでお伺いしますが、福井港がその役割を明確にし、それに向けた整備促進を展開していくことを早期に求めますが、今後の福井港の役割と安全確保の早期改修に向けた県の所見を、驚頭副知事にお伺いいたします。

最後に、除雪作業計画についてお伺いします。

毎年のことではありますが、この時期になると除雪計画、契約の季節になります。

特に本年の夏は異常のごとく猛暑続きで、今年の冬は暖冬ではないかと噂される中での除雪計画ではありますが、最近の降雪状況も夏同様想定外の状況になりかねないとのことで、災害級の降雪についても対応できるような計画が必要かと思えます。

平成30年の豪雪、3年前の大雪の経験を踏まえた対策として、オペレーターの増員、除雪車の整備と増車などの対応をとられ、各行政機関、管理者とも横の連絡網にも着目して協議されていることは、これまでとは違った状況になりつつあると考えます。

ただ、来年の4月以降については、2024年問題の働き方改革の問題があります。

除雪作業は気象に左右され、正確な予測は難しく、計画的に作業を行うことが困難で、降雪が続けば地震や大雨などの災害と同じように、夜間や土日、祭日等の休日を問わず出動

しなければなりません。

これらのことを考えると、来年度からの時間外労働上限規制に関して業界の意見などを聞きながら、県民の功績時における安全安心な生活を守るためには除雪作業を全般については、例外的に時間外労働時間から適用外としていただけるように福井労働局に働きかけてみてはどうかと考えますが、県の所見を伺います。

以上、質問させていただきます、よろしく申し上げます。

議長／知事杉本君。

杉本知事／森議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは儲かる農業につながる元気な生産者の育成についてお答えを申し上げます。

県におきましては農業の持続発展に向けて、まずは経営規模の拡大、それから農作業の効率化、これを目指していくということにいたしております。

こういうことから、ご紹介もいただきましたけれども、圃場の大規模化であるとか、それから農地の集約化、そしてスマート農業の推進、こういったことを行っているところでございまして、圃場の大規模化につきましては全国で第2位、農地の集約についても5位という上位でございますし、スマート化についても令和2年度時点では3000ヘクタールだったものを4年度時点で5000ヘクタール、来年度には7000ヘクタールに拡大していこうとしているところでございます。

また、兼業農家などの小規模な農家の方々にも、地域で活躍して誇りと生きがいを持っていただくことは大切だと認識しておりまして、園芸のハウスであったりとか加工の機械、こういったものの整備のための補助であるとか、それからまた、集落営農の組織化の機械を整備する、そういう補助金なんかもつくらせていただいているところでございます。

現在策定しています農業基本計画のこの改訂版につきましては、売り上げを1億円以上を目指すモデル経営体、こういったものを育成していくということであったり、若者や女性や障がいのあるの方々なども含めて、多様な担い手、こういう方々が活躍するようなこと、これらを柱としまして次世代につなぐ希望と魅力あふれる農業をつくっていく、こういうことを目指して策定をしまいたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、今後の福井港の役割と安全確保のための早期改修につきまして、お答えを申し上げます。

福井港でございますけれども、国家石油備蓄基地や石油配分基地を有するエネルギー基地ですし、テクノポート福井の拠点港としての位置づけもでございます。

さらに嶺北地域における物流の基地として、県民の暮らしや地域産業を支える非常に重要な港であると認識をしております。

こうしたことから県におきましては船舶に安全に航行いただくことを確保するために毎年

浚渫工事を実施しておりますし、さらにはやはり九頭竜川からの流入土砂を抑制する抜本的な対策が必要であるということでございまして、北防砂堤の延伸工事を行っているところでございます。

こちらの早期完成を目指してまいりたいと思っております。

今後御指摘のとおり、中部縦貫自動車道やまた福井港丸岡インター連絡道路の開通によりまして、アクセスが飛躍的に向上するということでございますので福井港の利便性がますます高まることとなります。

ハード整備に加えましてポートセールスを推進しまして、福井港の利用拡大につなげてまいりたいと思っております。

議長／危機管理監中嶋君。

中嶋危機管理監／私のほうからは、要配慮者の避難態勢について3点お答えさせていただきます。

今回の総合防災訓練における福祉避難所での訓練結果と課題についてお答えします。

今回の総合防災訓練では、坂井市が三国運動公園、健康管理センターに福祉避難所を開設し、個別避難計画に基づく要配慮者の受け入れ訓練を実施いたしました。

県におきましては災害派遣福祉チーム、いわゆるD-WATが市と連携し、一般避難所から福祉避難所への輸送訓練を実施したところであります。

訓練の結果、福祉避難所のテントラインに引いたシートが車いすだとずれてしまい入りにくかった。

避難者の受付に時間を要したため、避難スペースへの誘導が遅れたなど課題が明らかになっております。

県としましては今回の訓練結果を受けて、各市町や福祉関係団体で構成します災害福祉支援ネットワーク協議会を通じまして、課題を共有し改善を図ることで利用者に配慮した福祉避難所となるよう市町の運営を支援してまいります。

次に福祉避難所の受入対象者の事前通知についてお答えいたします。

福祉避難所の受け入れ対象者につきましては内閣府から示されています、福祉避難所の確保運営ガイドラインによりまして、原則として高齢者・障がい者など避難所生活において特別は配慮を要する者、及びその家族とされています。

福祉避難所の指定の際には、その名称、所在地に加え、受入対象者に対して公示を行いまして、周知されているところであります。

また、危険な箇所や避難所を記載していますハザードマップにつきましては、一般の避難所のみを記載し、福祉避難所の受け入れ対象者以外の方が福祉避難所に避難しないよう配慮されている市町もございます。

今後は、市町担当者への研修などの機会を活用し、一般の避難所と福祉避難所の役割の違いや、ガイドラインの内容について住民に周知するよう働きかけてまいります。

最後に、要配慮者の個別避難計画の支援者の確保状況と、支援者確保に向けた市町との連携についてお答えいたします。

個別避難計画の策定状況につきましては、現在県内全ての市町で作成に着手しており、そのうち3市町、勝山市、越前町、池田町では、計画策定を完了しております。

県では計画策定に置ける課題の1つである支援者の確保につきましては、家族を始め地域の方々や民生委員との関係者の協力が不可欠なため、自主防災組織の会合に、福祉分野の専門家や防災士を派遣し、計画の必要性を説明しております。

また、個人情報の提供にかかる同意取得を進めるには、要支援者の計画に対する理解促進が必要なため、市町の民生員やケアマネージャーの会合に防災士を派遣するなど、制度の周知を図っております。

引き続き市町と協力し、令和7年度までに優先度の高い避難行動要支援者に対する計画策定に努めてまいります。

議長／未来創造部長藤丸君。

藤丸未来創造部長／私から、公共交通機関の利用促進について2点お答えを申し上げます。まず、観光客等を対象とする二次交通整備と、県民を主体とする利便性を優先する整備計画の融合または区分けについてお答えを申し上げます。

現在策定中の嶺北地域公共交通計画におきましては、持続可能な交通ネットワークの構築、新幹線駅からの利便性の高い二次交通の充実、公共交通での移動を楽しめる仕掛けづくりの3つの方向性を掲げまして必要な政策に従事しております。

1つ目の施策に県民にとって必要不可欠な地域公共交通の維持を掲げておりまして、交通事業者の支援ですとか県民意識の転換、利用促進などの施策を示させていただいています。人口減に伴う利用者の減少、または運転手不足など、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますけれども、新幹線開業という他のエリアにはないチャンスを取り込むため、本県では二次交通の拡充、DX化、エンタメ交通の拡充などに力を入れてまいります。事業者が観光事業を取り込み、収益を拡大していくことによって地域交通の維持、県民の移動手段の確保につなげていきたいと考えております。

また、住民アンケートの中で増便ですとかキャッシュレス決済の対応が要望されております。

このため、ハピラインふくいでは、大幅な増便を予定しておりますし、また路線バスや福井鉄道、えちぜん鉄道への交通系ICカードの全面導入も進めております。

引き続き、市町や交通事業者とともに、県民及び観光客双方の利便性を図ってまいります。

次に、開業後の二次交通対策の県民への周知についてお答え申し上げます。

北陸新幹線福井開業に向けまして、まずハピラインふくいでは、今申し上げた大幅な増便、それから快速の運行を予定しております。

ダイヤの充実を図っているところです。

また、路線バスでは交通系ICカードの導入のほか、バスロケーションシステムといいまして、GPSで今バスがどこを走っているかをスマホで見れるシステムの導入も進めております。

また、タクシーにおきましては、GOという配車アプリの導入、どんな決済方法でも使え

るマルチのキャッシュレス端末の整備を進めているところでして、今の予定では配車アプリは6割程度、キャッシュレス端末は7割程度、導入が見込まれているところでございます。

また、事業者と連携しまして例えば東尋坊や永平寺など、観光地へ向かう路線バスの増便、またあわら温泉から恐竜博物館への直行バスの新規運行、それからハピバスといたしましてけれども着地型観光バスツアーの造成など、新幹線駅からの二次交通の充実を図っております。こうした取組は観光客だけではなくて県民の皆様にとっても利便性の向上につながると考えております。

こうした公共交通機関の拡充につきまして、御指摘のとおり県民にも分かりやすく周知していくことが重要と考えていまして、県や市町の広報媒体などを活用して、積極的に周知することによって県民の利用促進にもつなげてまいります。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、県外観光客の誘客及びインバウンド誘客促進のアピールについてお答えを申し上げます。

これまでPRの要となります北陸新幹線の主要駅等の出向宣伝におきまして、来場者に本県の魅力を伝えてまいりましたほか、SNSでの情報発信、プラレールやポケモンとのタイアップしたプロモーションなどなど、様々な手法で集客を図ってまいりました。

今後も、これまでの経験で得られた工夫を加えながら、1月にJR新宿駅や大宮駅で出向宣伝を行うほか、全国で人気のアニメやグルメドラマとのタイアップ、県民1000人が主役となるCM、福井情熱駅長の全国発信など、話題のあるプロモーションを切れ目なく展開しまして、本県の存在感を一気に高めてまいります。

またインバウンドでも多言語でのSNS発信を行っておりますほか、今年10月に、首都圏のインバウンド旅行手配業者を対象にしまして、沿線10都府県とJRが合同開催しましたセミナーでは、県外から約50社が参加いたしまして、県に多数の問合せがあるなど好評でありましたので、来年度も同様のセミナー開催に向け、関係都県と調整してまいります。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／福祉避難所における要配慮者の受入状況についてお答えします。

要配慮者数、福祉避難所の指定状況について市町からの報告を集計しますと、県内の要配慮者数は令和5年1月1日現在で約5万3500人、福祉避難所数は現在令和5年10月1日現在で291施設、想定の日収容人数は8219人となっております。

平成28年の熊本地震では要配慮者数のうち、福祉避難所へ避難した人の割合は15%となっております。

これは熊本市のデータでございます。

ひとり暮らしの自立した高齢者など、福祉避難所への避難を要しない方もいるためにこうした数値となっております。

これを福井県に当てはめると8000人程度となりますので、現時点で収容可能な人数と考えられます。

県では要配慮者数の受け入れ態勢強化に向けまして、今年度から市町による簡易ベッドやパーティションなどの資機材購入、避難所開設運営訓練への助成を行っておりまして、災害時の対応能力向上を図っております。

引き続き、市町における福祉避難所拡充を支援してまいりたいと考えております。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは2点、農業施策についてお答えします。

稲作における基盤整備と儲かる農業に対する計画についてお答えいたします。

本県では、令和3年3月に初めて全国で初めて県下一円をカバーするGPS固定基地局を整備しまして、スマート農業の普及拡大に取り組んできました。

比較する全国データはございませんが、メーカー等の声を聞きますと、他県よりかなり進んでいると評価もいただいております。

また基盤整備においても、老朽化した施設の更新と合わせまして儲かる農業の実践に向け、スマート農業の導入にかかせない、圃場の大区画化、2ヘクタールから3ヘクタールを目指します。

こういったものですとか、パイプライン化、水路の暗渠化などのよりまして、圃場管の移動を減らすことに寄りまして作業効率を上げると、こうした取組とともに自動給水栓導入による水管理の省力化、こういったことを進めることが重要と考えております。

今後もしっかり取り組む必要があると考えます。

2点目、都市会場について、これまで以上に県の主導が必要ということについてです。

本県の圃場整備率は、先ほど知事から申しました全国2位と高基準となっておりますが、整備後約50年経過した施設も多く、老朽や経年変化によりまして施設更新時期にさしかかっております。

さらに、スマート農業に対応した区画の拡大や水路の暗渠化も求められております。

一方、近年猛暑や肥料の高騰など農業を取り巻く環境が厳しい中、農地集積が進み、土地持ちの非農家さんが増えていると、こういったことなどによりまして、地元の合意形成が困難になっているというのは認識しております。

事業の構想については、地元の主体的な作成、これが基本となりますが、県ではこれまで整備に関する技術面のほか、負担金の軽減について構想段階からきめ細かく助言してまいりました。

今後既に始めている地域もありますが、さらに生産効率の高いスマート農業ですとか、収益性の高い園芸作物の導入など、儲かる新たな営農計画を示すことによって地域の合意形成を働きかけ、希望や魅力あふれる農業を支えます基盤整備を進めることで将来的な担い手の確保につなげていきたいと考えております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、除雪作業全般を時間外労働上限規制の対象外にすることの答えを申し上げます。

除雪作業に関する時間外労働の上限規制につきましては福井労働局から雪害等による広域または人命保護のための緊急を要する除雪作業については適用外になると聞いております。適用外の範囲など、詳細につきましては具体的に示されていないこともありまして、来年度の除雪シーズンに向けて、国や近隣府県の状況、県の建設業協会の意見も踏まえまして、福井労働局に相談してまいりたいと考えているところでございます。

議長／森君。

森議員／大変丁寧な答弁ありがとうございます。

再質問はしませんが、理事者のいろいろ答弁を聞かせていただいて、私の思ったことを少し伸べさせていただきますが、決して県の方で取り込んでおられることは何もやっていないとは思ってなくて、いろいろやっていただいているなど逆にそのように思うわけですが、ただここでいろいろ議論されることと、例えば農業とかそういうことで、土木であっても現場に出て、実際に現場の方の意見を聞いたり、お話を聞いたりすることにどうもギャップがあるなというところが感じたものですから、そういうところを少し私のほうでそういう思いで今回質問させていただきました。

例えば、公共交通のバスの時刻表なんか、私も時々駅のところを歩いたりするんですが、私田舎者だから分かりませんが、一乗谷いくにはどのバスのったらいいかよく分からなくて、その辺がよく見にくかったりすることがあるわけですから、その辺を少し手厚くフォローしていただけるとありがたいと思います。

要望として話をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、森君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかにないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

次に、日程第2の請願についてを、あわせて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第1項の規定により、日程第1の議案23件を配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第1項の規定により、日程第2の請願3件を、配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明8日から19日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審査され、来る20日に、その審査の経過及び結果について、御報告願います。

来る20日は、午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。